

山古志復興新ビジョン 最終報告

< 資料編 >

目次

資料 1 . 山古志村の概況.....	1
資料 2 . 山古志村の被害状況.....	53
資料 3 . アンケート調査結果.....	59
資料 4 . ヒアリング調査結果.....	72
資料 5 . 他地域における災害復旧・復興事例.....	74
資料 6 . 災害復旧事業および災害関連事業.....	80
資料 7 . 住宅再建支援.....	109
資料 8 . 地域産業の復興及び支援策検討の参考資料.....	116
資料 9 . 地域資源・復興メモリアルコース検討.....	145

平成 17 年 5 月 9 日

山古志復興新ビジョン研究会

資料 1 . 山古志村の概況

「山古志復興新ビジョン」の検討にあたり、被災前の山古志村の現状を認識する必要があることから、山古志村に関する基礎的資料として「歴史や社会指標」等を中心として収集・整理したものである。

目 次

1. 歴史	3
1.1. 山古志の名の由来	3
1.2. 近世の生業	3
1.3. 災害との遭遇	4
1.4. 闘牛と錦鯉	6
1.5. 昭和の合併	7
2. 山古志村の位置とアクセス	9
3. 人口・世帯	10
3.1. 人口・世帯数	10
3.2. 集落別人口	12
3.3. 年齢別人口の推移（3区分）	18
3.4. 将来人口	19
4. 面積と土地利用	20
4.1. 面積・土地利用	20
4.2. 持ち家率・住宅面積・可住地面積	21
5. 地形	22
6. 気候	26
6.1. 気温	26
6.2. 積雪	26
7. 産業・経済	27
7.1. 総生産	27
7.2. 村民所得	27
7.3. 産業別生産額	28
7.4. 産業別従業者人口	29
7.5. 農業	30
7.6. 内水面養殖業	34
7.7. 工業	35
7.8. 商業	36
7.9. 地域資源の活用実態	37

8. 教育・医療・生活	40
8.1. 教育施設、児童・生徒数、教員数	40
8.2. 医療・福祉	41
8.3. 公共施設	42
8.4. 生活状況	44
8.5. 通勤・通学流動	45
9. 観光・文化	47
9.1. 観光資源	47
9.2. 観光入込客数	49
9.3. 宿泊施設	50
9.4. 棚田の撮影ポイント	51
10. 財政	52

1. 歴史

山古志村史（通史）より

1.1. 山古志の名の由来

山古志は、江戸時代の初め、「山二十村」と「山六ヶ村」と呼ばれていた。のち幕領となり、山古志全体を「二十村」と呼ぶようになった。（P.6 山古志村の変遷参照）

「山二十村」とは、木沢、塩谷、欄木、荷頃、梶金、小松倉、菖蒲、岩間木、朝日、寺沢、中山、首沢、小栗山、油夫、大内、竹沢入、間内平、桂谷、大久保、濁沢の20村である。また「山六ヶ村」は、種苧原、中野、蓬平、池谷、竹之河内、虫亀を指していた。

この「山二十村」と「山六ヶ村」を「山古志」の名で呼ぶことが定着するようになったのは1830年代以降であり、1824年（文政7）2月の役人人事の記録に、初めて「山古志村々」という名称が使われている。

1.2. 近世の生業

（1）くらしの描写

1824年に中野で大規模な地すべりが発生し、その直後に出された救済願いの中に当時の暮らしのことが記述されている。

「中野郷は山中高山にあるため、田地が不足している。小前のものは、少しずつ高持百姓の小作をし、そのほかに、年々春雪が消え次第、うど・ぜんまい・たき木などを山奥から採り出し、長岡町へ荷い出して売った代金を、種子飯米の足しにしている。田畑と焼畑、そして毎年5月（旧暦）になれば農業のあい間に蚕を飼い、それやこれやで渡世の所業としてきた。」（山古志村史 p188）

これをみてわかるように田畑、養蚕、そして山菜・薪取りなどの山稼ぎの3つが、当時の人々の生活を支えていた。

（2）生産物の実態

明治初期の物産の記録によれば、次表のように白縮を除いて、すべて一次産品である。米のほか、粟、稗などの雑穀の生産も多く、種苧原では、米・雑穀合計の4割弱、木籠ほかでは5割強を占めている。

また種苧原では、白縮の生産も行っている。白縮は、1720年の「差出帳控」の文書によれば、農業の副業として女性が行ったとの記録が残っている。山古志地方では、“からむし”（あおぞ青苧）と呼ばれる植物の茎から繊維を取りだして紡いでいた。

表 1-1. 明治初期の生産物

品目	種芋原 (1870年)	木籠・小松倉・芋川 (1878年)
米	370石	216石
粟	29	81
稗	74	68
そば	27	33
大豆	76	29
小豆	22	
馬鈴薯	(雑穀の計228石)	35 (雑穀の計246石)
養蚕(繭)	量目不詳	264貫匁
白縮	95反	
山菜	うど、ぜん、まい、わら び(自家用)	
木材	たき木など(自家用)	

資料：山古志村史

1.3. 災害との遭遇

(1) 飢饉

江戸期に、享保、天明、天保の3つの大きな飢饉があったが、山古志では天明の飢饉で大きな被害を出した。1784年(天明4)の正月から10月にかけて山古志全体で341人、実に全人口の7%を超える人が亡くなった。

表 1-2. 1784年1~10月までの死者数

村名	人口	死者数	割合(%)
東山村	1,772	116	6.5
蓬平・虫亀村	1,219	73	6.0
竹沢村	791	69	8.7
種芋原村	799	83	10.4
合計	4,561	341	7.4

資料：山古志村史

江戸期は凶作が飢饉となりやすかったが、山古志では少しでも余裕のある者が米を提供したり、年貢米の期限の延長を役所に懇願したりして、凶作を飢饉としない努力をしてきた。それでも度々の凶作に見舞われたが、人々は村を離れることをしなかった。このことを裏付ける資料として当時の人口統計がある。種芋原村の人口によれば、

1752年に 169戸、 804人

1862年に 241戸、 1,416人

となっており、天明、天保（1833～39年）と二つの飢饉に遭遇しながら、この110年間に人口が2倍近く増加している。

（2）中野の地すべり

1824年（文政7）前年の豪雪が雪解け始めた4月、中野は地区全体を動かすほどの地すべりに襲われた。地すべりの範囲は、長さ1400m、幅700mの大きさに及ぶ。家屋被害は下表のとおりであり、中野地区の全家屋64戸のうち無害な家屋はわずか2戸という惨状であった。農地への影響も甚大であり、生産不能に陥った田畑は全体の5割に達した。

表 1-3. 中野地区の地すべりの家屋被害状況

家屋の状態	戸数	居住人数
居住不能	11	50
修繕居住	15	108
被害居住	35	208
無害	2	16
合計	64	382

資料：山古志村史

（3）昭和の豪雪

1934年（昭和9）の豪雪は未曾有と言われている。東竹沢の古老によれば、1881年（明治13）以来であり、その時よりさらに2尺も多いという話である。根雪となった前年の12月13日から3月28日までの間、晴れと雨の8日間を除き、98日間絶え間なく雪が降り続いた。積雪深は6m55cmに達した。

[豪雪の被害]

2,150戸の負担：120万円

道路の崩壊、橋梁の落梁、ため池の決壊

農地の破壊

樹木倒壊、錦鯉の斃死

ため池の被害により、作付けのできない田が半分以上になり、有力な現金収入であった桑園も直撃し、錦鯉などの被害を加えると、ほとんど村の立ち直りを困難とするものであった。

表 1-4. 1934 年豪雪による被害

区 分	被害状況
水 田	1 6 箇所で作付け不能
ため池	6 6 箇所中 4 4 箇所決壊
畑	ほとんど全滅
桑 園	ほとんど全滅
養鯉池	4 2 5 箇所中 3 6 0 箇所
桑 苗	6 万本全滅
杉 苗	3 万本全滅

資料：山古志村史

1.4. 闘牛と錦鯉

(1) 牛の角突き

牛の角突きは、起源は明らかでないが、滝沢馬琴の「南総里見八犬伝」(1814 ~ 1842 年) によって全国に紹介されているように、かなり古い歴史をもっている。

明治期に文明開化路線上で野蛮であるとの理由や勢子の服装の派手さで、一時中断を余儀なくされたが、昭和 53 年には国の重要無形民族文化財に指定され今日に至っている。

(2) 錦鯉

山古志の錦鯉は、すでに江戸期末に“紅白”、“頬赤”、“頭巾被り”などが作出されていたと伝えられている。明治期には、“黄写”、“浅黄”などの新種が作出され、東京、富山、関西方面に出荷され、のちの錦鯉産地の基盤を築いていった。

明治の初期には事業の投機的性格を嫌った県当局から養鯉業禁止令が発令されたが、大隈重信に献上して知名度をあげ、大正期には博覧会で賞を獲得するなど順調に発展し、1940 年には稲作生産高の 4 分の 1 を占めるほどのピークを迎えた。

1.5. 昭和の合併

(1) 合併前の各村の思惑

1953年に施行された「町村合併促進法」の主旨の則った、規模の適正化を求めるなら、山古志郷の5ヶ村（種芋原、竹沢、東竹沢、太田、東山村）が一つになろうとする姿勢は自然の成り行きであった。しかし、各村は社会経済の進展とともに周辺地域とのつながりが変化し、とくにまちなかへのアクセス性によって、合併先の意向も村ごとに異なるものとなった。県が提案した5カ村の合併案に対しては、当初、各村は次のような考えを示した。

種芋原村：県の案に賛成（山古志5ヶ村の完全合併）

太田村：長岡市との合併

竹沢村：5ヶ村合併（その後、5ヶ村合併と小千谷合併が対立）

東竹沢村：小千谷市との合併

東山村：早くから山古志5カ村合併から離れ、小千谷市と川口町に分離合併
（山古志村から脱落）

(2) 合併に向けた収拾

太田村においては、虫亀、池谷、榎木は山古志合併を希望し、蓬平、濁沢、竹之高地は長岡市合併とすることで村内の調整を図った。また東竹沢村の芋川地区は広神村への編入とし、東竹沢村としては山古志の合併に同意した。

これにより種芋原村、太田村、竹沢村、東竹沢村が合意し、1956年（昭和31）に人口9,019人の山古志村が誕生した。

(3) 山古志村の変遷

表 1-5. 山古志村の変遷

村名	江戸初期	幕領後	江戸末期	昭和の 合併直前 (1956)	現在 (2005.3)	備考
木沢	山二十村	山二十村	山古志	東山村	川口町	現在の地名から
塩谷				"	小千谷市	"
欄木				"	"	"
荷頃				荷頃村	栃尾市	"
梶金				東竹沢村	山古志村	
小松倉				"	"	
菖蒲				竹沢村	"	
岩間木					小千谷市	現在の地名から
朝日					"	"
寺沢					"	"
中山				<i>東竹沢村</i>	山古志村	隧道の地名から
首沢					小千谷市	現在の地名から
小栗山				東山村	"	"
油夫				竹沢村	山古志村	
大内				"	"	
竹沢入				"	"	
間内平				"	"	
桂谷				"	"	
大久保				東竹沢村	"	
濁沢				太田村	長岡市	
種芋原	山六ヶ村			種芋原村	山古志村	
中野				"	"	
蓬平				太田村	長岡市	
池谷				"	山古志村	
竹之河内				"	長岡市	
虫亀				"	山古志村	

注1) 村名は、山古志村史、川口町史、小千谷市史、栃尾市史より記載。なお「竹之河内」は山古志村史のP646では「竹之高地」と記述されている。

注2) 斜体は現地名称から推測した村名

注3) 空欄は不明

2. 山古志村の位置とアクセス

新潟県のほぼ中央、長岡市街地へ約 35 分
 村中心から新幹線長岡駅まで 20km、小千谷インターチェンジまで約 18 分
 村中心から関越自動車道小千谷 IC まで 14km、堀之内 IC まで 10km

役所・役場の位置

都市名	北緯	東経
山古志村	37度19分	138度53分
長岡市	37度26分	138度50分

東西・南北距離

	東西	南北
山古志村	8.56km	10.1km

資料：山古志村役場 山古志村地形図 1:10,000 より計測

資料：国土地理院ホームページより計測



3. 人口・世帯

3.1. 人口・世帯数

総人口は昭和 55 年から平成 12 年において減少傾向にあり、平成 7 年から 12 年に 300 人（12%）減少するなど過疎が進行している。

高齢者人口（65 歳以上）は、村人口の約 4 割（34.6%）となっており、新潟県や長岡市と比べ高齢化が進んでいる。

総世帯 700 世帯（平成 12 年国勢調査）

表 3-1. 人口動態

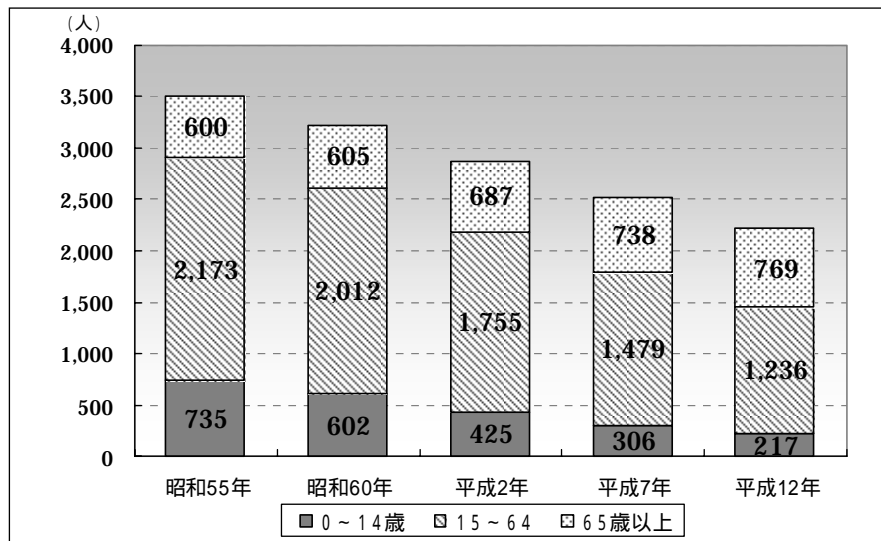
都市名	国勢調査人口					H12/S55 人口増減率
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	
山古志村	3,508	3,219	2,867	2,523	2,222	36.7
伸び率		-8.2%	-10.9%	-12.0%	-11.9%	
長岡市	180,259	183,756	185,938	190,470	193,414	7.3
伸び率		1.9%	1.2%	2.4%	1.5%	
新潟県	2,451,357	2,478,470	2,474,583	2,488,364	2,475,733	1.0
伸び率		1.1%	-0.2%	0.6%	-0.5%	

資料：総務省「国勢調査」

表 3-2. 年齢別構成比

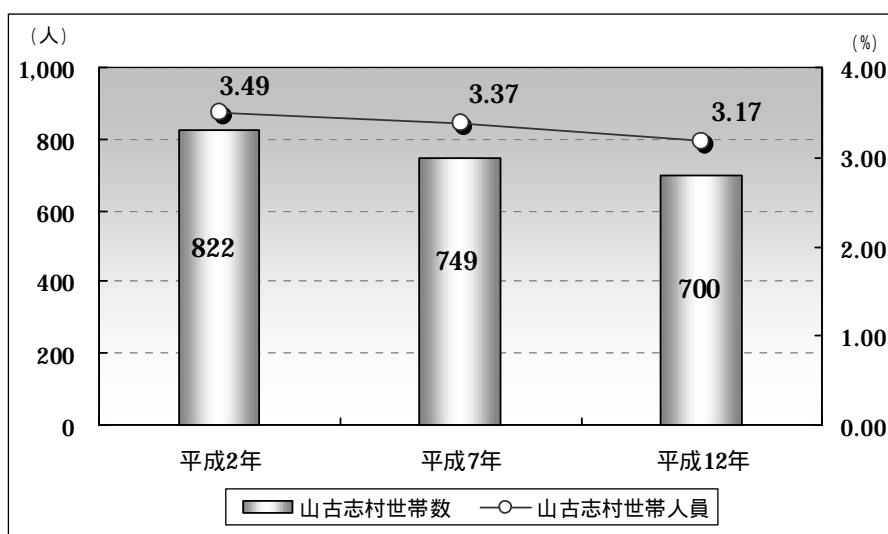
都市名	平成12年 国勢調査 年齢別人口(人)			平成12年 国勢調査 年齢別人口割合		
	0～14歳	15～64	65歳以上	0～14歳	15～64	65歳以上
山古志村	217	1,236	769	9.8%	55.6%	34.6%
長岡市	29,044	128,989	35,275	15.0%	66.7%	18.2%
新潟県	365,667	1,581,186	526,112	14.8%	63.9%	21.3%

資料：「長岡地域新市建設計画」
山古志村資料



資料：総務省「国勢調査」

図 3-3. 山古志村の年齢別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

図 3-4. 世帯数・世帯人員の推移

表 3-5. 世帯数の推移

都市名	国勢調査世帯(世帯)			H12/H7 伸び率(%)
	平成2年	平成7年	平成12年	
山古志村	822	749	700	7.0
長岡市	56,425	61,725	66,680	7.4
新潟県	707,779	757,341	795,868	4.8

資料：総務省「国勢調査」

表 3-6. 世帯特性(平成12年)

都市名	総世帯数	高齢者のいない世帯	高齢者のいる世帯	高齢単身者数(65歳以上)
山古志村	700	183	517	46
長岡市	61,725	38,365	23,360	2,808
新潟県	757,341	410,738	346,603	41,712

資料：総務省「国勢調査」

3.2. 集落別人口

高齢化率 40%を越える集落は、14 集落中、種芋原(41.0%)、菖蒲(42.1%)、桂谷(42.0%)、小松倉(44.1%)、池谷(42.3%)の5集落となっており、木籠、大久保の2集落は高齢化率がそれぞれ50.8、58.8%と5割を越えている。

逆に高齢化率のもっとも低い集落は、竹沢の27.6%、山中の27.7%である。竹沢は50歳代に構成のピークがあり、山中は20歳代以下、40歳代、70歳代にピークがあり、特徴的な分布を示している。

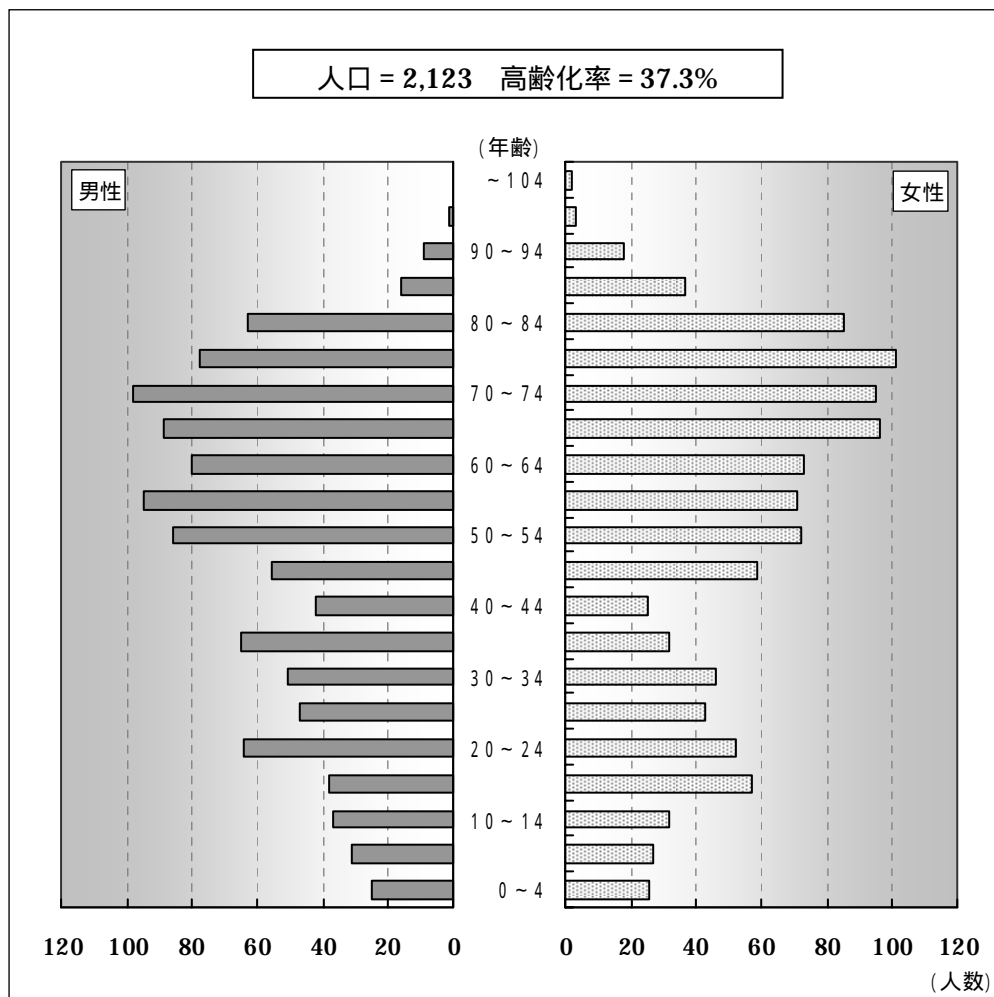
(1) 集落別人口

表 3-7. 集落別人口・世帯数

地区名	世帯数	人口		
		総数	男	女
種芋原	191	603	299	304
下村	43	152	72	80
大谷地	39	127	65	62
上村	53	170	81	89
中野	56	154	81	73
虫亀	144	436	211	225
竹沢	182	624	323	301
竹沢	77	273	149	124
間内平	26	84	36	48
菖蒲	8	21	10	11
山中	12	58	32	26
油夫	20	68	30	38
桂谷	39	120	66	54
東竹沢	96	271	142	129
梶金	28	87	46	41
木籠	24	65	33	32
小松倉	25	68	39	29
大久保	19	51	24	27
南平	64	204	106	98
池谷	35	97	55	42
檜木	29	107	51	56
合計	677	2,138	1,081	1,057

資料：山古志村役場「年齢別人口調べ」
平成16年12月31日現在

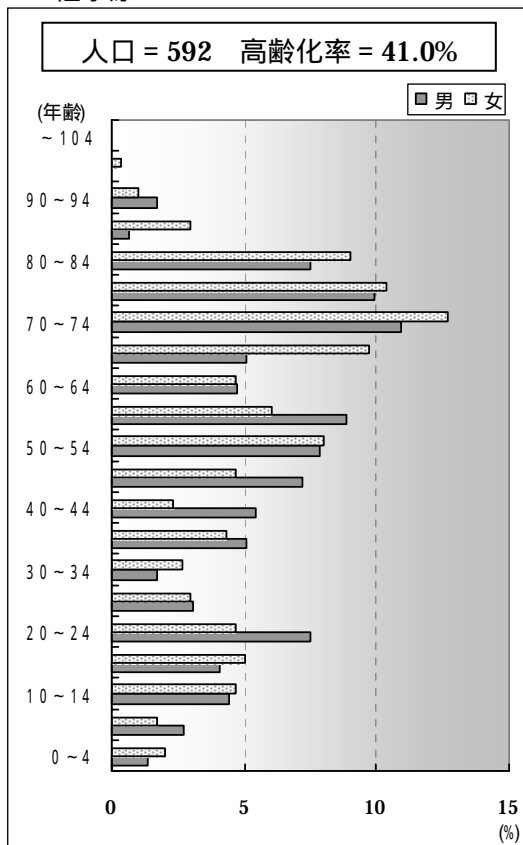
(2) 集落別 5 歳階級別の人口構成



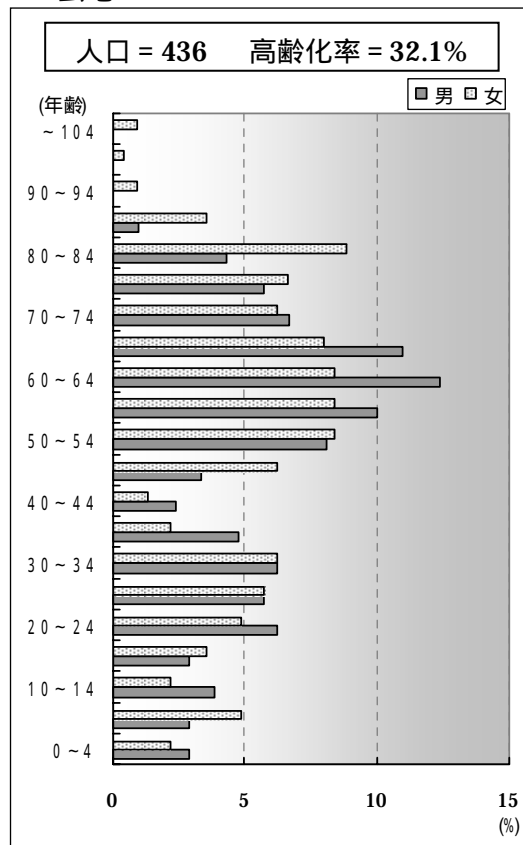
資料:山古志村役場「年齢別人口調べ」
平成 16 年 12 月 31 日現在

図 3-8. 山古志村の 5 歳階級別人口構成

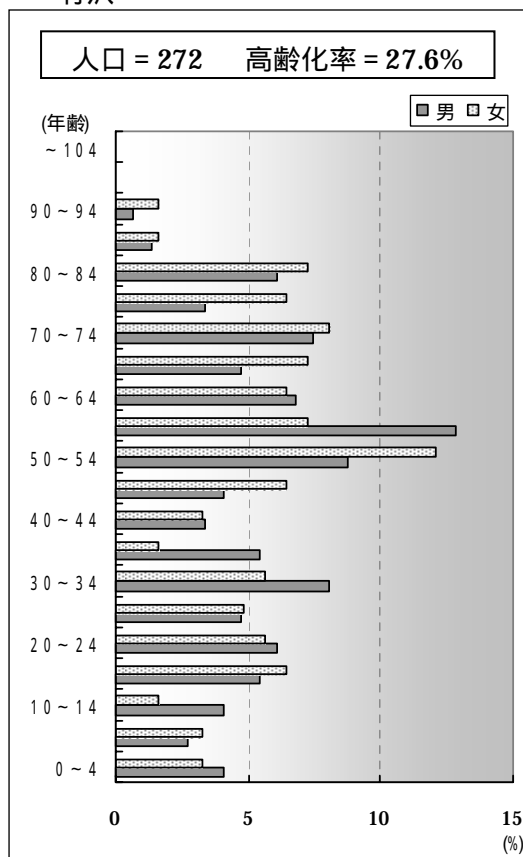
種芋原



虫亀



竹沢



間内平

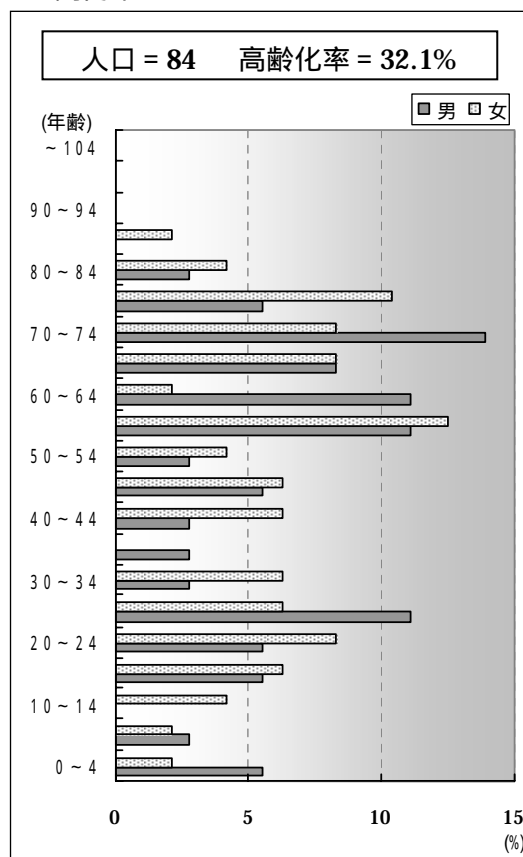


図 3-9. 集落別 5 歳階級別の人口構成 (1)

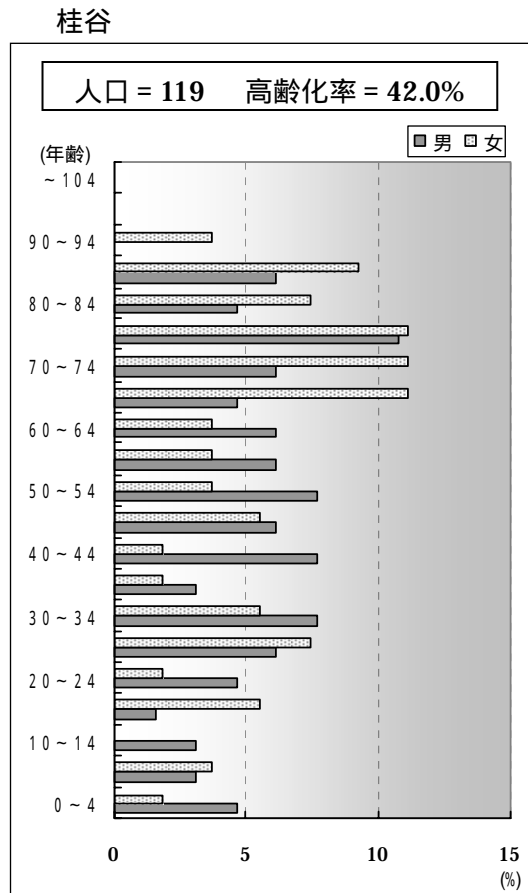
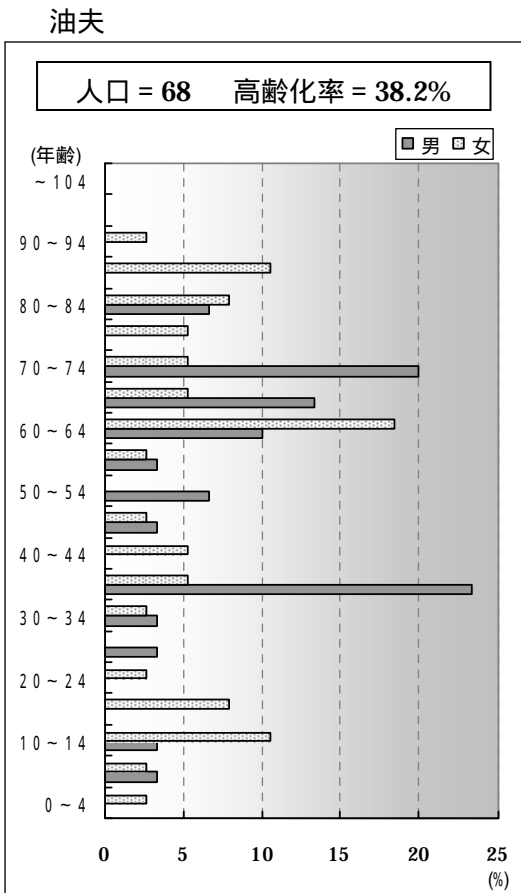
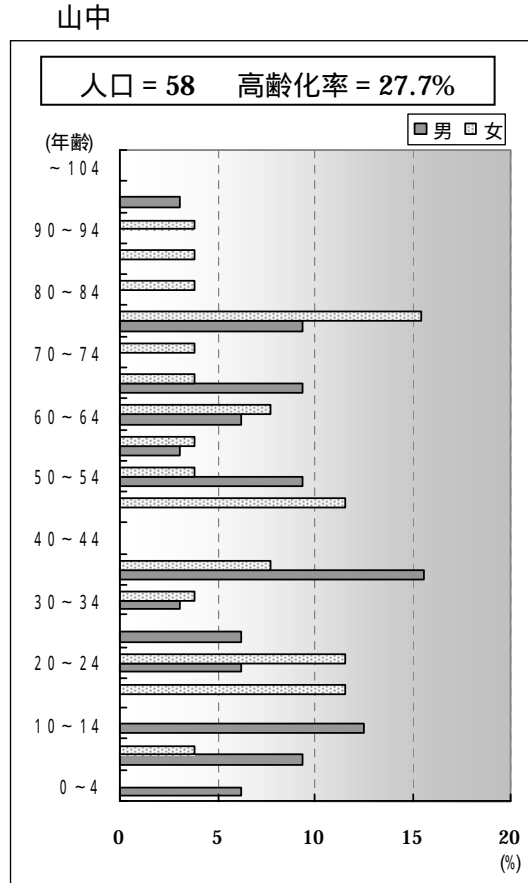
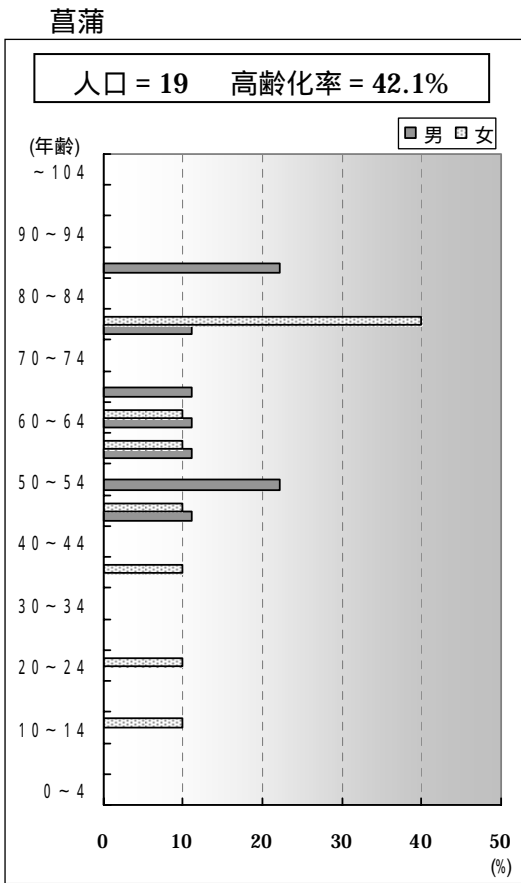
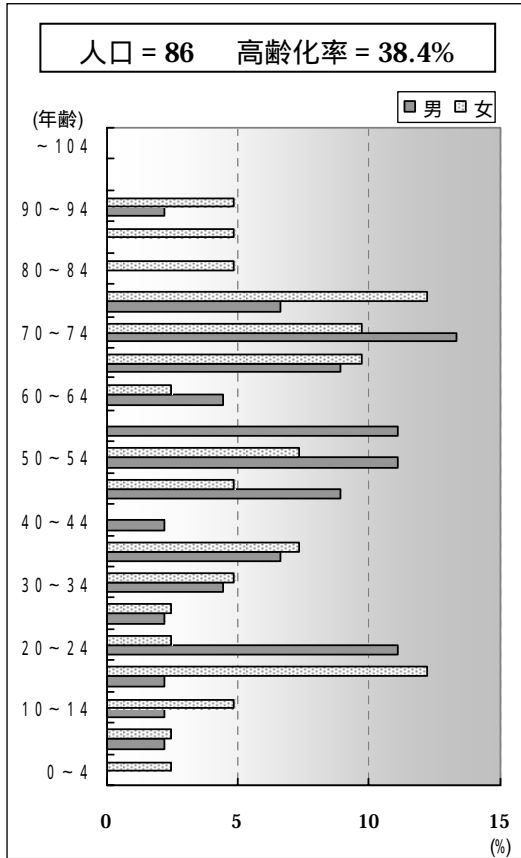
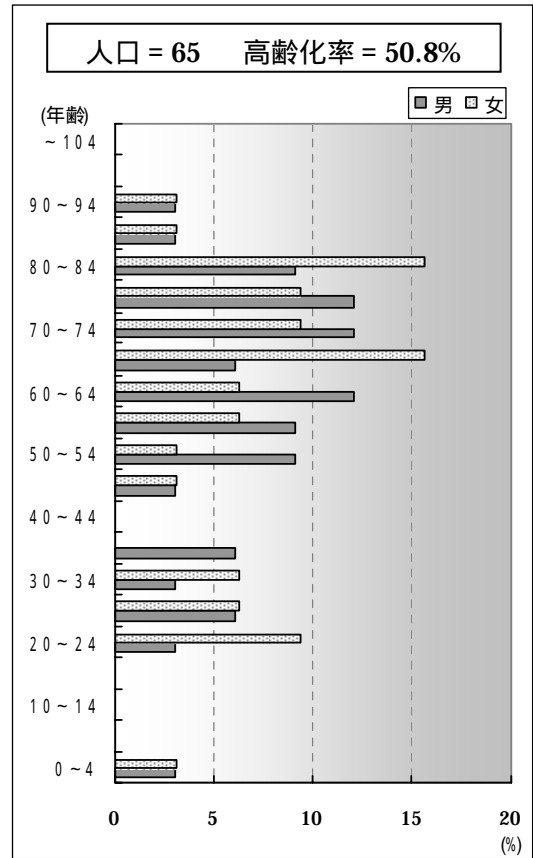


図 3-10. 集落別 5 歳階級別の人口構成 (2)

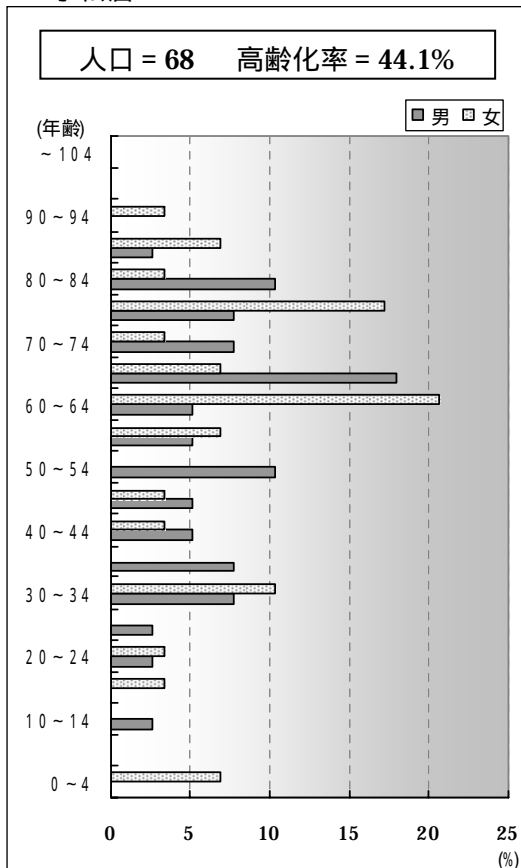
梶金



木籠



小松倉



大久保

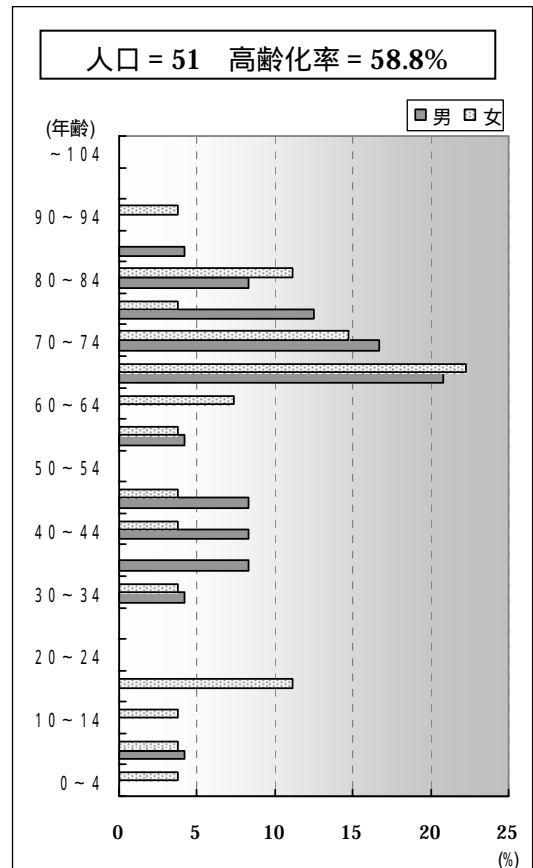
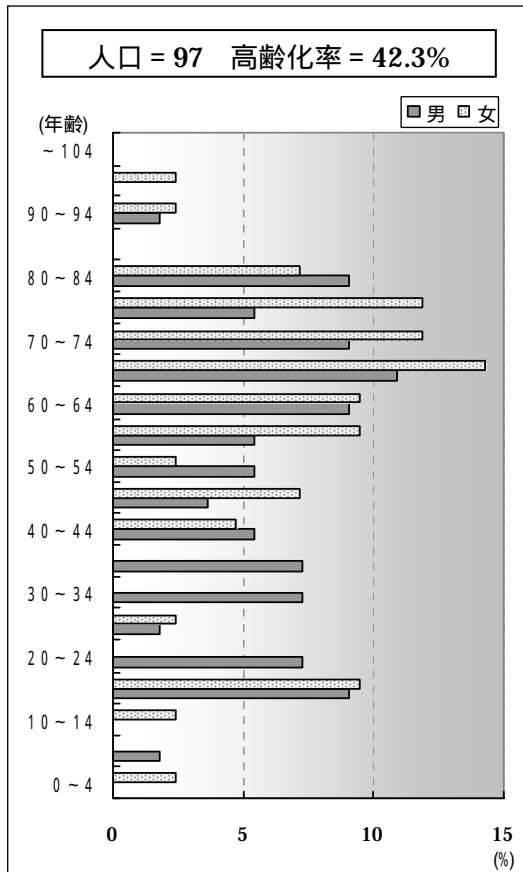
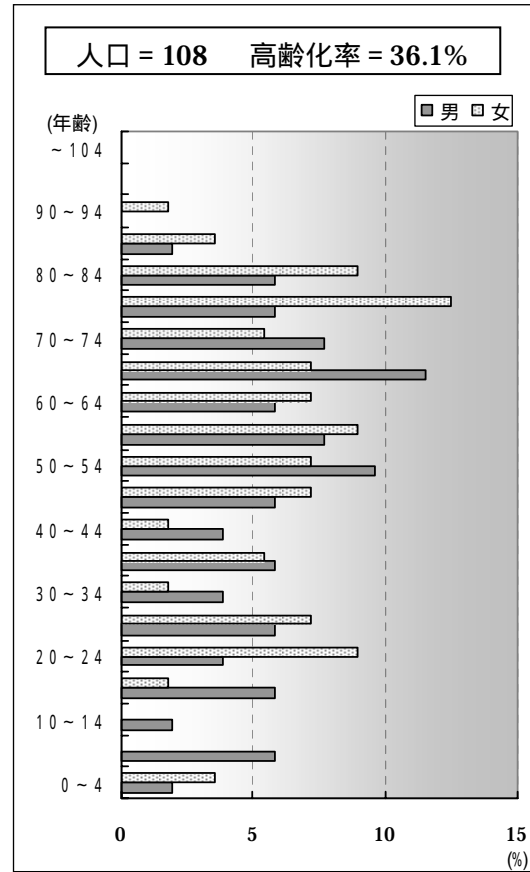


図 3-11. 集落別 5 歳階級別の人口構成 (3)

池谷



楢木

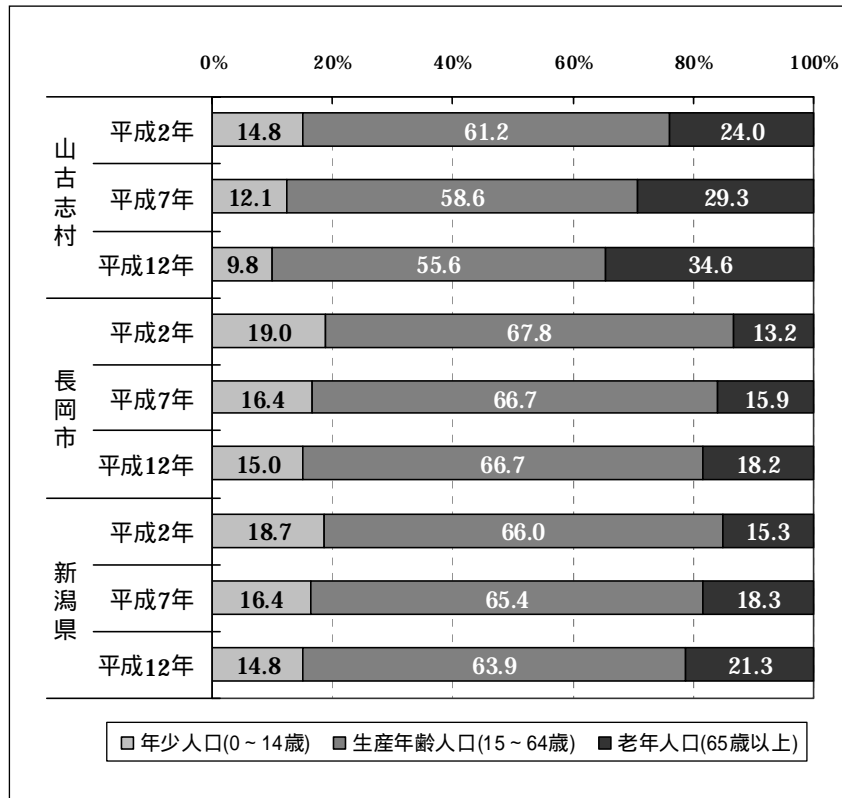


資料：山古志村役場「年齢別人口調べ」
平成 16 年 12 月 31 日現在

図 3-12. 集落別 5 歳階級別の人口構成 (4)

3.3. 年齢別人口の推移（3区分）

山古志村の年少人口は、平成12年で9.8%と総人口の1割以下となっている。
 また、老年人口は34.6%にも達し、新潟県、長岡市と比較して、少子高齢化が進んでいることが分かる。



資料：総務省「国勢調査」

図 3-13. 年齢3区分別構成比の推移

3.4. 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所によると、2030年における山古志村の総人口は1,121人、2000年(2,222人)の約55%まで減少すると推計されている。

表 3-14. 将来人口推計

単位：人

	2000年	2015年	2030年
年少人口 (0～14才)	217	129	101
生産年齢人口 (15～64才)	1,236	750	508
老年人口 (65才～)	769	708	512
合計	2,222	1,587	1,121

資料：国立社会保障・人口問題研究所：日本の市区町村別将来推計人口
(平成15年12月推計)

4. 面積と土地利用

4.1. 面積・土地利用

総面積は 39.83km² で、長岡市 (262.5 km²) の約 7 分の 1
 山間丘陵地のため、ほとんどが傾斜地となっており、土地利用構成割合を見ると、山林や雑種地の割合が高いことが分かる。
 谷底から山頂まで階段状に整備された農地 (棚田等) が広がっている。

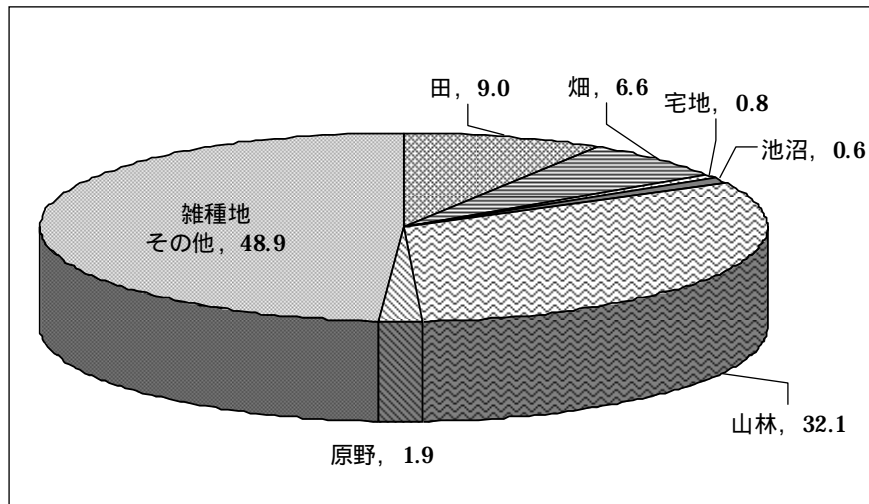


図 4-1. 土地利用構成割合

表 4-2. 土地利用地目的別面積 (平成 16 年 1 月 1 日)

都市名	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地 その他
山古志村	3,983.0	359.5	261.9	33.4	25.7	1,278.2	77.1	1,947.4
長岡市	26,245.0	6,209.8	1,328.4	3,214.7	29.5	5,208.7	382.3	9,871.6
新潟県	1,258,248.0	162,304.9	37,361.0	47,428.6	2,512.6	352,492.5	22,789.0	633,359.5

資料：新潟県「統計データハンドブック (平成 16 年)」

4.2. 持ち家率・住宅面積・可住地面積

山古志村の持ち家率は 98.7%にも達し、新潟県や長岡市よりもかなり高い割合となっている。
住宅延べ面積は 152.1m²となっており、こちらも県の値を大きく上回っている。

表 4-3. 持ち家率と住宅延べ面積（平成 12 年）

都市名	持ち家率	住宅延べ面積 (1世帯)
山古志村	98.7%	152.1m ²
長岡市	64.6%	111.6m ²
新潟県平均	75.2%	129.7m ²

資料：新潟県「新潟県 100 の指標（平成 16 年度版）」

表 4-4. 可住地面積

都市名	行政面積 (km ²)	可住地面積 (km ²)	可住地面積 割合 (%)
山古志村	39.83	15.63	39.24
長岡市	262.45	174.89	66.64
新潟県	12582.44	4481.28	35.62

資料：新潟県「新潟県統計年鑑（2001）」

(2) 山古志村地形图

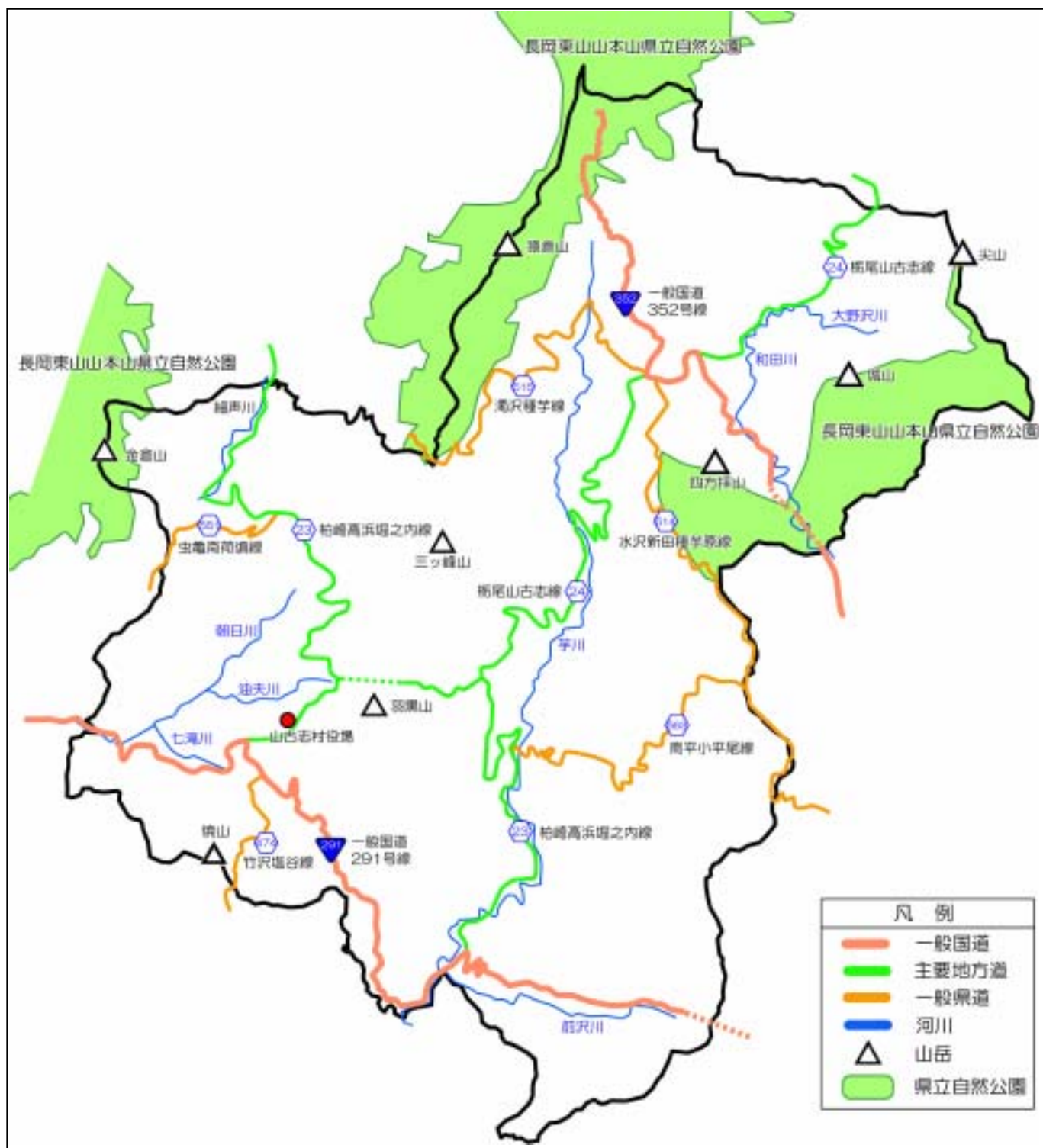


图 5-2 山古志村地形图

(3) 山岳

表 5-2. 山岳一覧

名称	標高 (m)	備考
猿倉岳	679.0	山古志村、長岡市
城山	508.6	山古志村
尖山	594.0	山古志村、魚沼市
四方拝山	470.0	山古志村
三ツ峰山	521.1	山古志村
金倉山	581.4	山古志村、小千谷市
羽黒山	444.0	山古志村
焼山	444.4	山古志村

資料：山古志村役場「山古志村地形図 1:10,000」より計測

(4) 河川

表 5-3. 一級河川一覧

水系名	河川名	上流端左岸	上流端右岸	下流端	延長 (m)
信濃川	細声川	雲雀沢の合流点(古志郡山古志村大字虫鬼字金倉 3 0 3 1 番地先)	雲雀沢の合流点(古志郡山古志村大字虫鬼字上ノ山 3 0 4 番地先)	赤羽根川への合流点	800
信濃川	朝日川	額堂川の合流点(古志郡山古志村大字虫亀字滝林)	額堂川の合流点(古志郡山古志村大字虫亀字滝林 4 4 6 番地先)	信濃川への合流点	8,000
信濃川	七滝川	古志郡山古志村大字竹沢字間内平地先の県道竹沢橋(字間内平 1 3 8 6 番地先)	古志郡山古志村大字竹沢字間内平地先の県道竹沢橋(字下手 2 3 0 9 番地先)	朝日川への合流点	1,000
信濃川	油夫川	古志郡山古志村大字竹沢字向乙 5 7 8 番地先の県道橋	(古志郡山古志村大字竹沢字家ノ下乙 3 8 4 番地先)	朝日川への合流点	1,200
信濃川	芋川	崩沢川の合流点(山古志村大字種芋原字西向地先)	崩沢川の合流点(山古志村大字種芋原字西山地先)	魚野川への合流点	14,100
信濃川	前沢川	古志郡山古志村大字東竹沢字芹坪地先の県道芋川橋(字芹坪 1 8 7 4 番地先)	古志郡山古志村大字東竹沢字芹坪地先の県道芋川橋(字芹坪 1 8 5 4 番地先)	芋川への合流点	2,300
信濃川	和田川	古志郡山古志村大字種芋原字倉骨地先の倉骨橋(字倉骨 1 7 0 2 番地先)	古志郡山古志村大字種芋原字倉骨地先の倉骨橋(字屋内金 1 9 7 1 番地先)	破間川への合流点	14,747
信濃川	大野沢川	古志郡山古志村大字種芋原字大野 9 4 5 番の 4 地先の県道大野沢橋	(古志郡山古志村大字種芋原字大野 9 4 5 番の 5 地先)	和田川への合流点	800

資料：新潟県河川管理課(平成 16 年 4 月 1 日現在)

(5) 道路(国道・県道)

表 5-4. 道路一覧

道路種別	路線番号	道路名	管理区分
一般国道	291	一般国道 291 号	都道府県知事又は都道府県
一般国道	352	一般国道 352 号	都道府県知事又は都道府県
主要地方道(都道府県道)	23	主要地方道柏崎高浜堀之内線	都道府県知事又は都道府県
主要地方道(都道府県道)	24	主要地方道栃尾山古志線	都道府県知事又は都道府県
一般都道府県道	474	一般県道竹沢塩谷線	都道府県知事又は都道府県
一般都道府県道	514	一般県道水沢新田種芋原線	都道府県知事又は都道府県
一般都道府県道	515	一般県道濁沢種芋原線	都道府県知事又は都道府県
一般都道府県道	563	一般県道南平小平尾線	都道府県知事又は都道府県
一般都道府県道	551	一般県道虫亀南荷埴線	都道府県知事又は都道府県

資料：平成 11 年度「道路交通センサス」一般交通量調査

(6) 公園

表 5-5. 長岡東山山本山県立自然公園

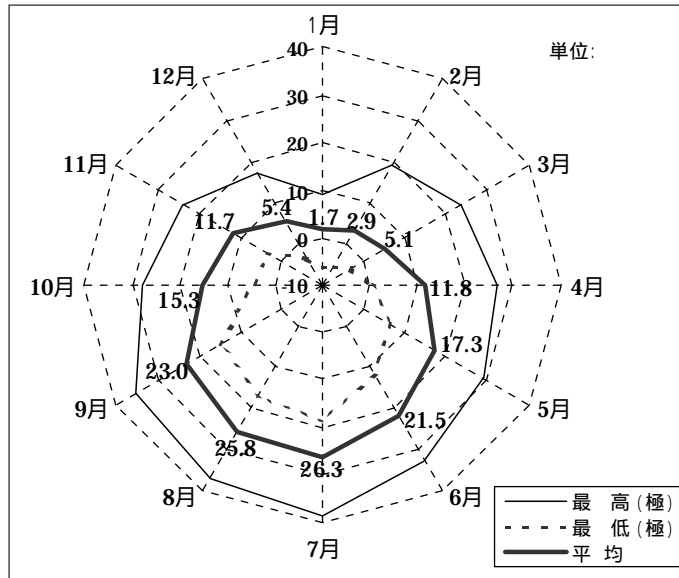
市町村	面積 (ha)	特色
長岡市	1,560	丘陵地帯の公園で、長岡東山連峰を始め、5 地区に分かれています。 八方台いこいの森、朝日山・金倉山 県民休養地、山本山スキー場を含み、行楽に適しています。
栃尾市	800	
小千谷市	1,076	
山古志村	456	
計	3,892	

資料：新潟県ホームページ

6. 気候

6.1. 気温

平均気温が最も高いのは7月で26.3、最も低いのは1月の1.7となっている。

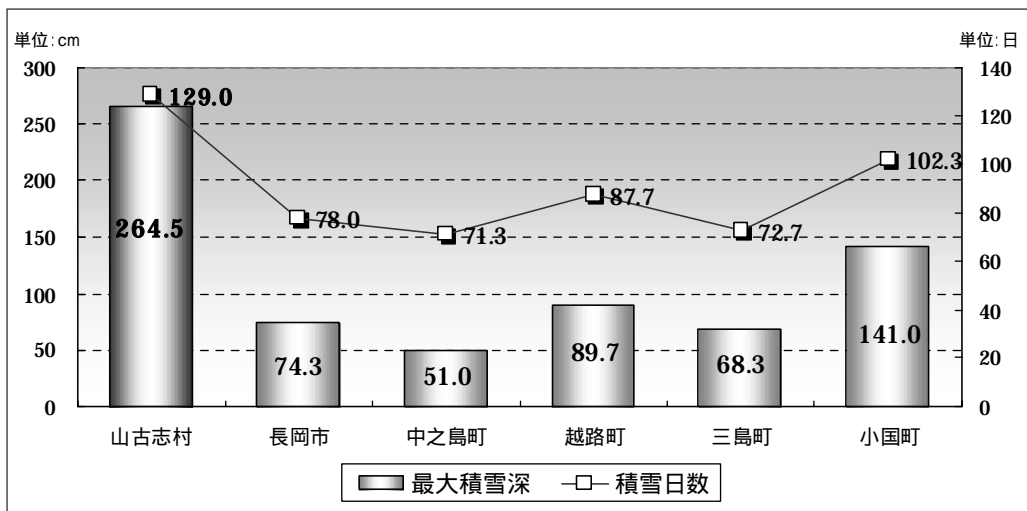


資料：気象庁ホームページ
平均気温は平成16年の毎正時(24回)の観測値を平均したもの

図6-1. 長岡地域の月別最高・最低気温 (2004年)

6.2. 積雪

積雪日数は129日にも及び、年間の1/3以上が積雪期間である。
最大積雪深は264.5cmに達し、周辺地域と比較しても積雪量が多いことが分かる。



資料：長岡地域合併協議会
「長岡地域新市建設計画」

図6-2. 最大積雪深と積雪日数 (平成11年度初雪時から平成14年度4月最終積雪時までの平均値)

7. 産業・経済

7.1. 総生産

山古志村の総生産額は、平成14年度で約52億円となっている。

表 7-1. 総生産（実額）

(百万円)

都市名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
山古志村	6,326	6,358	5,879	5,829	5,048	5,248
長岡市	806,937	803,583	772,741	777,416	743,538	775,872
新潟県	9,612,840	9,689,069	9,426,027	9,425,435	9,193,702	9,039,139

資料：新潟県「市町村民経済計算」

7.2. 村民所得

村民所得は年々減少しており、平成14年度には約43億円となっている。

また、H14/H9の減少幅は新潟県や長岡市のほぼ倍となっており、相対的に急激に減っていることが分かる

*市町村民所得：1年度間において市町村居住者（個人、企業、政府、非営利団体）の生産活動により新たに生産された付加価値の貨幣評価額

図 7-2 村民所得

(百万円)

市町村名	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
山古志村	5,506	5,369	4,994	4,704	4,406	4,272
長岡市	627,289	613,124	601,990	594,893	581,181	567,969
新潟県	7,385,613	7,336,013	7,062,267	7,047,090	6,820,803	6,688,043

資料：新潟県「市町村民経済計算」

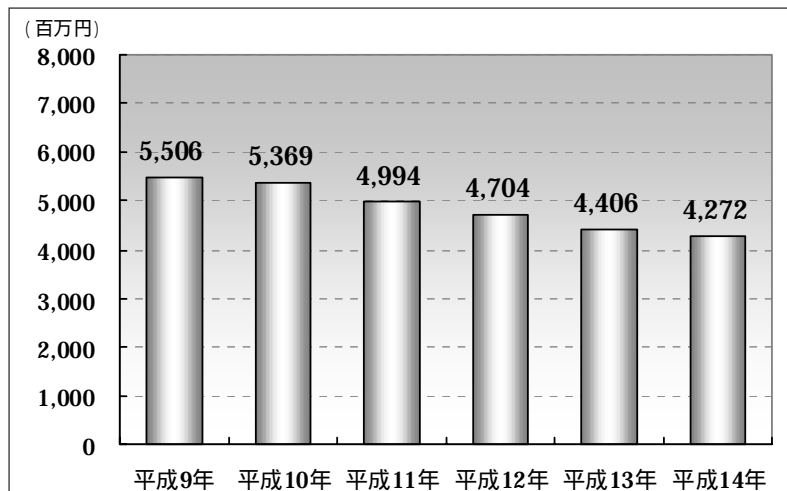


図 7-3. 村民所得の推移

資料：新潟県「市町村民経済計算」

7.3. 産業別生産額

産業別の生産額割合を見ると、山古志村は第1次産業の割合が約1割と、就業人口割合に比べ高くなっている。これは、錦鯉やはざかけ米等の高付加価値な商品が生産されているためと予想される。

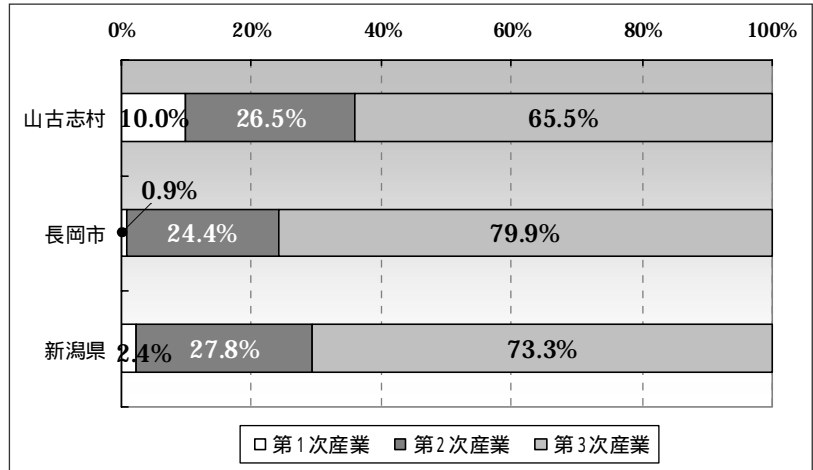


図 7-4. 産業別生産額割合 (平成 13 年度)

表 7-5. 産業別生産額 (平成 13 年度) (百万円)

都市名	第1次産業	第2次産業	第3次産業
山古志村	504	1,336	3,306
長岡市	6,367	181,682	594,013
新潟県	218,184	2,557,503	6,735,045

表 7-6. 業種別生産額 (平成 13 年度) (百万円)

業種	山古志村	長岡市	新潟県
農業	431	6,238	182,954
林業	27	123	27,271
水産業	46	6	7,959
鉱業	0	7,268	64,036
製造業	268	133,079	168,537
建設業	1,068	41,335	80,809
電気・ガス・水道業	105	17,054	64,033
卸売・小売業	125	119,942	104,312
金融・保険業	133	52,085	42,842
不動産業	633	98,533	123,951
運輸・通信業	178	43,328	52,524
サ・ビス業	561	174,117	168,596
政府サービス生産者	1,449	75,413	101,423
対家計民間非営利サービス生産者	122	13,541	15,820

資料：新潟県「市町村民経済計算」

7.4. 産業別従業者人口

産業別従業者人口を見ると、山古志村は新潟県、長岡市と比べて、第1次・第2次産業への従事者が多くなっていることが分かる。

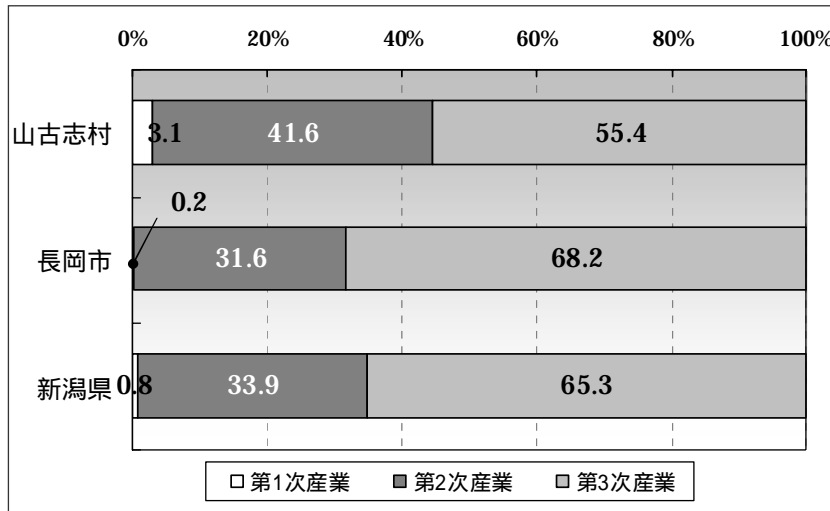


図 7-7. 産業別従業者数割合 (平成13年)

表 7-8. 産業別従業者数 (平成13年)

単位：人

	山古志村	長岡市	新潟県
第1次産業	20	250	9,767
農林漁業	20	250	9,767
第2次産業	272	35,882	399,039
鉱業	-	489	3,063
建設業	184	11,137	144,619
製造業	88	24,256	251,357
第3次産業	362	77,514	769,678
電気・ガス・熱供給・水道業	3	647	7,435
運輸・通信業	25	6,967	61,845
卸売・小売業、飲食店	84	33,039	310,635
(卸売業)	-	(10,057)	(72,856)
(小売業)	(66)	(16,126)	(173,458)
金融・保険業	-	3,255	25,015
不動産業	-	903	8,548
サービス業	179	30,875	320,626
公務(他に分類されないもの)	71	1,828	35,574
全産業	654	113,646	1,178,484

資料：「平成13年事業所・企業統計調査」

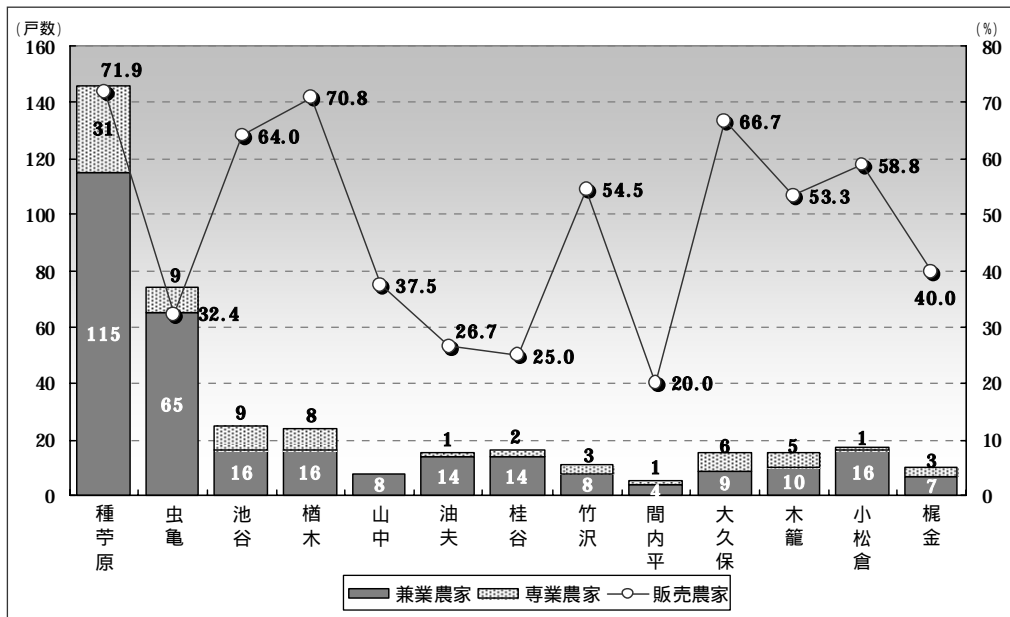
7.5. 農業

(1) 農家数

農家数は、種芋原がもっと多く136戸、次いで虫亀が74戸、あとは30戸以下と少ない。農家のうち生産物を販売しているのは全体で約5割、多くは自家用の利用となっている。農業を主としている専業農家は、全農家数381戸のうち約2割の79戸である。

* 同上の調査では、集落単位が18集落になっており、他のデータとの整合を図るため、14集落に集約した。

* 同調査では、集落内の農家数が少ない場合は個人情報がかぼちされる可能性があるため、個人情報保護のため公表していない(菖蒲集落のデータは公表されていない)



資料:2000年「世界農林業センサス」

図7-9. 集落別農家数

表7-10. 集落別農家数

	農家数(戸)			販売農家数(戸)	
	合計	うち専業	うち兼業 その他	戸数	農家数に 対する割合
山古志村全体 (菖蒲除く)	381	79	302	212	55.6
種芋原	146	31	115	105	71.9
虫亀	74	9	65	24	32.4
池谷	25	9	16	16	64.0
榎木	24	8	16	17	70.8
山中	8	0	8	3	37.5
油夫	15	1	14	4	26.7
桂谷	16	2	14	4	25.0
竹沢	11	3	8	6	54.5
間内平	5	1	4	1	20.0
大久保	15	6	9	10	66.7
木籠	15	5	10	8	53.3
小松倉	17	1	16	10	58.8
梶金	10	3	7	4	40.0

資料:2000年「世界農林業センサス」

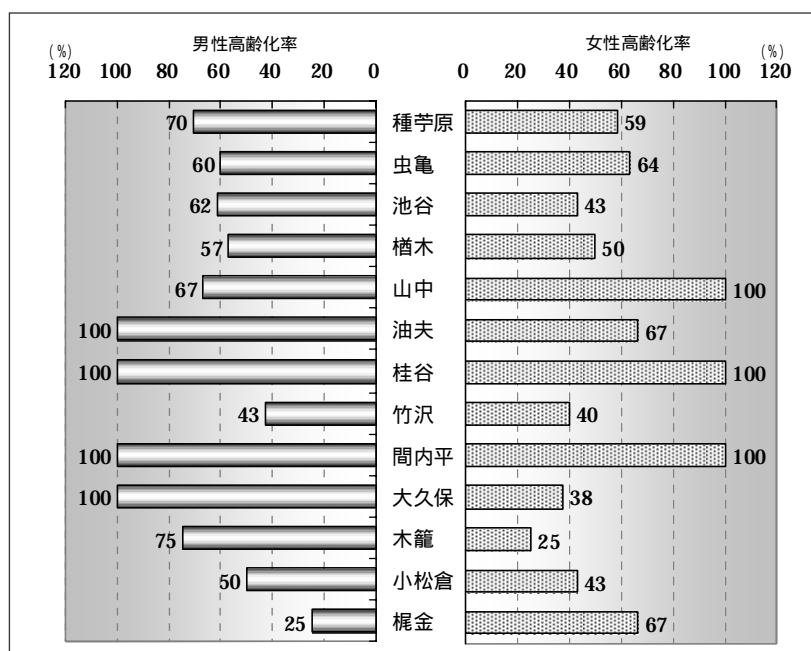
(2) 農業就業人口

農業就業者の統計では、就業者の高齢化率はさらに顕著であり、村全体の平均では男子65.7%、女子54.2%となっている。
油夫、桂谷、間内平、大久保の4集落では、就業者の全員が65歳以上である。

表7-11. 集落別農業就業者数

	農業就業人口(人)						高齢化率		
	合計	うち65歳以上	男性	うち65歳以上	女性	うち65歳以上	平均	男性	女性
山古志村全体 (菖蒲除く)	289	172	134	88	155	84	60%	66%	54%
種 芋 原	134	86	64	45	70	41	66%	70%	59%
虫 亀	21	13	10	6	11	7	61%	60%	64%
池 谷	27	14	13	8	14	6	55%	62%	43%
榎 木	34	18	14	8	20	10	54%	57%	50%
山 中	6	5	3	2	3	3	78%	67%	100%
油 夫	4	3	1	1	3	2	80%	100%	67%
桂 谷	5	5	3	3	2	2	100%	100%	100%
竹 沢	12	5	7	3	5	2	42%	43%	40%
間 内 平	2	2	1	1	1	1	100%	100%	100%
大 久 保	12	7	4	4	8	3	69%	100%	38%
木 籠	12	5	4	3	8	2	50%	75%	25%
小 松 倉	13	6	6	3	7	3	47%	50%	43%
梶 金	7	3	4	1	3	2	36%	25%	67%

資料：2000年「世界農林業センサス」

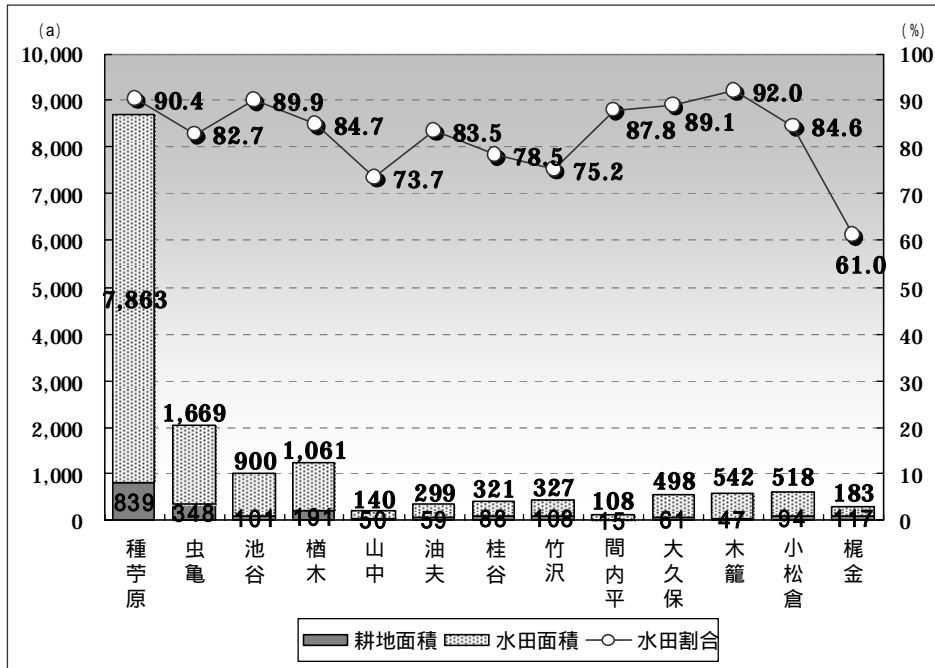


資料：2000年「世界農林業センサス」

図7-12. 農業就業者の高齢化率

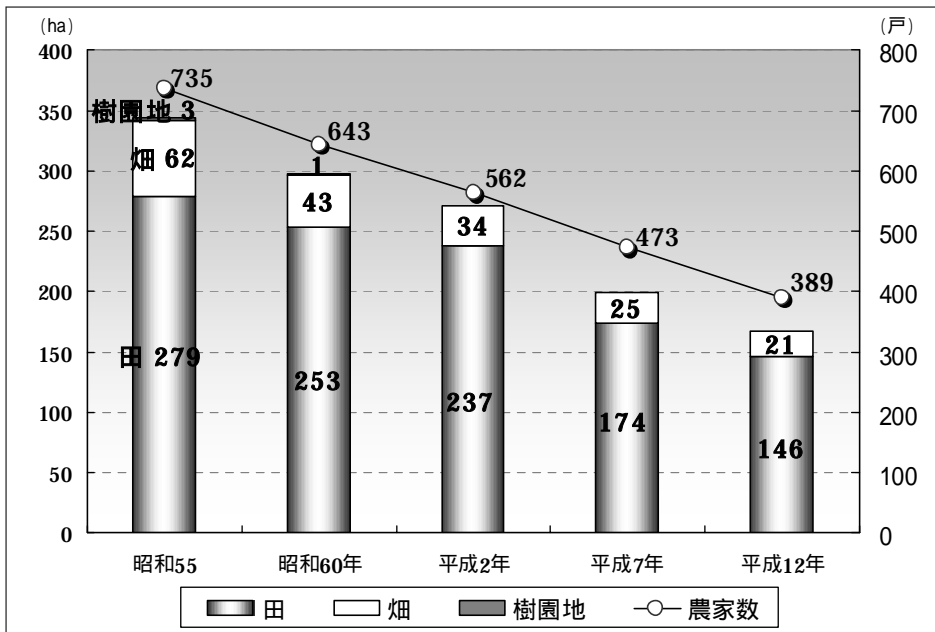
(3) 耕地面積

経営耕地面積をみると、種芋原が全体の4割近くを占め突出しており(8,702a)、また田の割合が9割を占めている。
 その他の集落においては、田の利用が中心であるが、梶金(61.0%)、山中(73.7)、桂谷(78.5)、竹沢(二丁野、75.2)の各集落は、畑の比率も相対的に高くなっている。



資料:2000年「世界農林業センサス」
 備考:経営耕地面積とは、土地台帳上の地目や面積に関係なく、実際に農家が経営している耕地(田、畑、樹園地)の面積のこと

図7-13. 集落別経営耕地面積



資料:山古志村「平成12年村の暮らし」

図7-14. 農家戸数と経営耕地面積の推移

(4) 農業産出額

農業産出額は平成7年から年々増加し、平成9年には7億9,800万円とピークに達した。その後はやや減少傾向にある。
うち、畜産は増加傾向にあるが、米については減少基調にある。

表 7-15. 農業産出額の推移

	農業産出額(百万円)					生産農業所得 (百万円)	生産性		
	総額	うち耕種			うち畜産		農家 1戸当り (千円)	10a当り (千円)	専従者 1人当り (千円)
		小計	うち米	うち野菜					
平成7年	496	332	263	61	164	167	353	56	555
平成8年	558	334	274	51	224	180	381	61	598
平成9年	798	301	234	57	497	177	374	60	588
平成10年	682	295	228	56	387	157	332	53	522
平成11年	782	273	220	44	509	162	342	55	538
平成12年	739	274	213	51	465	153	393	52	962
平成13年	718	285	227	50	433	217	558	75	1,365
平成14年	611	294	239	46	317	241	620	83	1,516
平成15年	534	300	247	45	234	257	661	88	1,616

資料：山古志村「平成12年村の暮らし」、農林水産統計
平成13年から「農業粗生産額」は名称が「農業産出額」に変更された

7.6. 内水面養殖業

錦鯉生産者 184 経営体、総養殖面積 136ha

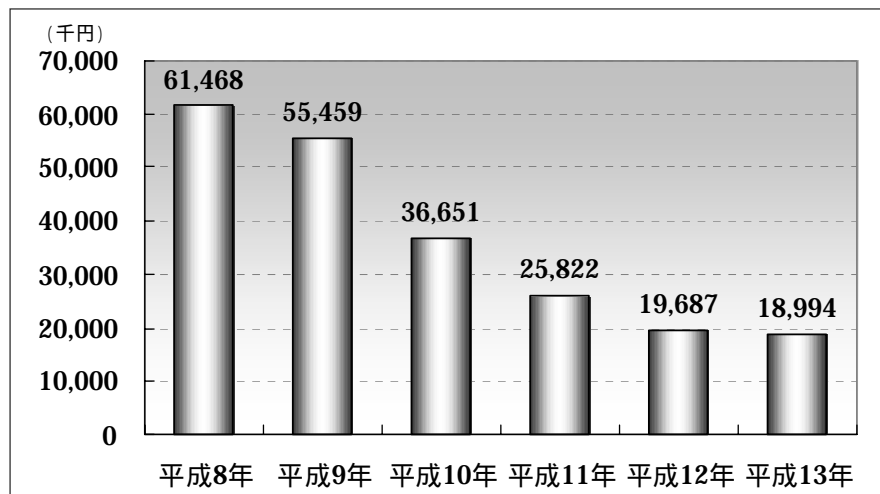
錦鯉発祥の地であり、200年の実績に裏付けされた固有の伝統産業
生産技術において世界的に知名度が高い。

棚池との関わりからも地域の独創性を象徴する産物といえる。

表 7-16. 内水面養殖業の概要

養殖池	2,496 面
養殖面積	13,611 a
養殖行従事者	282 人
営だん経営体数	184 経営体
1経営体平均収穫 物販売金額	139 万円

資料：農林水産省 HP「わがマチ・わがムラ - 市町村の姿 -」



資料：山古志村「平成12年村の暮らし」

図 7-17. 錦鯉の販売額

7.7. 工業

(1) 事業所数(製造業)

事業所数は、新潟県や長岡市と同様に年々減少傾向にあり、平成15年には3事業所となっている。

表 7-18. 事業所数の推移

単位：人

都市名	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
山古志村	8	8	7	6	5	3
長岡市	840	802	772	749	689	693
新潟県	9,420	9,015	8,649	8,279	7,565	7,576

資料：工業統計表「市区町村編」データ(従業者4人以上の事業所)

(2) 従業者数(製造業)

従業者数は年々減少傾向にあり、平成15年には56人となっている。長岡市と新潟県も同様に減少基調である。

表 7-19. 従業者数の推移

単位：人

都市名	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
山古志村	103	101	108	81	81	56
長岡市	22,834	21,862	21,628	20,591	19,562	19,548
新潟県	241,820	231,979	227,461	217,685	205,336	203,779

資料：工業統計表「市区町村編」データ(従業者4人以上の事業所)

(3) 製造品出荷額

製造品出荷額は、新潟県や長岡市と同様に年々減少傾向にあり、平成14年には9億9,500万円と10億円を割り込んでいる。
ただし、平成15年は約13億円まで回復している。

表 7-20. 製造品出荷額

(百万円)

都市名	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
山古志村	1,954	1,771	2,391	1,519	995	1,294
長岡市	513,931	456,710	470,436	443,704	443,014	477,026
新潟県	4,916,940	4,595,237	4,671,167	4,382,361	4,206,238	4,353,066

資料：工業統計表「市区町村編」データ(従業者4人以上の事業所)

7.8. 商業

(1) 商業年間販売額・商店数

商業年間販売額は、6億2,800万円となっており、商業事業所数は20、商業従業者数は48人となっている。

表 7-21. 年間商品販売額、商店数等（平成 14 年）

単位：百万円、箇所、人

都市名	商業年間 商品販売額	商 業 事業所数	商 業 従業者数
山 古 志 村	628	20	48
長 岡 市	869,415	3,469	24,744
新 潟 県	7,330,619	38,109	229,471

資料：新潟県「平成 14 年商業統計調査結果速報」

7.9. 地域資源の活用実態

山古志村には、雪やブナ林などの自然、錦鯉や野菜、棚田でつくられる米などの生産物、闘牛をはじめとした祭、手堀りのトンネル中山隧道など、多くの地域資源がある。それらの資源の活用実態は以下の通りである。

(1) 自然系

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の利用者)	活用期間	
豪雪	古志高原スキー場	村営 (スタッフ145人)	年間2万人 一日券 2千円 シーズン券 18千円	長岡、小千谷	12末～3末 (3月は土日のみ)	駐車場無料
ブナ林	(保護のみ)	村				林業者は ほとんどいない
花・野草	カタクリツアー	旅行会社			4中～5中	
	オオバキスミレの群生地を景観資源化(金倉山)					

(2) 生産系

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の利用者)	活用期間	
錦鯉	セリ市の開催	山古志錦鯉養殖漁業協同組合(会員185名)	12～13業者の参加(需要が減り以前より減少)		9～11末の毎火曜日	昨年はコイヘルプスの影響で開催せず
	・5地区における品評会 ・村の品評会 (優秀品品評会)		宿泊先は長岡市内のホテル	海外からはヨーロッパが多い	10/10前後 10月23日	イギリス、ベルギー、オランダ
	池上げ				10上	
	錦鯉総合センター	漁協	年間5千人 品評会の時期に多い		通年	一般の人でも鯉の飼育可 土産物なし
季節別野菜	・かぐらなんばんの生産 ・加工品の販売	農家 (尙)ゆきくに企画		百貨店伊勢丹にも出品	7～10に生産	ビーマンのような肉厚なとうがらし
	種芋原かんらんの生産の再開	農家				キャベツ。生産性が悪いため一時期中断
	直売所(6箇所)の運営 春:ふき、うるい、うど他 夏:かぐらなんばん他 秋:きのこ他	有志グループ (車庫を利用)			4中～5下	虫亀1,竹沢2,池谷1,種芋原2箇所
米	闘牛場での山古志米おにぎりの販売					
棚田	景観資源化(撮影ポイントの提供、10箇所)	(撮影スペースなどの整備なし)	カメラマンが多い(問い合わせは多いとみて一日20件)	北海道から沖縄まで		NHK「こころ」で報道されて以来カメラマンが増加
	四季の山古志写真コンテストの開催		300点の応募	全国から、とくに愛知県が多い		17年間の開催の歴史

(3) イベント系

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の利 用者)	活用期間	
牛	牛の角突き (種芋原、虫亀、 池谷)	榊山古志村 観光開発公社	見学料千円～2千円 牛主の出場料は、 平均8千円	村出身の関東在住者 が牛主になることも	年9場所	種芋原闘牛場は村の 施設 闘牛数は全体で 70頭
	会場での物販	(旬ゆきくに企画、 山古志村 特産品の会)				おにぎり、地場産を 使った汁物など
	萱峠牧場の公園化	村	アプローチが悪く 観光客は少ない			村の種牛の 畜産・肥育
さいの神	集落のまつり (もちやすめを 持ち寄って祝う)	民間の実行委員会			冬のイベント	
種芋原祭り	神輿かつぎと 祭礼相撲				9月の第一土、日曜日	牛の角突きと 同時開催
古志の火祭り	村民総参加のイベント	民間の実行委員会 (村の補助2百万円ほ か寄付金)	村外客で800～2,000人		3上	地元の大工組みい よるさい神 (2.5m日本一)の制作
産業祭り・ 村民文化展	地場産の販売 (野菜、きのこ、おこわ などの格安販売)	実行委員会	村外客が多い		11中	例年、好評で開催前に 注文の問い合わせあり

(4) 人工物・その他施設

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の利 用者)	活用期間	
中山隧道	観光資源化 映画づくり (PR)	中山隧道保存会	個人の訪問者が多い			4年前が多かった
あまやち会館	宿泊施設としての 活用	村	年間2千万円 (一泊7.5千円、 入浴のみ5百円)			黒鯉料理の提供
民宿	場野菜中心の料理、早 朝おにぎりの提供など	民間		主にカメラマン		規模は1件を除き10前 後の定員
展望台	村内の観光周遊化	金倉(小千谷市) 萱峠(村)				
四季の里 キャンプ場			定員4名で 一泊7.5千円 夏休みは家族連れで 満室	県内容		ロッジ4～5棟 キャンプサイト
民俗資料館	旧小学校の校舎を 資料館として活用	教育委員会	入場料150円 有料入場者 年間30名			
その他公民館	地域の交流	村 (補助金による建設)				公民館、集落開発セン ター、多目的集會市施 設など

(5) 補足

【天水田自然乾燥コシヒカリ】

約 165ha のうち 30ha が自然乾燥のはざかけ米

天水田(汚染のない自然水) と自然乾燥(はざかけで日光に当てると糖度がます) により作られるまぼろしのコシヒカリ

棚田の景観美は国の宝として農地保全の支援を受けている

【かぐら南ばん】

形はピーマンで、食すると辛い。山古志村の土質、気候が生み出す独特の辛味がある。

生産高が急成長、加工品へも需要が高い

【手掘り中山隧道】

村民の不屈の精神が生み出したに日本一の手掘り隧道。生活・生命をかけた業は、多くの人の共感を受けている(全国約 1,900 名の基金支援者)

資料：長岡地域合併協議会
「長岡地域新市将来構想」

8. 教育・医療・生活

8.1. 教育施設、児童・生徒数、教員数

山古志村の教育施設は、種芋原・竹沢保育所、山古志小学校、山古志中学校、長岡農業高校分校となっている。

児童・生徒数、教員数は以下の通りである。

表 8-1. 教育施設数（平成 16 年度） （箇所）

都市名	教育施設				
	保育所	幼稚園	小学校	中学校	高校
山古志村	2	0	1	1	1
長岡市	44	17	38	18	9
新潟県	721	162	595	249	123

表 8-2. 児童・生徒数（平成 16 年度） 単位：人

都市名	児童・生徒数			
	幼稚園	小学校	中学校	高校
山古志村	0	85	39	29
長岡市	2,124	11,266	5,831	8,299
新潟県	18,575	140,034	74,073	77,475

表 8-3. 教員数（平成 16 年度） 単位：人

都市名	教員数			
	幼稚園	小学校	中学校	高校
山古志村	0	10	9	6
長岡市	160	657	395	523
新潟県	1,417	9,063	5,272	5,501

資料：新潟県「統計データハンドブック（平成 16 年）」

8.2. 医療・福祉

山古志村には病院はなく、一般診療所が3カ所あるのみである。
 デイサービスセンターがあり、山古志村社会福祉協議会が管理を行っている。

表 8-4. 病院・診療所数と医師数（平成 14 年）

単位：施設、床、人

都市名	病院		一般診療所		医師数 (人) (平成12年)
	施設数	病床数	施設数	病床数	
山古志村	0	0	3	0	1
長岡市	10	3,917	132	105	438
新潟県	141	30,455	1,725	1,823	4,270

資料：新潟県「統計データハンドブック」
 「統計でみる市区町村のすがた」

表 8-5. 山古志村福祉施設の概要

名 称	山古志村地域福祉センター「なごみ苑」 (デイサービスセンター)
管理主体	村が山古志村社会福祉協議会に管理を委託
入居団体	山古志村社会福祉協議会
住 所	山古志村大字虫亀219-2
施設内容	事務室、デイサービスセンター、会議室、研修室、大広間、 入浴施設

資料：長岡市・栃尾市合併協議会資料

8.3. 公共施設

(1) 各集落からのアクセス

公共施設のうち病院、学校への各集落からのアクセスは概ね 30 分圏内にあるが、榑木では中学校が 30 分以上かかる距離にある。

地区別には、大久保、間内平が、いずれの施設も集落内にあり利便性が高い。逆に竹沢(二丁野)、榑木、木籠はいずれの施設も集落外にあり、集落間で格差がみられる。

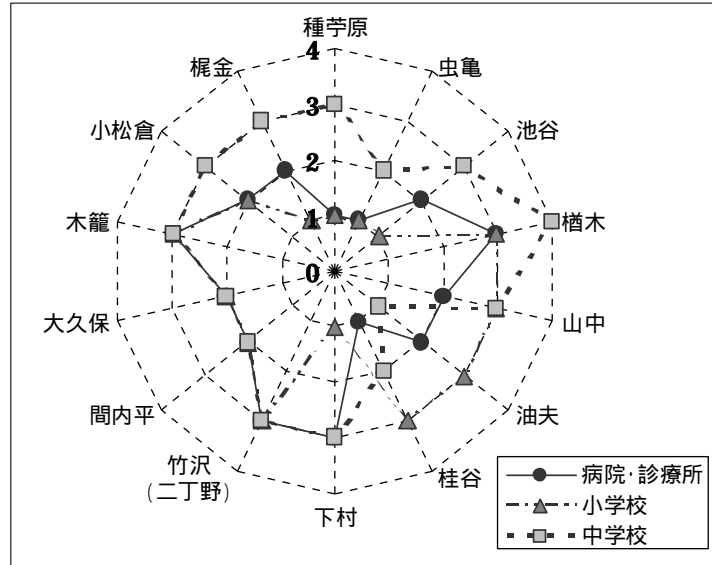


図 8-6. 各集落からのアクセス

表 8-7. 各集落からのアクセス

(分)

	病院・診療所	小学校	中学校	スーパー・百貨店	高速道路のI.C	備考
種芋原	1	1	3	4	4	小学校、診療所が集落内
虫亀	1	1	2	3	4	小学校、診療所が集落内
池谷	2	1	3	3	3	小学校のみ集落内
榑木	3	3	4	3	3	いずれも集落外
山中	2	3	3	3	3	いずれも集落外
油夫	2	3	1	3	3	中学校のみ集落内
桂谷	1	3	2	3	3	病院、役場が集落内
下村	3	1	3	4	3	小学校と警察・農協が集落内
竹沢(二丁野)	3	3	3	4	3	いずれも集落外
間内平	2	2	2	3	3	いずれも集落外
大久保	2	2	2	3	3	いずれも集落外
木籠	3	3	3	3	4	いずれも集落外
小松倉	2	2	3	3	3	いずれも集落外
梶金	2	1	3	3	3	小学校のみ集落内

資料：2000 年「世界農業センサス」

注)生活関連施設等までの所要時間

- 1: 農業集落内
- 2: 15分未満(農業集落外)
- 3: 15分～30分(農業集落外)
- 4: 30分～1時間(農業集落外)
- 5: 1時間～1時間半(農業集落外)
- 6: 1時間半以上(農業集落外)

(2) 公共施設の位置

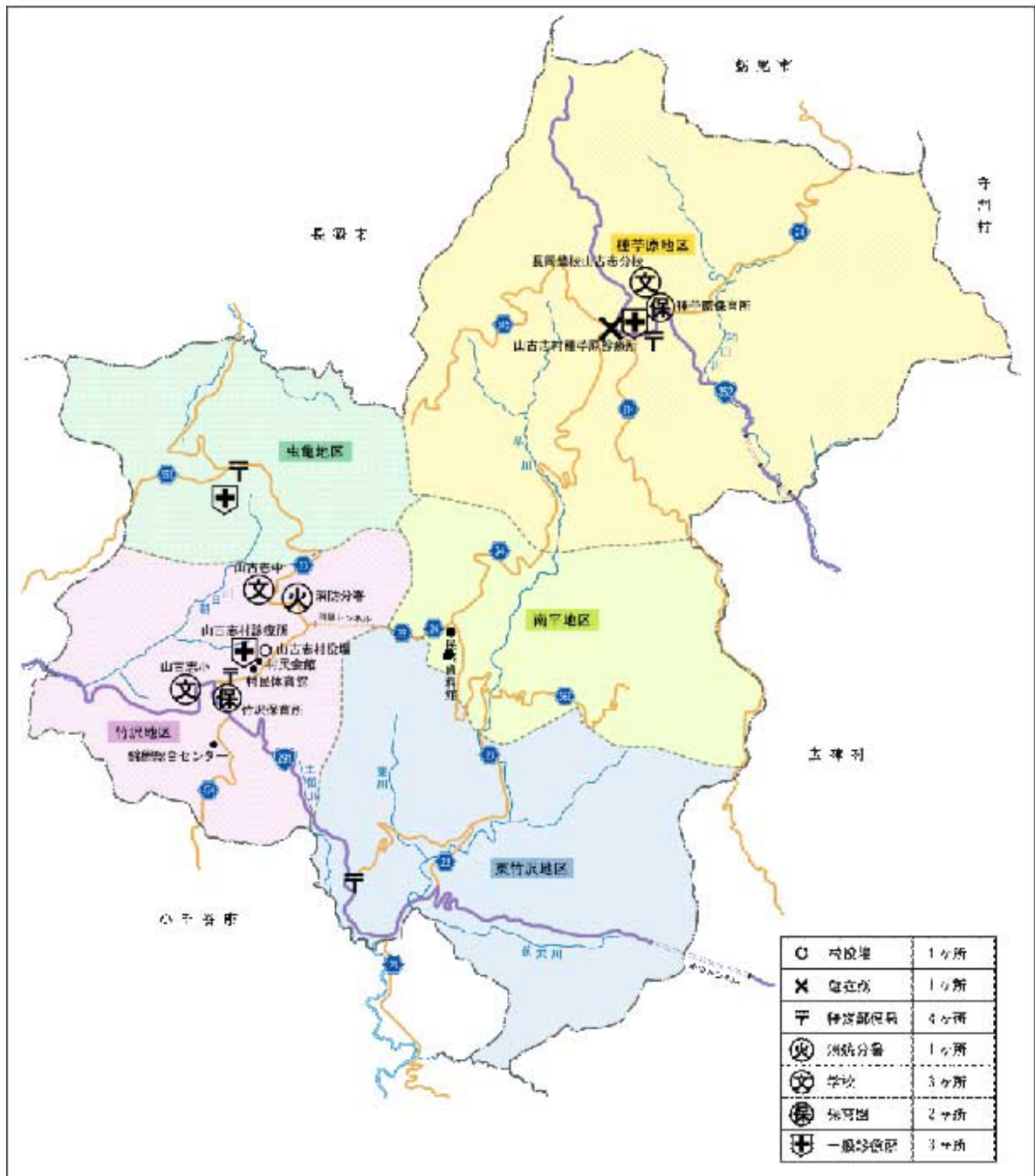


図 8-8 公共施設の位置図

8.4. 生活状況

(1) 自動車保有台数

山古志村の自動車保有台数は、人口が減少しているにも関わらず、ほぼ横ばいで推移している。

表 8-9. 自動車保有台数の推移

単位：台

都市名	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
山古志村	1,996	1,993	1,975	1,914
長岡市	128,286	129,757	131,221	132,622
新潟県	1,698,499	1,717,759	1,734,110	1,747,315

資料：新潟県「統計データハンドブック」

(2) 生活インフラの整備状況

水道普及率は22.1%で、新潟県や長岡市と比較すると低い水準にとどまっている。
また、汚水処理施設については、平成16年で65.5%となっており、新潟県よりは高い整備率となっている。
ガスは全戸がLPガスを利用している。

表 8-10. 水道普及率

(%)

都市名	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
山古志村	22.6	22.7	22.4	22.5	22.1
長岡市	98.4	98.6	98.7	98.7	98.8
新潟県	97.5	97.7	98	98.1	98.2

資料：新潟県「統計データハンドブック」

表 8-11. 汚水処理施設整備率

(%)

都市名	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
山古志村	0	17.3	21	26.5	30.4
長岡市	92.2	96.8	98.2	99.3	99.4
新潟県	42.0	54.2	57.6	62.2	65.5

資料：新潟県「統計100の指標」

表 8-12. ガス供給世帯数

(戸)

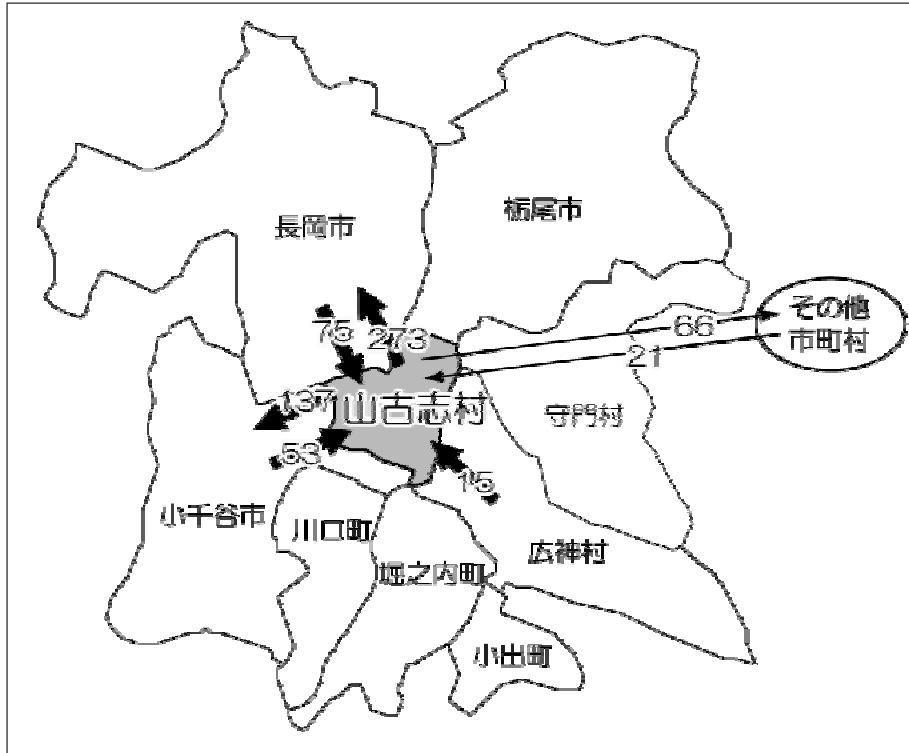
都市名	全世帯数(戸)	都市ガス世帯数(戸)	LPガス世帯数(戸)	LPガス事業所(所)
山古志村	682	-	682	2
長岡市、三条市 加茂市、 南蒲原郡田上町	108,753	96,210	12,543	68
新潟県全域	803,703	517,835	285,868	659

資料：(社)日本エルピーガス連合会「新潟県内の市町村ごとのLPガスと都市ガスの供給数など」
平成16年10月28日時点

8.5. 通勤・通学流動

平成12年時点での山古志村と周辺市町村との通勤・通学流動を見ると、長岡市と小千谷市との関りが深いことがわかる。

平成2年時点と比較しても、傾向に大きな変化は見られない。



資料：平成12年「国勢調査」

図8-12. 通勤・通学流動図

表8-13. 通勤・通学流動の変化 (人)

	山古志村から他市町村 発		他市町村から山古志村 着	
	平成2年	平成12年	平成2年	平成12年
山古志村	1273	805	520	476
長岡市	287	273	54	75
小千谷市	184	137	33	53
栃尾市	-	-	2	-
川口町	2	-	2	-
堀之内町	-	-	-	-
小出町	7	-	-	-
広神村	2	-	9	15
守門村	-	-	-	-

資料：平成2、12年「国勢調査」

8.6 商圈流動

山古志村からの買物地区の利用割合を見ると、全体で長岡市が 55.9%、小千谷市が 34.3% となっている。

一方、他市町村から山古志村で買物する割合はほぼ皆無であった。

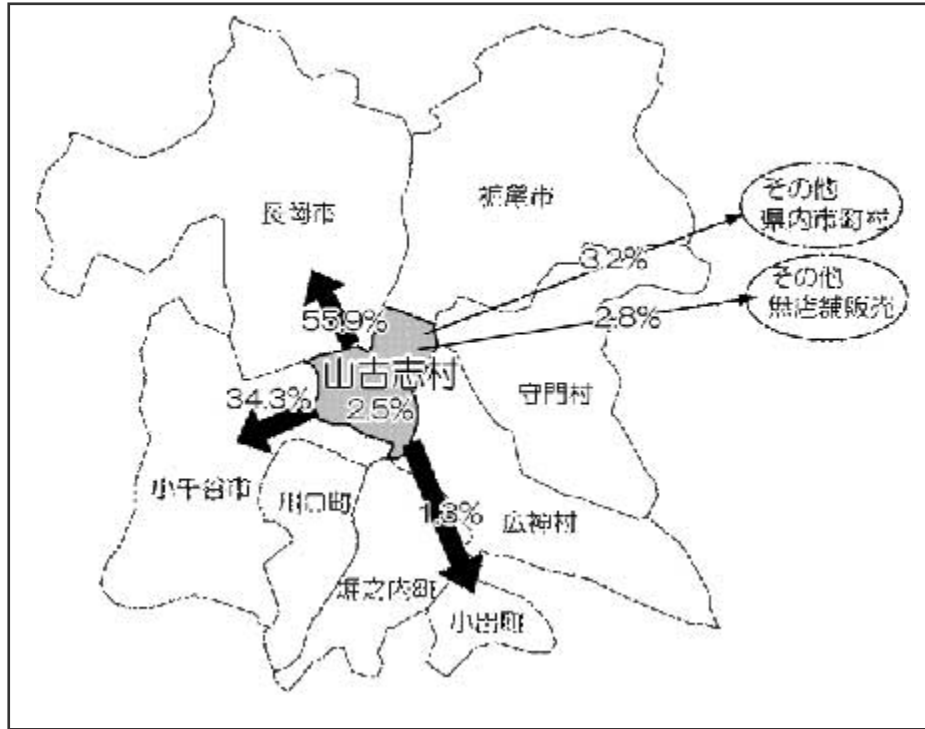


図 8-13. 商圈流動図

表 8-14. 買物地区利用割合

(%)

買物地区 品目	山古志村内	長岡市	小千谷市	小出町	その他 (県内市町村)	インターネット	カタログ販売	テレビ ショッピング	その他の 無店舗販売
呉服・寝具	-	60.5	29.5	-	1.8	-	8.2	-	-
高級衣料 (背広・外出着)	-	69.0	22.3	-	6.4	-	2.3	-	-
実用衣料(下着・ 普段着)	-	51.4	36.2	2.4	3.4	1.4	5.2	-	-
服飾品 アクセサリー	-	71.9	16.2	-	11.9	-	-	-	-
靴・カバン	-	60.4	25.8	3.8	6.9	-	3.1	-	-
時計・メガネ・ カメラ	-	72.3	22.9	-	3.8	-	1.0	-	-
家庭用電気製品	0.4	59.2	36.9	-	3.5	-	-	-	-
家具・インテリア	-	63.0	28.0	-	3.0	-	6.0	-	-
文具・書籍	0.4	50.4	45.4	1.5	1.5	0.8	-	-	-
レジャー・ スポーツ用品	-	62.4	34.4	-	3.2	-	-	-	-
おもちゃ・CD/DVD ・玩具・楽器	-	63.9	31.9	1.5	2.3	0.4	-	-	-
医薬品・化粧品	0.7	44.7	41.4	1.4	1.1	0.7	8.2	-	1.8
日用雑貨	6.6	46.9	41.7	3.4	1.4	-	-	-	-
生鮮食料品 (肉・魚・野菜)	10.0	38.9	45.0	2.9	-	-	-	-	3.2
一般食料品(菓子・ パンを含む)	16.8	37.5	42.5	1.8	-	-	-	-	1.4
贈答品	0.9	59.1	36.1	-	3.9	-	-	-	-
地区別買物割合	2.5	55.9	34.3	1.3	3.2	0.2	2.1	-	0.5

資料：中心市街地に関する県民意識・消費動向調査報告書
平成 14 年 3 月 新潟県

9. 観光・文化

9.1. 観光資源

(1) 観光施設

表 9-1. 観光施設一覧

キーワード	施設名	概要
宿泊	あまやち会館	四季の里・古志の中心として宿泊、食事、入浴ができる。浴室は周りの山々を一望できる大展望風呂。一泊一名 7,000 円よりリーズナブルに利用できる。そのほか運動広場、釣堀、山菜採取園などがある。市町村営の宿。 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅から車で 45 分
センター	種芋原温泉センター	入浴大人 400 円で、掛け流しの湯の大浴場がある。山古志村で採れた山菜料理、鯉料理を食べることができる。収容人員：100 人、1 泊 2 食 6,500 円から。 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅から車で 60 分
キャンプ場	山古志村キャンプ場	自然休養地「四季の里・古志」地内にあるキャンプ場。バーベキューができるログハウス 5 棟（1 棟 4～5 名）、テントサイトが 23 区画あり、ゆとりある空間となっている。 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅から車で 45 分 管理者：あまやち会館
スキー場	古志高原スキー場	雪質はパウダースノーで、初心者から上級者まで幅広く楽しめる。ゲレンデゲレンデは 3 コース。スノーボードも全面滑走できる。スキーカーニバルは、雪上花火のほか多くのアトラクションメニューがある。 位 置：山古志村竹沢 アクセス：長岡駅から車で 35 分
湖沼	尼谷地の池	大蛇が赤牛に変じたと伝えられる。 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅からバスで 75 分。その後、徒歩で 10 分
湖沼	名山池	池の周辺は水芭蕉が美しい。 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅からバスで 75 分 徒歩で 60 分
センター	錦鯉総合センター	錦鯉の魅力をすべて引きだそうという構想のもとで、越冬・飼育・生態・病気等の研究や人口採卵・品種改良を行っている。展示施設のほか、販売も行っており。10 月の品評会は愛好者で賑わう。 位 置：山古志村大字竹沢 アクセス：長岡駅からバスで 45 分
展望施設	萱峠展望台	長岡市街や信濃川を始め、米山、妙高山、魚沼三山を一望できるビュースポットである。 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅からバスで 75 分 徒歩で 60 分
歴史的建造物	中山隧道	全長 877m に及び、人の通行する手堀の隧道としては日本一といわれ、今でもツルハシの跡が残り、先人達の偉大な功労が伝わってくる。昭和 8～16 年（9 年間）開通昭和 16 年。今回の地震にあっても被害はなかった。 位 置：山古志村東竹沢小松倉 アクセス：小千谷 IC から車で 35 分

キーワード	施設名	概要
闘牛場	種芋原闘牛場	この地域の闘牛は沖縄や宇和島等の闘牛とは異なり、古式をそのまま伝承しているものである。村内に3箇所の闘牛場があり、5月以降、11月まで会場を変えて、月に1~2回ずつ開催される。種芋原闘牛場では、種芋原まつりと併せて開催される。 位置：山古志村種芋原 アクセス：上越線長岡駅または小千谷駅下車、車で20分
闘牛場	虫亀闘牛場 池谷闘牛場	この地域の闘牛は沖縄や宇和島等の闘牛とは異なり、古式をそのまま伝承しているものである。5月以降、11月まで会場を変えて、月に1~2回ずつ開催される。 虫亀闘牛場は、NHK連続小説「こころ」のロケ地として使用されたスポット。一般席1,000円、特別さじき席2,000円 位置：山古志村虫亀、山古志村池谷
博物館	山古志村民俗資料館	雪国の生活文化を知ることのできる民具が3,500点ほど収蔵展示されている。民具、古文書のほか、闘牛の資料や南総里見八犬伝の初版本なども収蔵。入館料金：200円 位置：山古志村南平 アクセス：長岡駅からバスで40分

資料：山古志村パンフレット、(社)日本観光協会ホームページ「全国地域観光情報センター」

(2) イベント

表 9-2. イベント一覧

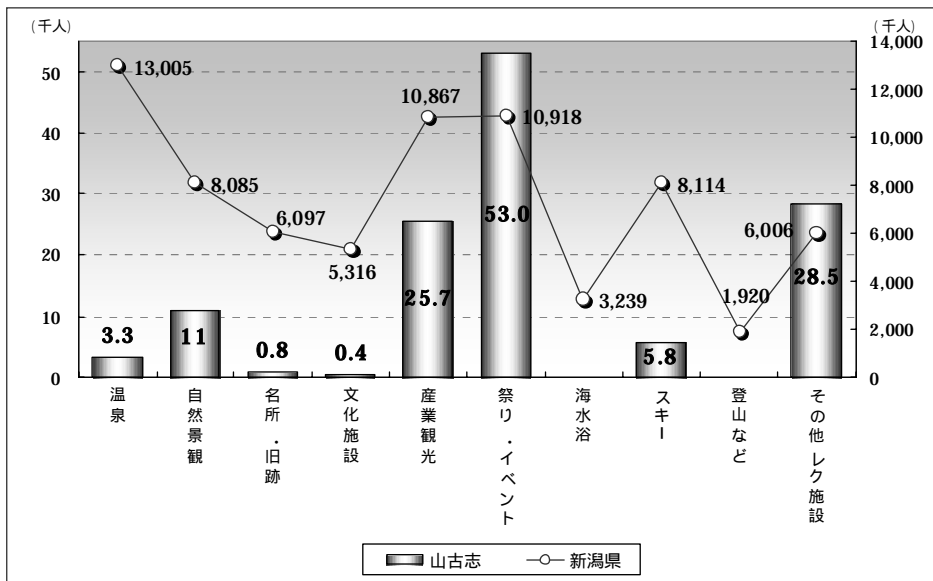
開催月	イベント名	目的	概要	主催者
3月 第4土曜日	古志の 火まつり	祭事	冬のピックイベント。高さ25メートルの日本一のさいの神を燃やして五穀豊穡を祈るまつり。その他雪上レクリエーションなどのイベントもある。	山古志村観光協会，新潟県古志郡 山古志村大字竹沢乙 461 TEL 0258-59-2330 FAX 0258-59-2032
5月~11月	牛の角突 き	祭事	この地域の闘牛は沖縄や宇和島等の闘牛とは異なり、古式をそのまま伝承しているものである。5月以降、11月まで会場を変えて、月に1~2回ずつ開催される。 年間入込数約10万	
9月第1土、 日曜日	種芋原ま つり	祭事	2日目は相撲大会があり、夜は盆おどりが行われる。	
10月16~23 日	錦鯉品評 会		村内錦鯉生産者の祭典 年間入込数10,000人	山古志漁協，新潟県古志郡山古志 村大字竹沢 TEL 0258-59-2044
11月3日	山古志村 産業まつ り		村内で生産された農林産物の品評会及び展示即売される。 年間入込数4,000人	山古志村産業課，新潟県古志郡山 古志村大字竹沢乙 461 TEL 0258-59-2330 FAX 0258-59-2032
随時	闘牛太鼓	イベ ント 鑑賞	牛の角突きを表現した勇壮な太鼓	山古志村闘牛太鼓保存会

資料：(社)日本観光協会ホームページ「全国地域観光情報センター」

9.2. 観光入込客数

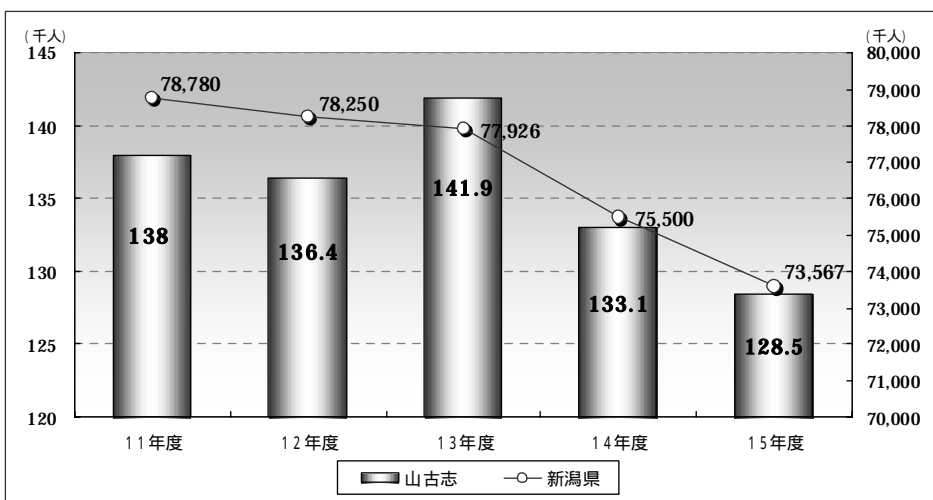
山古志村の主要な観光は、産業観光とイベントに特化している。

- 棚田、棚池の景観や牛の角突き、錦鯉などを資源として、近年観光・交流事業に積極的に取り組み、成果をあげている。
 - その他にも、グリーンツーリズムや農業・そば打ち体験等の取り組みも行われている。
- 観光入込客数を見ると、経年的にはこの5年間で1割弱の減少傾向にある。なおこの傾向は県全体とほぼ同じ割合である。
- ただし、県外からの観光客数は増加している（H15/H11）。



資料：新潟県「観光動態の概要」

図 9-3. 目的別観光客入込数（平成 15 年度）



資料：新潟県「観光動態の概要」

図 9-4. 観光客入込数の経年変化

表 9-5. 県外観光入込客の推移

年度	県外観光客数		増減率 (%)	県外客割合	
	平成11年度	平成15年度		平成11年度	平成15年度
長岡市	474,800	546,960	15.2%	19.8%	21.3%
中之島町	400	5,050	1162.5%	1.1%	6.5%
越路町	111,010	65,000	-41.4%	44.9%	23.7%
三島町	10,010	8,650	-13.6%	16.4%	15.7%
山古志村	35,000	47,830	36.7%	25.4%	37.2%
小国町	3,970	45,640	1049.6%	4.0%	39.5%
新市	635,190	719,130	13.2%	21.4%	22.3%

資料：新潟県「観光動向の概要」

9.3. 宿泊施設

村内には、4つの宿泊施設があり、種苧原に村営の「あやまち会館」ほか2軒、虫亀に1軒存在する。

村営施設である「あまやち会館」の利用実態は以下のとおりであり、利用人数は宿泊、日帰り合わせて年間2万人弱で推移している。

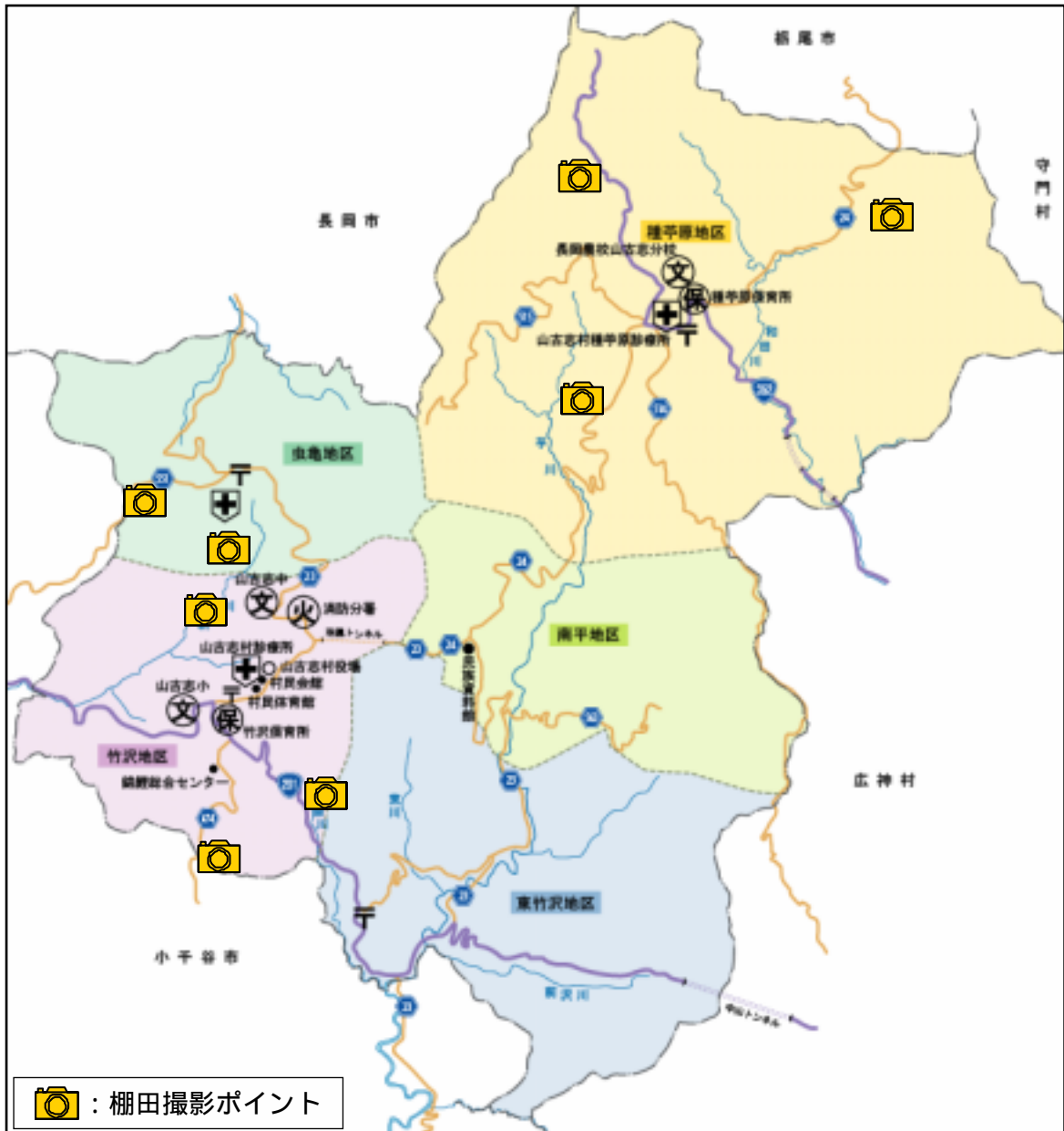
表 9-6. 「あまやち会館」の利用実態

年度	宿泊者数	日帰り者数	売上高
平成13年度	2,463人	15,270人	1,849万円
平成14年度	2,218人	13,653人	1,654万円
平成15年度	2,342人	12,362人	1,636万円

あまやち会館の施設概要	
建物1F	・作業室(3) ・文化伝承室 ・民具民芸品展示室 ・昔話伝承室 ・研修室(食堂) ・宿泊室(3) ・会議室 ・浴室 ・休憩室
建物2F	・宿泊室(5) ・物入

資料：山古志村、山古志村旅館・飲食店組合パンフレット

9.4. 棚田の撮影ポイント



資料：山古志村ロードマップ

図 9-7. 棚田の撮影ポイント

10. 財政

平成 15 年度の歳入総額は約 22 億円、歳出総額は約 21 億円である。
 財政運営の自主性を示す財政力指数は 0.1 であり、自主性はかなり低い水準にある。
 一般財源に占める義務的経費の割合を示す経常収支比率は 95.8%となっており、財政構造は弾力性を欠いている状態にある。
 一般財源のうちどれだけを公債費(借金の返済)に充てたかを表す公債費負担比率は 25.6 となっている。これは危険ラインといわれる 20%を超えており、好ましくない状況に置かれている。

表 10-1. 普通会計歳入額(平成 15 年度)

(百万円)

都市名	歳入総額	市町村税	地方交付税	使用料及び手数料	国庫支出金	県支出金	財産収入	地方債	その他
山古志村	2,223	89	1,223	203	47	134	4	207	317
長岡市	67,538	26,366	7,803	1,367	5,242	2,524	409	5,386	18,441
新潟県	1,066,946	303,397	256,641	26,749	71,544	50,052	6,113	130,377	222,071

資料：新潟県「統計データハンドブック」

表 10-2. 普通会計歳出額(平成 15 年度)

(百万円)

都市名	歳出総額	人件費	物件費	扶助費	公債費	投資及び出資金・貸付金	積立金	建設事業費	その他
山古志村	2,108	545	320	54	442	9	5	188	544
長岡市	64,793	13,418	7,214	7,584	7,486	9,836	-	6,884	12,371
新潟県	1,036,741	198,471	126,363	78,525	131,083	70,071	21,874	180,667	229,686

資料：新潟県「統計データハンドブック」

表 10-3. 財政規模状況(平成 14 年度)

都市名	財政規模 (人口1人当り) (円)	財政力指数	公債費 負担比率	経常収支 比率	地方債現在高 (人口1人当り) (円)
山古志村	986,447	0.107	25.6	95.8	915,202
長岡市	353,538	0.757	15.9	81.4	355,517
県平均	419,453	0.393	17.6	84.3	434,687

資料：H16 年度版「新潟県 100 の指標」
 県市町村課「市町村財政の状況」
 財政力指数については平成 15 年度の数値

資料 2 . 山古志村の被害状況

「山古志復興新ビジョン」の検討にあたり、「中越地震」被災直後の状況を出きるだけ正確に認識する必要があることから、「山古志村被害概況図」として取りまとめたものである。ただし、現在も全村民避難が続いている状況に加え、19年振りともいわれる豪雪に襲われている現状から、被災調査が進んでいない状況にあり、数値については、今後変化することが十分に考えられる。

目 次

1 . 山古志村 国道 291 号および芋川河道閉塞ほか復旧状況の整理	54
1.1. 国道 291 号	54
1.2. 河道閉塞	55
1.3. その他	56
2 . 山古志村被害概況図	58

1. 山古志村 国道 291 号および芋川河道閉塞ほか復旧状況の整理

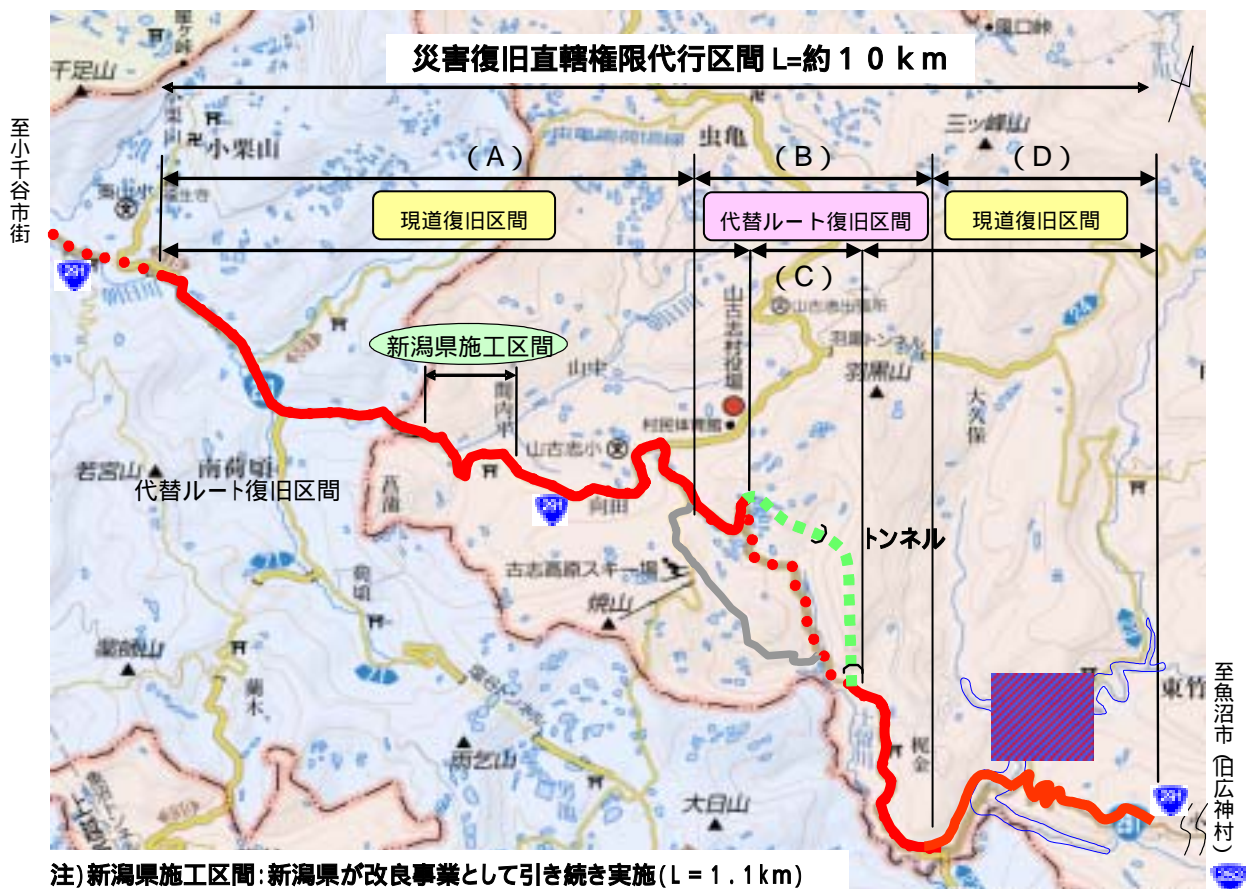
2005.2.18 現在

1.1. 国道 291 号

直轄権限代行区間 10 km

区間	距離	応急処置	復旧計画
小千谷市小栗山地区 ～ 山古志村竹沢地区 (A)	約 4km	応急復旧 応急復旧 (H16.12.20) 工事用車両・緊急車両の通行確保	既存ルートで復旧
山古志村竹沢地区～ 東竹沢地区の区間 (B)	約 3km	工事用道路整備 山古志村梶金集落入り口(H16.12.14) 梶金地区の車両搬出 (H16.12.5)	既存ルートで復旧
うち竹沢 ～ 梶金地 区(C)	うち約 1km	大規模な土砂崩壊等が発生したため、別ル ートで対応	対岸の山にトンネルを建設 (約 800 m)
東竹沢(梶金)～ (小松倉)(D)	約 3km	芋川の河道閉塞により一部が水没	・ 既存ルートで復旧 ・ 水没した新宇賀地橋を架け替える。

新潟中越地震災害一般国道 291 号復旧計画



1.2. 河道閉塞

1) 基本方針

芋川に形成された河道閉塞に対する恒久的な対策と併せて、山古志村復興計画と整合を図りつつ、芋川流域の大量の生産土砂量に見合う適切な砂防計画を策定し、今後予想される土砂流出に対する、芋川流域内および下流地域の安全を確保する。芋川に形成された河道閉塞に対する恒久的な対策と併せて、山古志村復興計画と整合を図りつつ、芋川流域の大量の生産土砂量に見合う適切な砂防計画を策定し、今後予想される土砂流出に対する、芋川流域内および下流地域の安全を確保する。

2) 芋川流域内の崩壊・地すべり・河道閉塞箇所数

崩壊・・・・842箇所

地すべり・・・・124箇所

河道閉塞箇所・・・52箇所（うち、9箇所は流出）

）10月24日撮影空中写真の判読結果、10月28日計測航空レーザー測量による地形データ、12月12日ヘリコプター調査結果に基づく

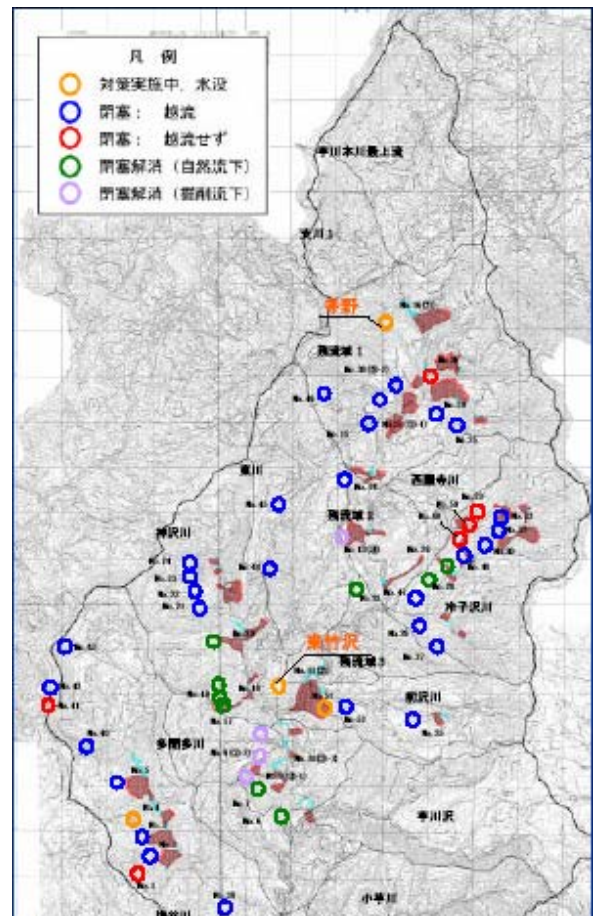
3) 暫定的な不安定土砂量

少なくとも約980万m³

崩壊に起因する不安定土砂量：約210万m³

地すべりに起因する不安定土砂量：約770万m³

融雪出水（1～5月）や出水（6～9月；梅雨期・台風期）には大量の土砂が流出し、芋川流域内および下流地域において土砂災害・浸水被害が発生する可能性が大。



4) 恒久対策案の例

現在、寺野地区、東竹沢地区における砂防計画を下記の案などを検討中である。

< 寺野 >

- case1 砂防堰堤 1 基案
- case2 砂防堰堤 2 基案
- case3 砂防堰堤 3 基案

< 東竹沢 >

- case1 現仮排水路高を利用する案
- case2 現仮排水路高を掘り下げる案
- case3 現仮排水路をほぼ元の河床まで掘り下げる案

第1回～3回「芋川河道閉塞対策検討委員会」資料より作成

1.3.その他

1) 山古志村内の国、県、村道の復旧計画

「山古志村道路復旧調整会議」において、国道、県道、村道 1 級、2 級までを対象に、全体のネットワークの観点から調整している。

< 村内道路 >

23 号 柏崎高浜堀之内線 24 号 枳尾山古志線 71 号 小千谷川口大和線
 230 号 竜之又堀之内線 415 号 茂沢竜光線 474 号 竹沢塩谷線
 514 号 水沢新田種芋原線 515 号 濁沢種芋原線 551 号 虫亀南荷頃線
 563 号 南平小平尾線

2) 農地関連の被害状況

山古志村の農地 面積 戸数 165.47ha 381 戸

< 農地関連の被害状況 >

農地	農業用施設(1,752 箇所)					合計
	ため池	水路	道路	橋梁	農地保全	
124.0ha 525 箇所	194 箇所	460 箇所	1,029 箇所	4 箇所	65 箇所	2,277 箇所

山古志村被害額・集落別申請額一覧より作成

天水田自然乾燥コシヒカリ

約 165ha のうち 30ha が自然乾燥のはざかけ米である。天水田と自然乾燥によりつくられるまぼろしのこしひかり。

3) 養殖施設の被害状況

養殖施設災害復旧事業の概要(1～3次査定後)箇所数

1 次			2 次			3 次			合計		
野池	越冬施設	計	野池	越冬施設	計	野池	越冬施設	計	野池	越冬施設	計
10	-	10	14	-	14	11	-	11	35	-	35

養殖施設災害復旧事業の概要(今後申請見込)箇所数

4 次			5 次			6 次			合計		
野池	越冬施設	計	野池	越冬施設	計	野池	越冬施設	計	野池	越冬施設	計
500	12	512	550	20	570	550	20	570	1,600	52	1,652

今後申請見込の野池箇所数は、池数。1～3次は、716箇所を230箇所にまとめている。(1箇所=3.1箇所)

養殖施設災害復旧事業の概要より作成

4) ライフライン

<ライフライン状況(12月28日)>

電 気	停電戸数...約 260 戸(電灯契約口数、東竹沢地区) 陸路遮断等により、復旧時期未定
都市ガス	L P ガス利用
上 水 道	全地域で断水...650 世帯 復旧については、山古志村の総合的な復興計画のもとで調整を図る。(来年4月以降の復旧)
下 水 道	【公共下水道施設】施設なし 【農業集落排水施設】施設なし 浄化槽の被害状況不明

この資料は、現在検討中のものや調査中の情報が含まれておりますのでご注意ください。

山古志村被害概況図

死者・負傷者・避難者（2004年12月15日9:00現在）

死者	負傷者	避難者（ピーク時）
2名（0.09%）	25名（1.13%）	2,167名（97.5%）

住宅被害（2004年12月15日9:00現在）

全壊	半壊	一部損壊	火災
データなし	データなし	0	0

ライフラインの被害状況（2004年12月28日16:00現在）

電 気	停電戸数...約260戸（電灯契約口数、東竹沢地区） 陸路遮断等により、復旧時期未定
都市ガ ス	L P ガス利用
上 水 道	全地域で断水...650世帯 復旧については、山古志村の総合的な復興計画のもとで調整を図る。（2005年4月以降の復旧）
下 水 道	【公共下水道施設】施設なし 【農業集落排水施設】施設なし 浄化槽の被害状況不明

出典：新潟県中越大地震災害対策本部資料

山中
人口：58人
世帯：12世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
2件<家屋倒壊(1)、小屋倒壊(1)>
農地関連被害状況
・農地：1.69ha、3箇所
・農業用施設
・ため池：1箇所
・水路：1箇所
・道路：1箇所

間内平
人口：84人
世帯：26世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
0件
農地関連被害状況
・農地：1.17ha、2箇所
・農業用施設
・ため池：不明
・水路：不明
・道路：1箇所

菖蒲
人口：19人
世帯：7世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
0件
農地関連被害状況
<不明>

竹沢
人口：272人
世帯：78世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
4件<家屋倒壊(4)>
農地関連被害状況
・農地：5.72ha、9箇所
・農業用施設
・ため池：2箇所
・水路：2箇所
・道路：3箇所

梶金
人口：86人
世帯：29世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
5件<家屋倒壊(4)、作業所倒壊(1)>
農地関連被害状況
・農地：2.75ha、4箇所
・農業用施設
・ため池：1箇所
・水路：1箇所
・道路：2箇所

木籠
人口：65人
世帯：24世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
0件
農地関連被害状況
・農地：5.41ha、9箇所
・農業用施設
・ため池：2箇所
・水路：2箇所
・道路：3箇所

虫亀
人口：436人
世帯：144世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
0件
農地関連被害状況
・農地：18.34ha、29箇所
・農業用施設
・ため池：7箇所
・水路：7箇所
・道路：11箇所

油夫
人口：68人
世帯：20世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
3件<家屋倒壊(2)、小屋倒壊(1)>
農地関連被害状況
・農地：3.29ha、5箇所
・農業用施設
・ため池：1箇所
・水路：1箇所
・道路：2箇所

桂谷
人口：119人
世帯：39世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
3件<小屋倒壊(3)>
農地関連被害状況
・農地：3.71ha、6箇所
・農業用施設
・ため池：1箇所
・水路：1箇所
・道路：2箇所

種芋原
人口：592人
世帯：189世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
1件<小屋倒壊>
農地関連被害状況
・農地：77.17ha、136箇所
・農業用施設
・ため池：24箇所
・水路：33箇所
・道路：43箇所

池谷
人口：97人
世帯：35世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
9件<家屋倒壊(9)>
農地関連被害状況
・農地：9.12ha、15箇所
・農業用施設
・ため池：3箇所
・水路：3箇所
・道路：5箇所

大久保
人口：51人
世帯：19世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
8件<家屋倒壊(6)、小屋倒壊(2)>
農地関連被害状況
・農地：5.52ha、5箇所
・農業用施設
・ため池：1箇所
・水路：8箇所
・道路：9箇所
・農地保全：1箇所

榑木
人口：108人
世帯：29世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
5件<家屋倒壊(4)、古屋倒壊(1)>
農地関連被害状況
・農地：11.44ha、18箇所
・農業用施設
・ため池：4箇所
・水路：4箇所
・道路：6箇所

小松倉
人口：68人
世帯：25世帯
積雪のために倒壊した家屋等：
5件<店舗(自宅一部)倒壊(1)、作業所倒壊(1)、車庫倒壊(1)、越冬小屋倒壊(錦鯉)(2)>
農地関連被害状況
・農地：5.62ha、9箇所
・農業用施設
・ため池：2箇所
・水路：2箇所
・道路：3箇所

山古志中学校校舎：全壊
屋体：全壊

山古志村役場本庁舎：全面改修

山古志小学校校舎：全壊
屋体：全壊

山古志村診療所：一部半壊

山古志村民会館：一部半壊

竹沢保育所：一部改修

山古志村錦鯉総合センター：一部改修

種芋原保育所：一部改修

山古志村種芋原診療所：新築中で中断

民俗資料館：全壊

魚沼市

凡 例	
	国 道
	主要地方道
	一般県道
	村 道
	上水道配水管
	行政区境界
	地区界
	水面・養鱈池
	道路寸断箇所
	震源地(震度5以上)
	震源地(震度4以上)
	震源地(震度3以上)
	地すべり箇所
	河川閉塞による滞水区域
	農 地
	集 落
	地すべり防止区域

出典：山古志村役場資料、山古志村被害額・集落別申請額一覧、山古志村災害公共施設(建物)一覧表
この資料は、現在検討中のものや調査中の情報が含まれておりますのでご注意ください。
人口及び世帯数は、平成16年12月31日現在。積雪のため倒壊した家屋等は、平成17年2月3日現在。

資料3 . アンケート調査結果

被災後、全村民避難が続いている山古志村民を対象として、「山古志村・山古志復興新ビジョン研究会」の共同によるアンケート調査を実施している。本アンケートの調査結果については、個人のプライバシーに関わる質問も含まれていることに鑑み、調査結果については「アンケート調査概要」としての公表としている。

目 次

「今後の生活と復興に関する意向調査」調査結果の要約（速報版）	60
--------------------------------------	----

**「今後の生活と復興に関する意向調査」
調査結果の要約（速報版）**

当資料の数値はH17年2月22日現在の速報値です。今後、分析を進める過程で、数値が若干修正される場合がございます。

平成17年2月22日

山古志復興新ビジョン研究会

・ 調査概要

1. 調査目的

震災により甚大な被害を受けた山古志村住民の、帰村に対する意識や復興・復旧へ向けての意見や要望を把握し、「山古志復興新ビジョン」策定のための参考資料とする。

2. 調査対象

山古志村全世帯（原則として世帯主が回答）
676世帯 [仮設住宅入居世帯:578、仮設住宅非入居世帯:98]

3. 調査方法

質問紙による自記入式の留め置き調査、一部聞き取り調査を実施
(訪問配布、訪問回収・一部郵送回収)

仮設住宅に入居していない世帯には郵送調査を実施

4. 調査時期

平成17年1～2月

5. 調査実施機関

山古志村・山古志復興新ビジョン研究会（共同で実施）

6. 有効回収数

587票 [仮設住宅入居世帯:518票、仮設住宅非入居世帯:69票]

7. 回収率

86.8%

山古志村全世帯数(676世帯:H16.12.31現在、住民基本台帳)に対する回収率

8. 性・年齢別回収結果

< 性別 > 男性:495人(84.3%)、女性:84人(14.3%)、無回答:8人(1.4%)

< 年齢 > 30代以下:32人 (5.5%)
40代 :46人 (7.8%)
50代 :146人 (24.9%)
60代 :157人 (26.7%)
70代 :145人 (24.7%)
80代以上:51人 (8.7%)
無回答 :10人 (1.7%)

原則として世帯主が回答しているため、男性の比率が高く、年代も高めている(平均62.85歳)。

調査結果の要約

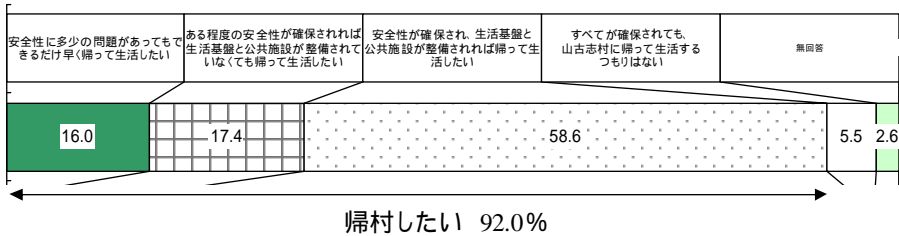
1. 帰村に対する考え方・意識

・92%が「村へ帰って生活したい」と回答。

- ・村民の帰村意識は強く、「村へ帰って生活したい」とする回答が92%を占めた。6割近くが「安全性の確保や生活基盤・公共施設等が整えば」としており、帰村を冷静に捉えている。
- ・帰村時期については、約半数(52.3%)が「今年中」の帰村を希望している。しかし「来年中に」(15.8%)、「(仮設住宅の期限である)2年後」(24.2%)と、来年以降と考えている村民もあわせて4割を占めている。
- ・若い世代ほど、安全性や生活基盤などの条件が整ってから帰村したい、とする意識が強く、冷静に帰村条件を見据えている。
- ・仮設住宅に入居している世帯の92.9%に比べるとやや低いものの、仮設住宅に入居していない世帯でも85.5%が帰村したいと回答している。

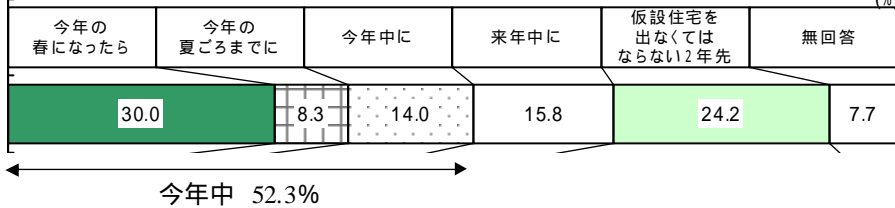
帰村意識と帰村条件 (N=587)

(%)



帰村時期 (N=587)

(%)

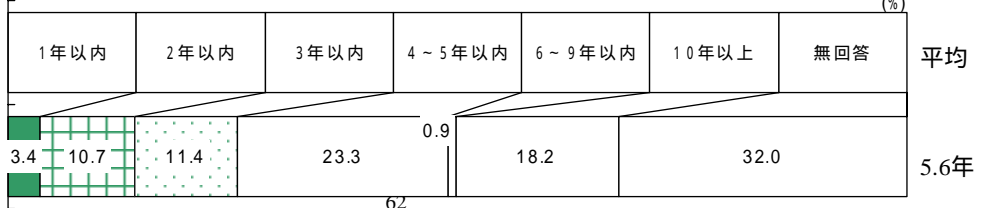


・震災前と同じような生活に戻るには5～6年必要。

- ・震災前とほぼ同じような生活へ戻る時期については「3年以内(1年以内～3年以内の合計)」が25.5%、「4～5年以内」が23.3%。一方「10年以上」とする人も18.2%を占め、平均では5.6年。若い世代ほど時間がかかると考えている。

震災前と同じような生活に戻る時期 (N=587)

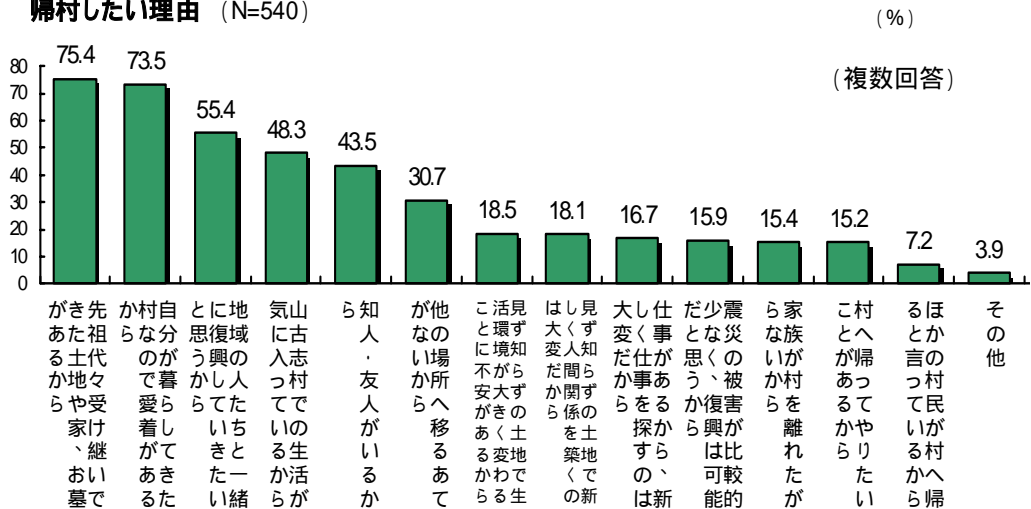
(%)



・帰村したい理由は「先祖代々の土地や墓があるから」、「愛着があるから」。

- ・「先祖代々受け継いできた土地や家、お墓があるから」(75.4%)、「自分が暮らしてきた村なので愛着があるから」(73.5%)が上位2項目。次いで、「地域の人たちと一緒に復興していきたい」(55.4%)となっている。
- ・高齢層ほど、「先祖代々の土地や家、墓がある」ことを帰村の理由にあげる人が多い。
- ・仮設住宅に入居していない世帯では、「先祖代々の土地や家、墓があるから」(89.8%)が極めて高い。

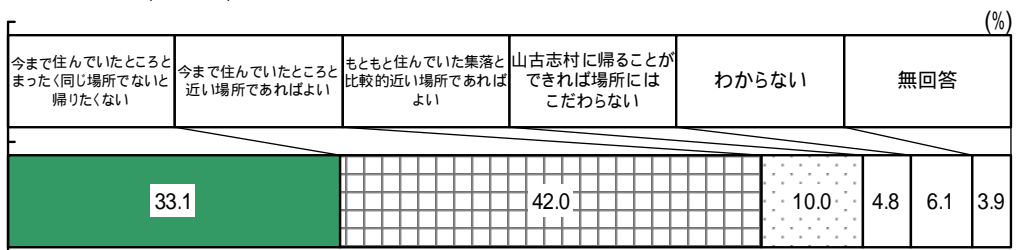
帰村したい理由 (N=540)



・今まで住んでいたところ、もしくはその近くへの帰村を希望する人が多数。

- ・帰村する際に、震災前と同じ場所に帰れない可能性もあるが、村民の多くは「今まで住んでいたところと全く同じ場所」(33.1%)、「今まで住んでいたところと近い場所」(42.0%)へ戻ることを希望している。
- ・比較的被害が軽微とされる種芋原、虫亀地区では「全く同じ場所」を希望する世帯が多いが、被害が大きいとされる南平や東竹沢では、「近い場所であればよい」とする意見が、他の集落よりも多い。

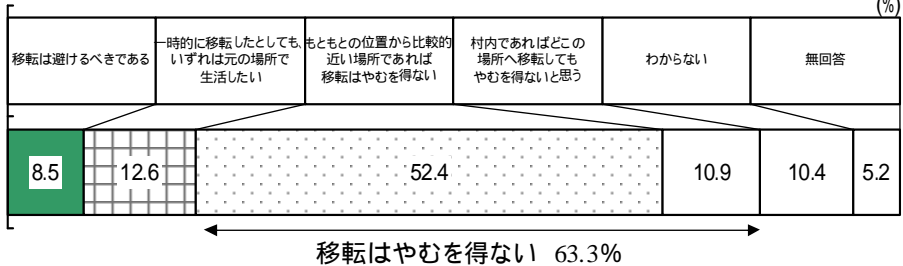
帰村場所 (N=540)



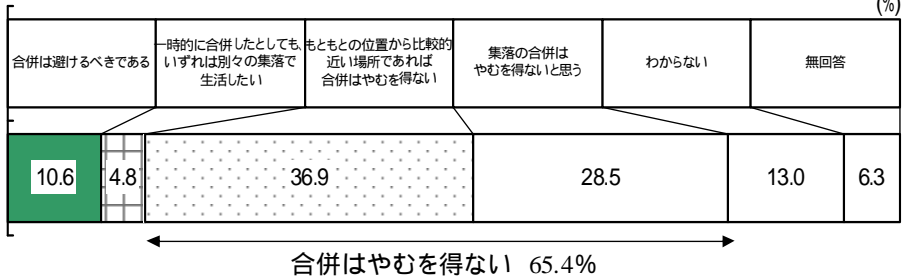
・集落の移転・合併もやむを得ないとする意見が6割以上を占める。

- ・山古志村には14の集落があるが、被災状況に差があるため、元の場所に戻れない可能性もある。こうしたことをふまえた集落の移転や合併については、いずれも「近い場所への移転」「近隣集落との合併」はやむを得ないとする意見が多数を占めた。
- ・「移転はやむを得ない」とする意見は63.3%、「合併はやむを得ない」は65.4%を占めており、被害の大きさとともに、村民が冷静に集落の被災状況を捉えていることが読みとれる。

集落の移転についての考え方 (N=540)



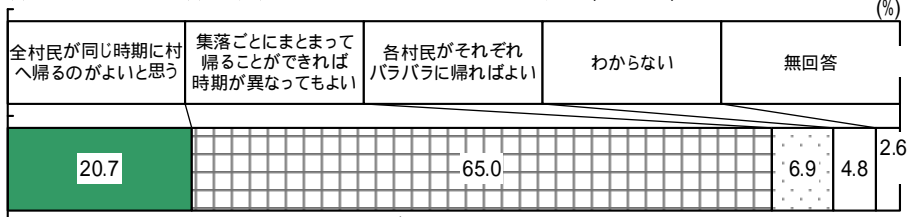
集落の合併についての考え方 (N=540)



・住民間で帰村の時期に差が生じることに関しては3分の2近くが容認。

- ・被害の状況によって住民や集落間で帰村時期に差が生じる可能性もあるが、「集落ごとにまとまって帰ることができれば、帰村時期が異なってもよい」とする意見が多数(65.0%)を占めた。「村民がバラバラに帰ればよい」とするのは6.9%にとどまっている。
- ・仮設住宅に入居していない世帯では「全村民が同じ時期に帰るのがよい」が13.6%と低いが、「集落ごとにまとまって帰る」が64.4%を占め、「村民がバラバラに」とするのは8.5%と少数派。

帰村時期 < 住民間で時期が異なることについて > の考え方 (N=540)

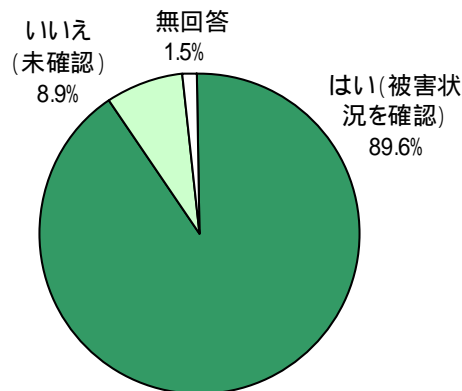


2. 被害状況に対する評価

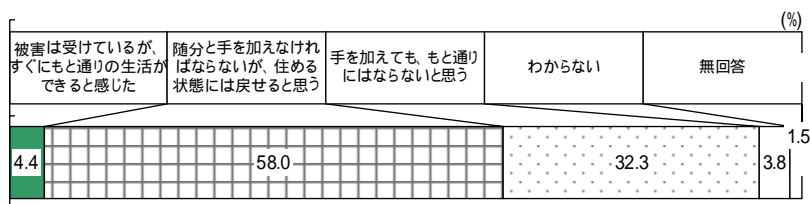
・集落の被害状況は、「手を加えなければならないが、住める状態には戻せる」というのが多くの村民の実感。

- ・9割近くが村や集落の被害状況を実際に自分の目で確認しているが、そのうちの6割弱(58.0%)が「随分と手を加えなければならないが、住める状態には戻せると思う」と感じている。
- ・ただし、60代以上では約3分の1以上が「手を加えても、もと通りには戻らないと思う」との評価をしており、また被害の大きかった集落でも、「もと通りには戻らない」とする意見が多くなっている。

「村や集落」の被害状況の自己確認 (N=587)



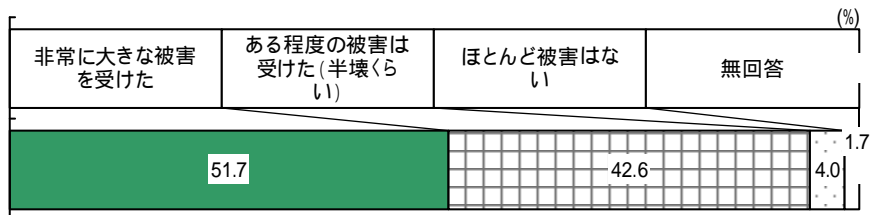
被害状況の実感(集落) (N=526)



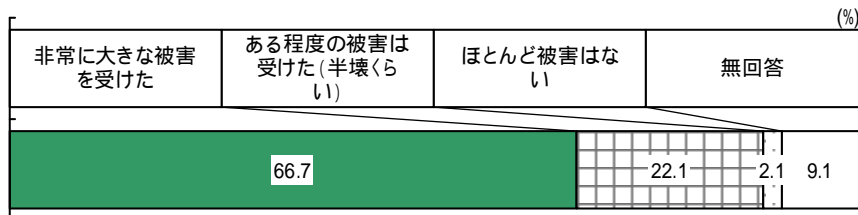
・自宅に関しては5割、農地に関しては7割弱の村民が「非常に大きな被害を受けた」と評価。

- ・自宅の被害状況は「非常に大きな被害」が51.7%、「ある程度の被害(半壊くらい)」が42.6%。農地・養鯉池・牛舎などの被害状況は、「非常に大きな被害」が66.7%、「ある程度の被害(半壊くらい)」が22.1%、というのが村民の被害状況の実感。
- ・被害の大きかった集落ほど、「非常に大きな被害を受けた」と評価する人の割合が高い。

被害状況の実感(自宅) (N=526)



被害状況の実感(農地・養鯉池・牛舎など) (N=526)

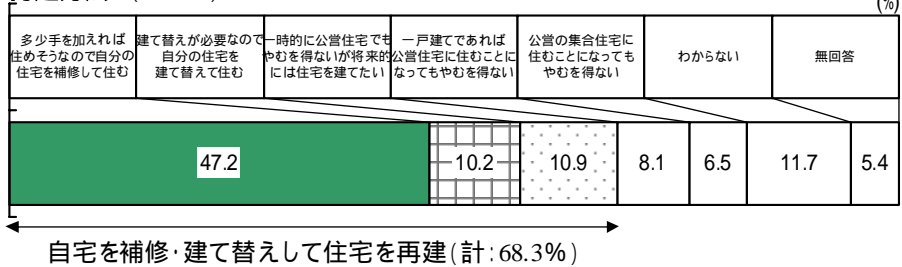


3. 復旧・復興へ向けての考え方・意識

・村民の約3分の2は、**自宅の補修・建て替えによる再建を想定**。

- ・住宅の再建方法では、「自宅を補修する」(47.2%)、あるいは「自宅を建て替える」(10.2%)との意見が多く、自宅を補修・建て替えて住宅を再建するという意見が7割弱(68.3%)を占めている。
- ・ただし、自宅の再建はあきらめ、公営住宅への入居もやむを得ないとする人も14.6%にのぼる。

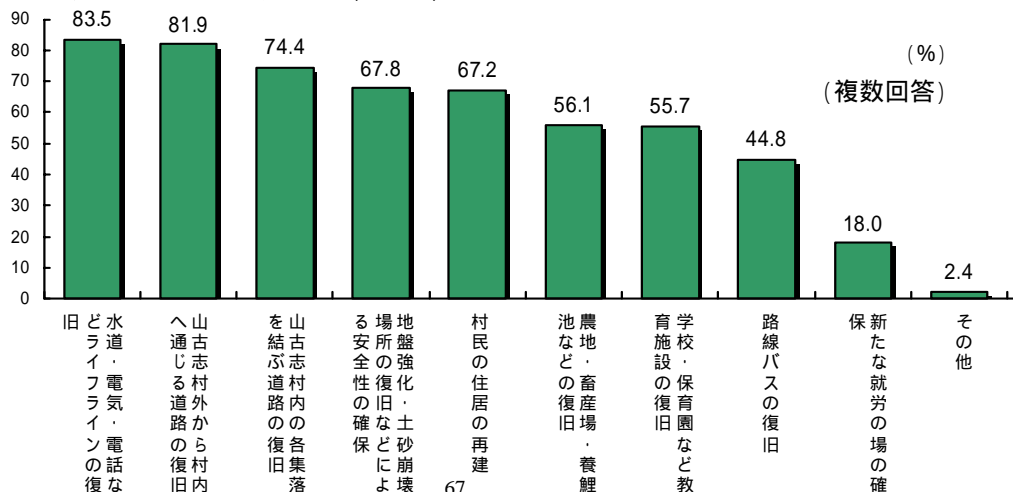
住宅の再建方法 (N=540)



・「**ライフラインの復旧**」、「**村内外の道路の復旧**」が村で生活するためには**不可欠**。

- ・村へ帰って生活するのに必要なこととして村民が望んでいるのは、「水道・電気・電話などライフラインの復旧」(83.5%)、「山古志村外から村内へ通じる道路の復旧」(81.9%)、「山古志村内の各集落を結ぶ道路の復旧」(74.4%)が上位。
- ・学校等へ通う子供がいる40代以下の世帯では、「学校・保育園など教育施設の復旧」を重視する傾向にある。
- ・仮設住宅に入居していない世帯では「村外から村内へ通じる道路」(79.9%)、「ライフライン」(76.3%)の順となっている。

村で生活するために必要なこと (N=540)

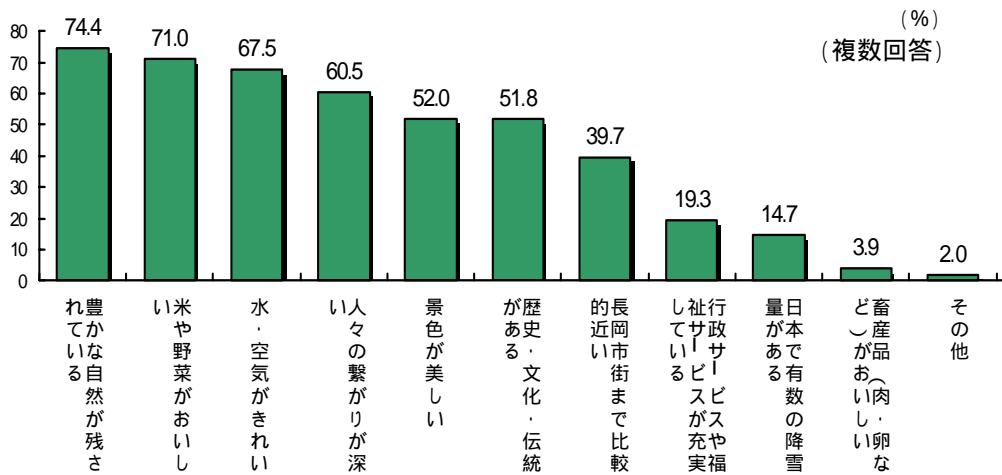


・山古志村民は「豊かな自然」、「おいしい米や野菜」、「きれいな水や空気」を山古志村の魅力として意識している

・村民自身が考える山古志村の魅力は、「豊かな自然が残されている」(74.4%)、「米や野菜がおいしい」(71.0%)、「水・空気がきれい」(67.5%)が上位3項目。「人々の繋がりが深い」(60.5%)が続いている。

・若い世代ほど「豊かな自然」を山古志の魅力と考えている。(40代以下:87.2%)

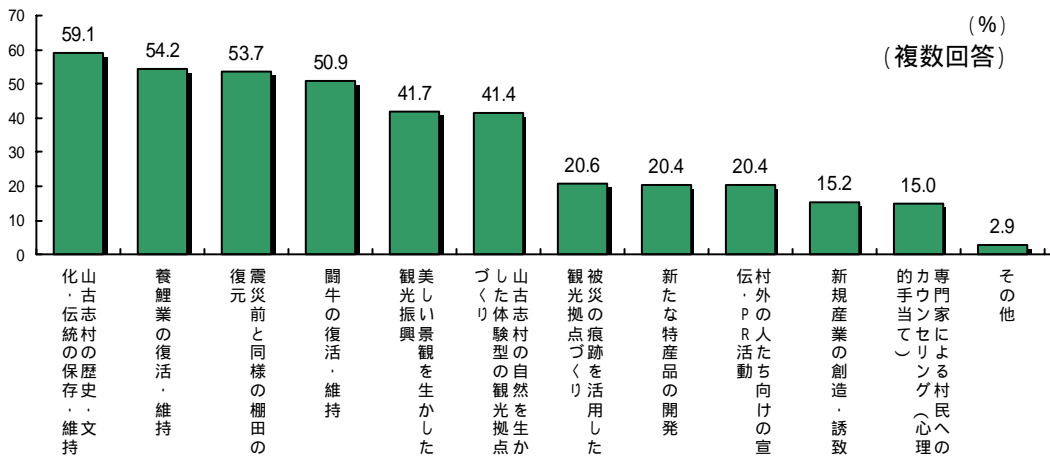
山古志の魅力 (N=587)



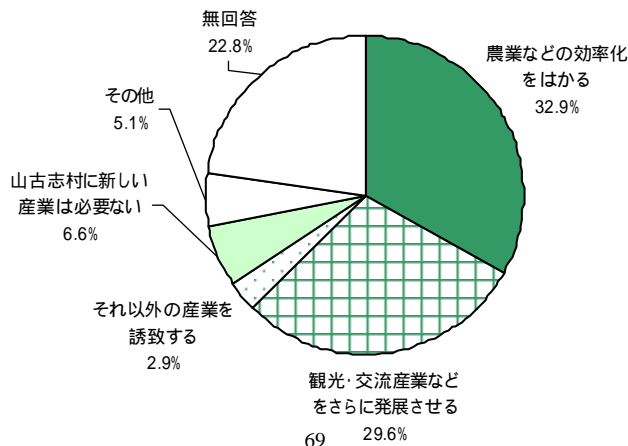
・農業とともに、歴史や伝統、自然など、山古志の資源をいかした観光振興に期待。

- ・山古志の復興に向けて必要な今後の取り組みとしては、「歴史・文化・伝統の保存・維持」(59.1%)、「養鯉業の復活・維持」(54.2%)、「棚田の復元」(53.7%)、「闘牛の復活・維持」(50.9%)などが上位を占めた。
- ・一方で「美しい景観を生かした観光振興」(41.7%)、「山古志の自然を生かした体験型の観光拠点づくり」(41.4%)など、村の資産である自然や美しい景観をいかした新しい観光振興への期待も大きい。特に50代以下の若い世代では、半数以上が「観光振興が必要」としている。
- ・将来の産業についても「農業」とならんで「観光・交流産業」をあげる村民が多く、仮設住宅に入居していない世帯では、「観光・交流産業の発展」(30.4%)が「農業の効率化」(26.1%)を上回っている。

山古志を復興させるのに必要な取り組み (N=587)



将来の産業について (N=587)



世代別特徴

- ・帰村意識では、若い世代(40代以下)で安全面・生活基盤が整ってから帰村したいとする意識が強い。
- ・帰村時期も「今年中に帰村したい」とする人の割合は高齢の世代に比べて低く、また、震災前とほぼ同じような生活に戻る時期についても、「10年以上」とする人の割合が高いなど、若い世代は、より冷静に帰村条件・帰村時期を見据えている。
- ・帰村したい理由では高齢の世代ほど「先祖代々の土地や墓があるから」という意見が多く、70代以上では86.4%にのぼる(40代以下は61.6%)。
- ・帰村場所では、70代以上の高齢世代で「今まで住んでいたところと全く同じ場所でない」と帰村したくないとする人が41.5%にのぼる(40代以下は29.1%)。
- ・また、集落の移転をやむを得ないとする高齢者世代は51.1%(40代以下は79.5%)、集落の合併をやむを得ないとする人も62.5%にとどまり(40代以下は76.7%)、震災前の居住・生活形態にこだわる傾向が若い世代に比べ、より強く出ている。
- ・被害状況(村や集落)に関しては、60代以上の約3分の1以上(36.5%)が「手を加えてももと通りには戻らないと思う」との評価をしており、50代以下(26.5%)に比べ高い。
- ・村で生活するために必要なことでは、学校等へ通う子供の居る40代以下の世帯で「学校・保育園など教育施設の復旧」を重視する傾向にある。
- ・山古志村の魅力については、若い世代ほど「豊かな自然」をあげる人の割合が高い。

仮設住宅への入居・非入居別の特徴

- ・仮設住宅に入居していない世帯の帰村意識は、仮設住宅に入居している世帯の92.9%と比べるとやや低いですが、それでも85.8%が帰村を希望している。
- ・仮設住宅に入居していない世帯の89.8%が「先祖代々の土地や家、墓がある」ことを帰村したい理由にあげている(仮設住宅入居世帯は73.6%)。
- ・仮設住宅に入居していない世帯は「全村民が同じ時期に帰るのがよい」が13.6%と低い。(仮設住宅入居世帯は21.6%)
- ・仮設住宅に入居していない世帯のうち、村や集落の被害状況を確認したものは70.3%にとどまる(仮設住宅入居世帯は90.5%)。
- ・仮設住宅に入居していない世帯が村で生活するために必要と考えているのは「村外から村内へ通じる道路」(79.9%)、「ライフライン」(76.3%)の順に多い(仮設住宅入居世帯では「ライフライン」(84.4%)が最も多い)。
- ・仮設住宅に入居していない世帯では、将来重視すべき新しい産業について、「観光・交流産業の発展」(30.4%)が「農業の効率化」(26.1%)を上回っている。全般的に村外との関係をより重視している傾向がうかがわれる。

集落別特徴

- ・比較的被害が軽微とされている種芋原、虫亀地区では「現住地近辺」への帰村を希望する世帯が多く、「今年中」の帰村を希望する人も多い。
- ・一方、被害が大きいとされる南平や東竹沢では、「多少離れた地域でも」とする意見が多く、「今年中」の帰村を希望する人の割合は、他の集落よりも低くなっている。
- ・村で生活するために必要なことでは、比較的被害の大きかった東竹沢、南平では「住居の再建」が不可欠とする意見が多く(それぞれ74.0%、81.1%)、被害の軽微だった種芋原、虫亀、(それぞれ58.7%、64.0%)に比べ高くなっている。

資料4 . ヒアリング調査結果

「山古志復興新ビジョン」の検討を進めていくにあたり、山古志村民のなかから、各世代層別に人選し、ヒアリング調査を実施した。復旧・復興に対する意向を取りまとめたものであり、「ヒアリング調査概要」として公表している。

目 次

山古志村民へのヒアリング調査（中間速報）	73
----------------------------	----

山古志村民へのヒアリング調査（中間速報）

- ・ 帰村するという意識は全般的に強い。しかし、ライフラインや住宅の問題、集落ごとの被害の違いなど、現実を冷静にとらえている。
- ・ 住宅再建の問題や仕事の問題から山古志を離れる人が生まれることへの懸念もある。また仮設住宅の暮らしの問題を指摘する声もある。
- ・ 復興については前向きに考えており、観光・交流産業の活性化には好意的な意見が多い。復興の推進役は山古志の住民という意識もあり、復興に関する勉強会への期待や参加意向もみられた。
- ・ 被災地を残すことについては、「良いのではないか」としつつも、「被災集落の意見を聞くべき」と、配慮を求める声が多い。
- ・ 復興への課題として農地や施設への被害の大きさへの懸念、また共同での取り組みを疑問視する声もあげられている。

< 発言要旨 >

対象者プロフィール	1. 帰村に対する考え方	2. 今後の生活や住民の動向等について	3. 復興に対する考え方や期待	4. 復興を進める上での課題等
20代女性 大学生 (長岡市へ通学)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山古志村の魅力は、平和なところ。近所のおばちゃんには、家に案内しなくても上がってくる。 ・ 帰村の際の条件は、<u>道路の復旧、除雪、ライフラインでは電気が必要</u>。ガスはプロパンで、水は地下水・井戸であるため、何とかなる。 ・ すぐにも帰りたいが、うちだけ帰っても、<u>周りに人が住んでいないと不安</u>である。 ・ 自宅が雪によって倒壊した友人もいるが、その子は<u>山古志に帰る場所が欲しい</u>と言っている。 ・ 山古志村長が「9月に帰村を」と言っていることに対しては、<u>帰れるという実感はない</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山古志でお洒落な産業・企業があれば、多少<u>給料が安くても勤めてみたい</u>。 ・ 被災地を保存し防災学習に活用するという考え方については、自分が<u>記憶を忘れないこと</u>と、訪れた人が見て教訓を学んでもらえるのなら、個人的には残してもよいと思う。 ・ 小さい子供たちは被災の心のダメージを受けているので、山古志に帰りたいと言っている。大人は、復旧工事費用がかかるので修理しなくても良いという考え方になると思う。 ・ あちこちからイベントや励まそうと人が来ることに対しては、個人的にはそっとしておいて欲しいと思うこともある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい産業の立ち上げで、<u>学習・研修制度があれば参加したい</u>。 ・ 山古志を離れている人でも、イベント時期になると村に帰ってくる人が多い。家がなくても、<u>村に帰る意識がある</u>。山古志村民は、出て行った山古志出身者とも繋がりがあがる。 ・ 復興を進めるために欲しい情報や支援活動は今のところ特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同級生は31人、そのうち残っている人は6~7人。長岡市内に通勤・通学している。山古志村から出ていっている人たちは、<u>つまらないから出て行く</u>と思う。 ・ 山古志に新しい企業ができて、同級生では県外で仕事をしている人もいるので、<u>戻ってくるのは難しい</u>と思う。
30代男性 会社員 (村内・ 離職中)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全村民が<u>一斉に帰村するのは無理</u>だと思う。これまで、無理に村に帰ろうとする人はいなかった。 ・ ライフラインで「水」の確保は、一昨年まで井戸水を使っていたので、<u>水が流れていなければ水は確保できる</u>。 ・ 木籠集落は、集落の近くの山を削って平地に集落再建するか、他の集落へ分散するしかないのではないかと。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 棚田を観光で残すという視点は、棚田で米を作っている人と、棚田を見に来る人とは「<u>棚田の使い方</u>が違うので、観光で残すことができるかどうかかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米は作れる量が決まっている。縁故米と自宅で食べる米を作っている。地震で、<u>田んぼは全滅</u>だった。田んぼに亀裂が数本入っており、水をはれるか分からない。また、復旧するにも田んぼまでの道が壊れている。 ・ 「あまやち会館」は、建物の被害があって使えそうもない。
40代男性 会社員 (長岡市内)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰村の条件は、<u>役場と学校</u>である。 ・ 働いている世代は家を再建できると思うが、高齢者はむずかしい。家は建てられないが、<u>山古志に住みたいという人も</u>いると思う。 ・ 全壊で住宅再建を必要とする集落は限られている。木籠地区は一度泥をかぶっており、来年も雪融けで浸水すると言われているので住めないのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分は、長岡市でサラリーマンをしているので、山古志村に<u>新しい事業があっても、そこで働くことは考えられない</u>が、山古志村内で働いている人はどうかかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はさがけ米は、普通の米より1,000円~2,000円は高く売れている。 ・ 被災地を防災学習の場として残すことは、<u>直接被害を受けた集落の人に聞いた方が</u>良い。他は反対しないと思う。 ・ 観光の先進地の視察などを勉強し、将来、山古志の観光の営業マンになるような人は、<u>地元</u>に密着した人(地元で働いている人)ではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2~3反で、仕事の合間で米を作っている。3段の亀裂が入っており、水が流れるか心配である。 ・ はさがけ米を作るのは手間がかかるため、販売できるだけの量を生産するには、<u>個人で作ることは難しい</u>。 ・ 先月、長岡市での営農再開の希望調査があったが、土地の貸し出し条件が厳しかったため、希望者が少なかったようだ。年貢代が高く、作った米をライスセンターに一度納めなければならぬため、借りののをやめた。自分の作った米は自分の物と考える人が多いのではないかと。
50代男性 養鯉業(自営)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興計画やスケジュールを見ると、<u>仕事復帰の時期が遅くなるのではないかと不安</u>になる。 ・ 村に帰っていいと言われたらすぐに帰る。 ・ お金があれば、長岡に池を借りて養鯉はできるが、村としてはそれを応援していない。そのまま、長岡で仕事し、山古志から出て行くのではないかと。 ・ <u>生活の場所は山古志</u>なので、復興するには山古志でなければならぬ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階建て団地のような公営集合住宅であれば、山古志でなくてよく、山古志村には必要ないと思う。<u>集合住宅は、山古志村にはむかない</u>。 ・ 鯉の取引先から応援の声や、期待の連絡を受けるので、<u>早く養鯉業を復帰させたいという焦り</u>がある。 ・ 仮設住宅の生活では、補助金や物資支援、ほか様々な支援があり、<u>人間がおかしくなる</u>。仮設住宅での生活が良いものであれば、村民は村に帰らなくなる。 ・ 村で復興ビジョンを考えると<u>今日の生活が精一杯</u>で、復興計画を考えることはできないと思う。現状では、外から提案されたものに対して動かざるをえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虫亀の闘牛場の駐車場脇に宿泊施設を建てると、丘陵地で全体を見下ろせるので、<u>棚田の風景を見るには良い</u>。観光客から見下ろされるのは、苦ではない。 ・ 錦鯉で外国人客が200人くらい訪れたが、山古志の売りはタイムスリップしたような原風景があることである。5年くらい前から海外との取引がされるようになった。最近では、<u>高齢者の方も村に訪れた外国人に対して抵抗がなくなっている</u>。 ・ 山古志村が観光化し、村を訪れる人が多くなることは問題ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ報道で、牛や鯉を助けた人が報道されて、その助けた人達は、無断で村に入っているだろうが、「<u>良くやった</u>」と高評価される。一方で、村に入って鯉を助けたいが規則を守っている人が非難されるという、状況がある。 ・ 今回の地震被害で、<u>正直者や弱い者が復興・復旧に置いてかれている感じがする</u>。例えば、高齢者、車が乗れない人。 ・ 崩れた棚田を整地し、共同で営農できるかどうかは、土地所有者が役場に対して白紙委任できるかどうかが問題である。

資料5 . 他地域における災害復旧・復興事例

山古志村の復興スケジュールを検討するにあたり、他地域で起きた過去の災害事例4つ（雲仙・普賢岳噴火災害、北海道南西沖地震、三宅島噴火災害、921台湾大地震）について、被害の概況から復旧復興の経緯・事業を整理した。

目 次

- 1 . 他地域における災害復興事例 ～社会基盤と生活の復興対策を中心として～ 75
- 2 . 他地域における災害の復興ロードマップ 79

1. 他地域における災害復興事例 ～社会基盤と生活の復興対策を中心として～

：山古志への適用が可能と考えられる項目

	雲仙・普賢岳噴火災害	北海道南西沖地震	三宅島噴火災害	921 台湾大地震
災害の特徴	火山災害	地震・津波	地震・火山災害	地震
災害・被害の概要 ・人的被害 ・物的被害	<p>平成 2 年 11 月に噴火を始めた雲仙・普賢岳の火山災害は、島原市を中心に島原半島全域に大きな被害をもたらし、平成 7 年 5 月に収束した。 土石流や火砕流が頻発し、下記の被害が発生した。</p> <p>《人的被害》 ・ 死者 44 名(うち行方不明者 3 名) ・ 負傷者 11 名</p> <p>《物的被害》 ・ 家屋被害 2,593 棟(島原市分のみ) ・ 被害額(島原市・深江町合計：平成 8 年 3 月 31 日現在) * 直接被害 748 億円 * 間接被害 1,552 億円 * 被害総額 2,299 億円</p>	<p>平成 5 年 7 月 12 日午後 10 時 17 分ごろ、北海道南西日本海で発生したマグニチュード 7.8 の地震。 日本海側で発生した地震の中で最大級の規模で、日本海中部地震を越える津波被害が奥尻島で発生した。</p> <p>《人的被害》 ・ 死者 231 名(うち行方不明者 28 名) ・ 負傷者 323 名</p> <p>《物的被害》 ・ 家屋被害 6,954 棟 ・ 被害額 583 億円</p>	<p>三宅島は、平成 12 年 6 月 26 日に地震が多発、「噴火のおそれがある」旨の緊急火山情報が出され、翌 27 日には三宅島西方約 1 km 沖で海底噴火が確認された。 その後いったん活動は低下したものの、7 月 4 日頃から山頂で地震が増え始め、同月 8 日に山頂で噴火が起こった。以降、山頂噴火が繰り返され、8 月 10 日、18 日には、噴煙の高さがそれぞれ 8,000m、14,000m に達する大規模な噴火が発生し、また、8 月 29 日の噴火では、低温で勢いの弱い火砕流が発生した。</p> <p>《人的被害》 ・ 死者 1 名 ・ 負傷者 15 名</p> <p>《物的被害》 ・ 家屋被害 213 棟 (平成 15 年 9 月 19 日現在)</p>	<p>平成 11 年 9 月 21 日午前 1 時 47 分に発生した M.7.3 の内陸の活断層地震である。地震動も大きかったが、地表に今世紀最大ともいえる大規模な断層変位が 80 km 以上にわたって出現した。 この地震で変位した車籠岬断層は、台湾中部の主要都市の中心市街地の東側を南北方向に位置していたため、中心市街地の直撃は避けられ、変位した断層近傍及び隆起した断層東部の農山村地域に被害が集中している。その他、地震動による高層集合住宅の被害も特徴的で、震度 4 程度の台北でも被害が出た。</p> <p>《人的被害》 ・ 死者 2,500 人弱</p> <p>《物的被害》 ・ 全壊建物 52,000 戸 ・ 半壊建物 54,000 戸</p>
主な被災地	島原市：安中地区、杉谷地区 深谷町：大野木場地区、諏訪地区	奥尻町：青苗地区	三宅村	集集鎮
被災地の特徴	平野(河口部)	島(とくに低地部)	島	中山間地
被害から復興までの経緯	<p>平成 2 年 11 月 雲仙・普賢岳 198 年ぶりに噴火</p> <p>平成 3 年 6 月 大規模火砕流発生 島原市が災害対策基本法に基づく「警戒区域」を設定 仮設住宅一部完成</p> <p>平成 4 年 2 月 長崎県が「水無川砂防計画の基本構想」を発表</p> <p>3 月 長崎県が災害関連緊急砂防事業を着工</p> <p>平成 5 年 6 月 水無川、中尾川に土石流発生。安中三角地帯はほぼ壊滅状態となる</p> <p>平成 7 年 5 月 火山噴火予知連絡会により「マグマの供給と噴火活動はほぼ停止状態にある」という統一見解を発表</p> <p>平成 7 年 6 月 安中三角地帯嵩上げ事業着手</p> <p>平成 9 年 4 月 島原鉄道全通</p> <p>5 月 「雲仙普賢岳砂防指定地利活用構想」を発表</p> <p>平成 12 年 3 月 安中三角地帯嵩上げ事業竣工</p>	<p>平成 5 年 7 月 地震発生 「復興区画整理」の方針を決定 第一次仮設住宅 100 戸の入居が開始(8 月 28 日の第三次まで、合計 330 戸完成・入居)</p> <p>8 月 奥尻町長が青苗部分移転構想・岬地区 80 戸の全面移転を表明</p> <p>9 月 道庁が奥尻町に第一次案を提示</p> <p>10 月 町が第一次案を住民に初めて提示 被災者が「奥尻の復興を考える会」を設立 住民説明会で、青苗岬地区の集団移転促進事業が決定</p> <p>11 月 奥尻町議会で一部高台移転案を承認 住民説明会で住民は一部高台移転案を了承 青苗臨海地区の漁業集落環境整備事業の検討開始</p> <p>12 月 第二次案を道庁が奥尻町に提示 第二次案を奥尻町議会で承認 奥尻町は青苗臨海地区の復興を漁業集落環境整備事業で行う意向を固める(～94 年 1 月)</p> <p>平成 6 年 1 月 北海道庁と建設省区画整理課が、青苗臨海地区の事業手法として、区画整理を最終的</p>	<p>平成 12 年 6 月 19 時 33 分三宅島について緊急火山情報発表。</p> <p>7 月～ 震度 6 弱の地震計 6 回。</p> <p>8 月 大規模な噴火(噴煙高 14,000m、低温の火砕流発生)。</p> <p>9 月 2 日、三宅村が、防災担当者等を除く全島民に対し島外避難を指示。9 月 4 日までに避難完了。 大規模な泥流が発生。 二酸化硫黄の日放出量約 10,000t を観測。この頃から火山ガスの大量放出が始まる。</p> <p>平成 13 年 2 月 電力が周回都道上で復旧。</p> <p>3 月 立根に仮橋が完成し、周回都道が全通</p> <p>5 月 三宅支庁第二庁舎をクリーンハウス化し、防災関係者による三宅島島内夜間滞在の試行を開始。</p> <p>9 月～ 全世帯を対象とした一時帰宅を 5 回に分けて実施、1,608 名が参加(島内滞在時間数時間程度)。</p> <p>平成 14 年 7 月 活動火山対策特別措置法に基づく避難施設緊急整備地域に三宅村を指定</p> <p>8 月 消防庁が約 715 百万円の消防防災等施設整備費補助金の交付を決定</p> <p>12 月 三宅村が復興基本計画を盛り込んだ第 4 次三宅村総合</p>	<p>平成 11 年 9 月 地震発生</p>

	雲仙・普賢岳噴火災害	北海道南西沖地震	三宅島噴火災害	921 台湾大地震
		に再検討 2月 青苗臨海地区の防潮堤が6m と決定 災害復興区画整理は行わな いことに決定	計画を策定 平成15年3月 三宅島に係る災害を 局地激甚災害に指定 平成17年2月 避難指示解除が予定	
1. 復興経過、住民 感情等				
(1) 居住地の復興形 態 ・ どのような形態 で居住地を復興 しているのか ・ 各形態のメリッ ト・デメリット	被災後の居住地の主な復興形態は以下の4つ 造成された住宅団地に被災地区全体で集団移転 ・ 大野木場地区では、被災地近くに大野木場 団地が造成された。 ・ 被災した122世帯中113世帯が大野木場団 地に集団移転 被災以前のコミュニティがほぼ維持 されている 造成された住宅団地に被災世帯がバラバ ラに移住 ・ 被災した安中・杉谷・諏訪地区の住民は、 仁田・船泊団地等にバラバラに移住 災害の長期化と各家庭の事情により 集団移転の実現が困難 仁田・船泊団地は以前住んでいた集 落が異なる“寄り合い所帯”で、近 所付き合いはそれほど密接ではない 隣同士は知っていても、集団の中 に入るのがおっくうで、家にこもるお 年寄りも少なくない。 区画整備された元の被災地に居住 ・ 被災地である安中地区を、航空写真を基に 土地の面積を確定し、用地買収に着手 ・ 地区全体を嵩上げし、土地区画整理や道路 等の社会基盤整備を実施 事業後、戻ることを希望する被災者 も多かったが、事業完了までに10年 以上の年月を要したため、居住世帯 数は被災前の半分以下の120世帯に とどまる 多くの被災者は日々の生活が重くの しかかっている 個人での移住 ・ 経済的に保有のあった被災者や再建資金 を調達できた被災者は、独自に住宅再建の 活動を展開	もっとも被害の大きかった青苗地区における 被災後の居住地の復興形態は以下のとおり 一部高台移転案 ・ 岬周辺は高台に移転するが、漁港付近の低 地部に漁師まちゾーン(約90戸)を形成 する ・ 土地の処理方法は、いずれも町が在来地を 一括買収し、造成後、被災者に抽選で分譲 する方法が採られた。 ・ 高台にある既成市街地が過密になり、火災 に対する安全性の低下が懸念されている。	・ 2005年1月8日現在、全島民が避難して いる状況にあるが、2005年2月1日に避 難指示解除が予定されている。 ・ 2004年11月、島民の帰島に向けて島の経 済活動も動き出し、郵便局が配送などを再 開。復旧、復興に携わる作業員向けに理容 店、スーパーなどが営業を始め、ペンシ ョンも食堂を再開した。 ・ 2004年9月の村の調査では、3260人の うち2052人が帰島を希望した。帰島者の大 半は2月から7月までの半年間に順次、引 越しする予定 ・ 村は平成16年12月、火山ガスの危険性の 高い「高濃度地区」を居住禁止とする条例 を制定した。同地区内の住宅や農地に立ち 入る村民は、役場への届け出が義務付け られ、それも1日4時間以内に制限され る。従わない場合は5万円以下の過料を科 される。他地区の住民もガスマスクを常時 携帯し、注意報や警報が発令された際 には避難行動を取るよう求められる。 被災後の居住地の主な復興形態は以下の2つ 村営住宅に移住 ・ 「高濃度地区」に自宅があり帰島する住民 157世帯に対してあっせん ・ 高濃度地区は、島東部の御子敷、三池、沖 ケ平と南西部の粟辺、薄木の計5つ ・ ただし、完成時期が未定(2005/1/5現在) 元の被災地に居住 ・ 「高濃度地区」以外の住民については、元 の被災地に居住	被災後の居住地の主な復興形態は以下の5つ 個別住宅再建 ・ 台湾では持ち家率が日本よりも高く、この 震災の主たる被災地である地方都市では 一層高かった ・ 従って、住宅の再建は基本的に現地での個 別住宅再建 復興住宅(新社区) ・ 断層直上や近傍地域あるいは山間部での 斜面崩壊など現地での住宅再建が不可能 な被災者に対しては、別途に住宅地区を開 発して移転・復興 ただし、個別住宅再建を優先しており 、新社区の建設は、3年目をすぎて ようやく着手され始めた また、比較的安価に提供されたが、 「建て方が悪い」、「狭い」等の苦情 が多い 民間ディベロッパーによる住宅地 ・ 新社区のそばに建設 ・ 鎮が被災者を優先して入れるように指導 公的賃貸住宅 ・ 台湾には、もともと公的賃貸住宅という制 度はないが、高齢者などとくに低所得者 に対して特別に提供 個人での移住 ・ 個別再建の状況は不明
(2) 居住地の選択 ・ 住民の意向 ・ 検討の経緯	集団居住の意向 ・ 各自希望する場所に住めればよかった： 50.0% ・ 全世帯もしくは一部が同じ地域に住め ればよかった：40.3% 再建場所の選定時に被災者が重視した要 素 ・ 団地を選択した被災者 * 「もとの居住地に近い」、「交通の 便がよい」、「土地の値段が安い」 ・ 団地外を選択した被害者 * 「安全性が高い」 住宅再建にあたって困ったこと * 「再建する場所の安全性」 * 「資金」	・ 住民組織の「復興を考える会」がアンケ ートにより「全戸高台移転案」、「一部高台 移転案」のどちらを採択するかを調査 ・ その結果、「漁業者の反対がある以上、全 戸高台移転は無理」との結論に至り、下 記の「一部高台移転案」を了承した		

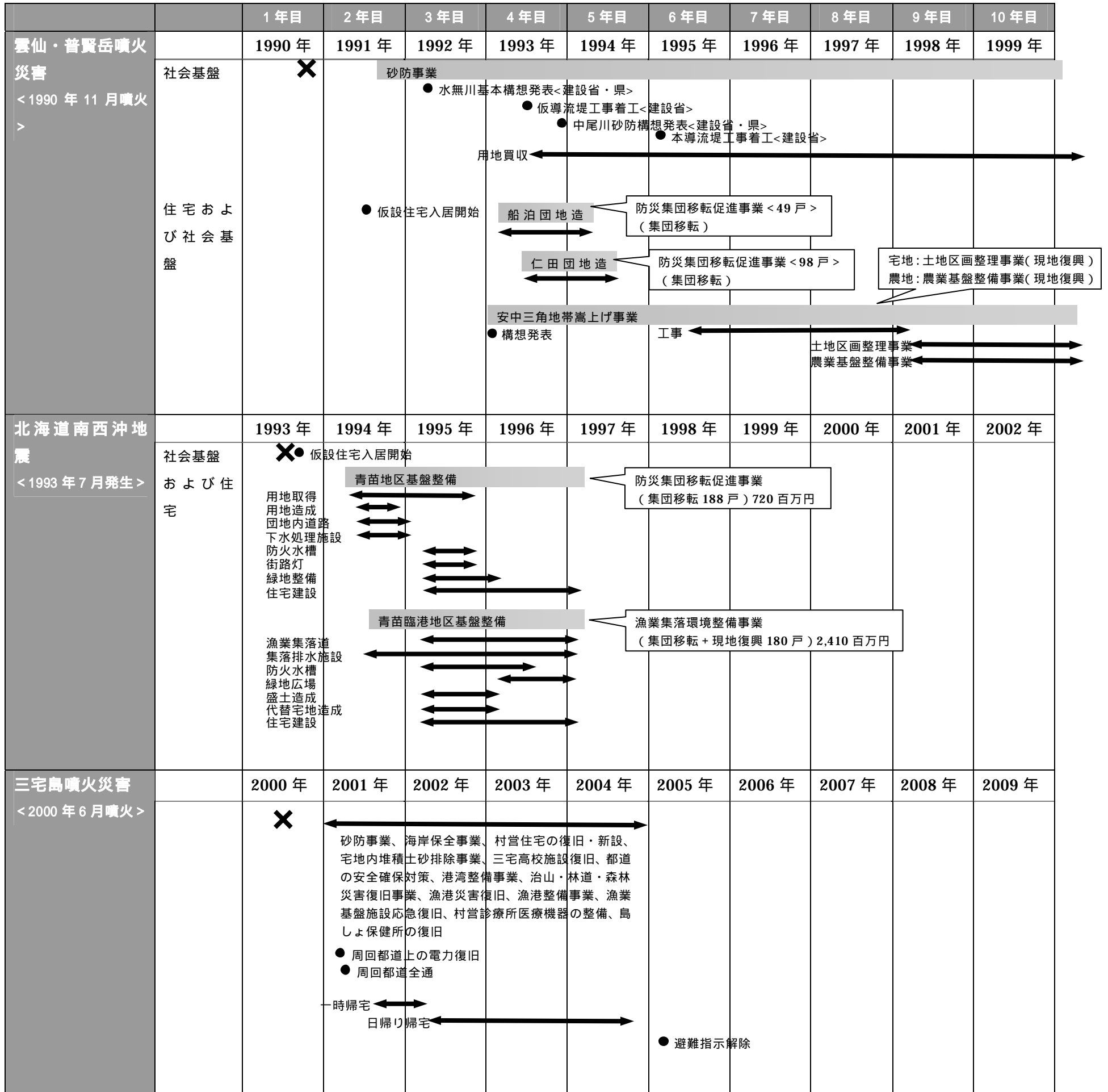
	雲仙・普賢岳噴火災害	北海道南西沖地震	三宅島噴火災害	921 台湾大地震
(3)産業の復興	<p>《被災前》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心的な産業は農業 <p>《被災後》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地は長期にわたって降灰や土石流により被災しあるいは公共事業で買収された。 ・ 被災した農家は約 700 戸で、このうち再開できたのは 6 割 ・ 災害前とは違った農作物も作られるようになった <p>《復興時の問題点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業基盤が整備されたところには、若い担い手がすでにサラリーマンに専念 ・ 新たな農作物として何を作ったらいいのかわからない ・ 作る作物により農地改良が必要 ・ 農機具購入に莫大な資金が必要 ・ 災害の長期化で農業の基本である継続がなされなかったため離農者が増大 	<p>《被災前》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心的な産業は沿岸漁業 <p>《被災後》</p> <p>奥尻町内のホテルや民宿・漁業関係者等を対象としたアンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後振興を図るべき産業 <ul style="list-style-type: none"> * 漁業振興策：49% * 観光産業振興策：25% ・ 今後期待される漁業の内容 <ul style="list-style-type: none"> * 養殖：39% * 沿岸漁業：20% * 観光漁業：14% 	<p>《被災前》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心的な産業は農業・漁業・観光業 <p>《被災後》</p> <p>三宅村復興計画では、財源確保のために以下の 3 項目について検討している。</p> <p>基本は観光業の活性化を核として村の経済を活性化させ、その税収入を復興事業の財源とする。</p> <p>個人財産の補償について復興基金の創設を目指す。さらに、宝くじなどの収益金を財源として検討する。</p> <p>エコマネーの導入を検討する。</p>	<p>《被災前》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心的な産業は農業・観光業 <p>《被災後》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災前よりも観光産業に重点が置かれることになった。 ・ 観光産業として注目されているのは、喫茶店の開店、恐竜展の企画、集集駅の修復、特有生物研究保育中心、サイクリングロード、駅前の人力車、ミニ機関車等 ・ 経費の問題と土地取得の問題の解決が必要 ・ また、ミニ機関車については台湾で初めての試みであるため法律的な問題の解決が必要
2. 法制度				
(1)災害復旧事業 (主な災害復旧事業を除く)	<p>直轄砂防事業<旧建設省> 土地区画整理事業<旧建設省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路、公園、河川等の公共施設と宅地の総合的・一体的整備により、新たな土地利用に対応し、かつ優れた都市空間を形成する事業 ・ 戦災復興や震災復興といった復興事業にも土地区画整理事業が大きな役割 <p>農地基盤整備事業<県(?)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度名変更の可能性あり <p>防災集団移転促進事業<旧建設省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復旧事業をしても危険が残ったり、安全な地域に移った方が得策だと認められたりする被災地の移転を促進するための国の事業 ・ 新たな用地取得や道路整備などの費用を市町村に補助する。市町村や県が事業計画を作り、国土交通相の同意が得られれば、住宅用地の取得や造成などにかかる事業費の 75%以上の補助を国から受けることができる <p>がけ地近接等危険住宅移転事業<旧建設省・県></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進する制度 ・ 国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅(購入も含む)に要する経費に対して補助金を交付する <p>その他(航空写真等による土地境界線確定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防構想に伴い用地買収の対象になった土地の価格を決定する必要があった ・ しかし、依然火砕流が発生していたため、測量が困難 <ul style="list-style-type: none"> 住民が納得したことにより、被災前の航空写真を基に土地の境界線・面積を確定 その結果を基に用地買収に着手 	<p>防潮堤事業<旧建設省> 漁業集落環境整備事業<旧水産庁></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港施設の整備と併せて漁業集落の環境整備を実施するもので、下水道整備や緑地整備等も含む総合的な事業 ・ 国庫補助が大きく、漁村コミュニティのため、用地買収への反対は少ないという理由から採用された <p>漁港漁村総合整備事業<旧水産庁></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港施設の整備と漁港集落環境整備施設の整備を一体的、総合的に実施する事業 <p>防災集団移転促進事業<国土交通省></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 	<p>砂防事業(都建設局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防ダムの整備と既設ダムの堆積土砂の除石 <p>海岸保全事業(都建設局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸保全のための護岸整備 <p>村営住宅の復旧・新設(都都市整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村が実施する村営住宅の復旧・新築経費への補助 <p>宅地内堆積土砂排除事業(都都市整備局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村による宅地内土砂の排除に対する補助 <p>三宅高校施設復旧(都教育庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎の復旧及び脱硫装置の設置 <p>三宅高校の再開(都教育庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三宅高校再開に伴う備品等の整備 <p>都道の安全確保対策(都建設局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道の安全確保のための街灯や歩道舗装等の復旧 <p>港湾整備事業(都港湾局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸、荷捌き地の港湾施設の整備 <p>治山・林道・森林災害復旧事業(都産業労働局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林内に谷止め工事、車両搬入路になる林道の復旧及び森林復旧のための枯損木対策 <p>漁港災害復旧(都港湾局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浚せつ等による漁港及び避難港としての機能回復 <p>漁港整備事業(都港湾局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岸壁、道路等の漁港施設の整備 <p>漁業基盤施設応急復旧(都産業労働局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港の荷捌き施設、冷蔵・貯氷施設等の復旧 <p>村営診療所医療機器の整備(都福祉保健局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山ガスや傷病等の緊急時に備えた医療機器の整備 <p>島しょ保健所の復旧(都福祉保健局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島しょ保健所三宅出張所の建物復旧及び機器類の整備 	

	雲仙・普賢岳噴火災害	北海道南西沖地震	三宅島噴火災害	921 台湾大地震
(2)被災者支援措置 (主な被災者支援措置を除く) 生活再建・住宅支援	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に住宅自体の再建に対する国の支援はなし(私有財産の形成に税金は使えない) 再建の主な原資は、「地震保険金」、「義援金」、「基金助成」、「土地の売却金」等 ただし、下記のとおり、住宅の再建・取得資金支援を独自に実施 <p>義援金 全壊世帯：450万円 ただし世帯収入による制限あり</p> <p>(財)雲仙岳災害対策基金 * 個人再建に対する公的資金援助として、災害基金条例が創設された(日本初) 住宅が被災し再建する場合：550万円 ただし世帯収入による制限あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に住宅自体の再建に対する国の支援はなし(私有財産の形成に税金は使えない) 再建の主な原資は、「義援金」、「基金」 ただし、下記のとおり、住宅の再建・取得資金支援を独自に実施 <p>義援金 被災者または住宅の被害程度に応じて、見舞金として配分 死者・行方不明者：300万円 住宅全壊：400万円 ただし世帯収入による制限あり</p> <p>災害復興基金 全半壊または床上浸水した住宅を再建する場合に以下の額を配分 仮設住宅転出費用助成：30万円 住宅取得費：700万円 家具家財購入費：150万円 ただし世帯収入による制限あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に住宅自体の再建に対する国の支援はなし(私有財産の形成に税金は使えない) ただし、下記のとおり、住宅の再建・取得資金支援を独自に実施 <p>被災者生活再建支援金の支給<国・都> 全世帯に対して被災者生活再建支援法を適用(1世帯あたり最高100万円を支給) 同法の支給対象とならない世帯についても、収入の途を失った人に対し、都が単独で支援金(複数世帯50万円、単身世帯37.5万円)を支給</p> <p>東京都三宅島災害被災者帰島生活再建支援条例<都> 2/1の避難指示解除後に帰島し、自宅を再建する世帯(年収1千万円以下)に対し、住宅の新築・修繕経費を最大150万円まで支給 ガス高濃度地区の住民に支援金<三宅村> 有毒な火山ガスの濃度が高い地区に自宅があり、来年2月の避難指示解除後に村営住宅などに入る住民に50万円を支給する村独自の支援策を設立 都の支援策の補完的な措置</p>	<p>死傷者見舞金：死亡者100万円/人、重傷者20万円/人 建物被害見舞金：倒壊または全壊20万円/戸、半壊10万円/戸 家賃補助：1年目3,000円/月・人、2年目1万円/月・戸(またはを選択) 仮設住宅：「921震災重建暫行条例(復興特別措置法)」により、3年間の入居を認可。さらに1年延長できる。(またはを選択)</p> <p>国民住宅供給：4,446戸(14地域)の国民住宅を定価の7割で購入できる 住宅再建融資：150万円以下は無利子、150万円を超え350万円以下の場合は固定年利3%、最大支払期限20年 被災労働者のための再建および住宅修繕融資：建築あるいは購入220万円融資、住宅修繕50万円融資 建築確認申請費用助成：上限5万円/世帯 低所得者への住宅再建助成：20-50万円 集集鎮住宅再建助成：3,000円/坪(上限は15万円/世帯、返還義務はなし) 1台湾元=約3.6円(2002年10月現在)</p>
事業・生産支援	<p><農業></p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産には各種制度資金などの手だてが従来からあり、災害下でその質量を広げて救済策が行われた。 農林漁業金融公庫の農地取得資金、各公庫の災害融資を活用し、農林水産業施設災害復旧事業による農地を代替開墾 農林漁業金融公庫の自作農維持資金、林業経営安定資金の貸し付け 貸付限度額の引き上げ 利子の支払い、償還条件の緩和 農業共済、農協共済および森林共済の早期支払い 森林国営保険金の早期支払い <p><商業></p> <ul style="list-style-type: none"> 国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び環境衛生金融公庫の災害貸付の実施と既往貸付金の償還条件の緩和 災害貸付(利率年5.7%)を実施し、既往貸付金の償還条件の緩和を指導 国民金融公庫、中小企業金融公庫、及び環境衛生金融公庫の貸付限度額の引上げ 上記災害貸付の貸付限度額の引上げを実施 中小企業信用保険公庫信用保険の特例適用 保険の填補率を70%から80%に引上げ、保険料率を3分の2程度に引下げ。 	<p><漁業></p> <ul style="list-style-type: none"> 漁船の復旧 「共同利用小型漁船災害復旧事業」 漁業組合が保有する共同利用施設の復旧 「農業水産業共同利用施設災害復旧事業」(国が2/10、道が8/10を負担) 荷捌・集荷等共同作業所、生産資材倉庫、種苗生産施設等の復旧 対象外の施設についても道が100%負担した <p><商業></p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業金融公庫等からの特別災害融資 商工業の再建資金の中心 激甚災害指定地区であることから、返済期間等の条件が配慮されている 運転・設備資金借入時の利子援助 商工組合中央金庫、道の「中小企業地震災害対策特別資金利子補給費」により援助される このほかに、義援金を基にして設立した基金を用いて、直接もしくは間接的に、商工・観光業の復興事業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 「社区重建」という、被災者参加型の復興まちづくり・復興むらづくりを実施 文化的復興や復興事業を行って、被災者に雇用の場を設ける取り組みを実施 	

2. 他地域における災害の復興ロードマップ

山古志の復旧・復興スケジュールを検討するにあたり、3つの大規模な災害（「雲仙・普賢岳噴火災害」「北海道南西沖地震」「三宅島噴火災害」）の復興スケジュール（ロードマップ）を整理した。

x：災害発生



資料6 . 災害復旧事業および災害関連事業

山古志村の帰村・復旧における取り組み（案）を検討するにあたって、現在の災害復旧事業や支援制度を整理し、中越地震の災害復旧で想定される事業を調べた。

目 次

1 . 国の主な災害復旧事業・被災者支援制度.....	81
1.1. 主な災害復旧事業.....	81
1.2. 主な被災者支援措置.....	82
2 . 中越地震の復旧・復興に関する補助・支援事業.....	83
2.1. 主な災害復旧事業.....	83
2.2. 主な被災者支援措置.....	84
2.3. 災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給.....	84
2.4. 災害被災者住宅再建資金貸付.....	85
3 . 中越地震の災害復旧で想定される事業等.....	87
3.1. 公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業.....	87
3.2. 農林水産業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業.....	99
3.3. 住宅・宅地等の災害復旧事業及び災害関連事業.....	103
3.4. 鉄道の災害復旧事業及び災害関連事業.....	108

1. 国の主な災害復旧事業・被災者支援制度

(2005.1.11)

1.1. 主な災害復旧事業

事項・内容	根拠法律等	関係省庁
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (河川, 海岸, 砂防設備, 林地荒廃防止施設, 地すべり防止施設, 急傾斜地崩壊防止施設, 道路, 港湾, 漁港, 下水道, 公園)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	国土交通省 農林水産省
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農地, 農業用施設, 林業用施設, 漁業用施設, 共同利用施設)	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農林水産省
(3) 文教施設等災害復旧事業 公立学校施設災害復旧事業 その他(国立学校, 文化財)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法	文部科学省
(4) 厚生施設等災害復旧事業 社会福祉施設等災害復旧事業 (生活保護施設, 児童福祉施設, 老人福祉施設, 身体障害者更生援護施設, 知的障害者援護施設等) 環境衛生施設等災害復旧事業 医療施設等災害復旧事業 その他 (水道施設, 感染症指定医療機関)	生活保護法, 児童福祉法, 老人福祉法, 身体障害者福祉法, 知的障害者福祉法等	厚生労働省, 環境省
(5) その他の施設に係る災害復旧事業 都市災害復旧事業 (街路, 都市排水施設等) 公営住宅災害復旧事業 空港災害復旧事業 鉄道災害復旧事業	公営住宅法 空港整備法 鉄道軌道整備法	国土交通省

1.2. 主な被災者支援措置

事項・内容	実施主体等	関係省庁
(1) 住宅再建支援 災害援護貸付金 生活福祉資金貸付 母子寡婦福祉資金貸付 被災者生活再建支援金の支給	市町村（国及び都道府県の貸付） 社会福祉協議会（国及び都道府県の補助） 都道府県，指定都市（国の貸付） 都道府県（被災者生活再建支援基金に委託して支給・国の補助）	厚生労働省 “ “ 内閣府
(2) 住宅支援 災害復興住宅資金貸付	住宅金融公庫（国の利子補給） 沖縄振興開発金融公庫	国土交通省 内閣府
(3) 事業・生業支援 農林漁業者に対する支援 経営資金等の融資 天災融資制度 農林水産業関係災害補償制度 中小企業者に対する支援 災害復旧資金の貸付 災害復旧高度化資金 （既往の高度化事業に係るもの） 中小企業信用保証 小規模企業者等設備導入資金貸付の償還免除	農林漁業金融公庫等 沖縄振興開発金融公庫 農協，銀行等の融資機関（国・地方公共団体による利子補給補助等） 各種共済組合等（国の補助等） 中小企業金融公庫 国民生活金融公庫 商工組合中央金庫（国の利子補給） 沖縄振興開発金融公庫 都道府県・中小企業総合事業団の貸付 都道府県等の信用保証協会（中小企業総合事業団が再保険） 都道府県（国の補助）	農林水産省 内閣府 農林水産省 農林水産省 経済産業省 財務省 経済産業省 内閣府 経済産業省 経済産業省 経済産業省
(4) 税の減免等 国税の軽減・納税の猶予等 〔申告，納付等の期限の延長，納税の猶予，租税の軽減免除等〕 地方税の減免・徴収猶予等 〔申告，納付等の期限の延長，徴収猶予，地方税の減免等〕	国 地方公共団体	財務省 総務省

2. 中越地震の復旧・復興に関する補助・支援事業

2.1. 災害関連法の適用状況等(2005.1.11)

項目	適用内容
(1) 激甚災害の指定	1) 公共土木施設への補助のかさ上げ 2) 農林水産基盤整備の補助のかさ上げ 3) その他の公共事業関連の補助のかさ上げ
(2) 住宅再建の支援	1) 被災者生活再建支援法に基づく住宅再建の支援制度(国、県合算で最高400万円) 2) 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度(最高160万円)
(3) 災害融資に関する閣議決定	
(4) 復興基金の活用(3,000億円)	
(5) 被災者の生活再建	1) 被災者生活支援金 2) 被災者住宅融資制度 3) 税、公共料金の減免ほか
(6) その他の事業手法	1) 防災集団移転促進事業 2) 構造改革特別区 3) その他

2.2. 激甚災害の指定に基づく支援

分野	対象	支援内容
(本激) 公共土木施設	土木施設、学校、社会福祉施設など	通常の補助に対し、1～2割のかさ上げ(過去5年間の実績71% 86%)
農林水産	農地、農業用地、林道	通常の補助に対するかさ上げ (過去5年間の農地の実績84% 92%)
	農協、森林組合の所有する倉庫、 加工施設、共同作業場など	1～7割のかさ上げ (20% 30～90%)
	鯉の養殖施設	9/10を下らない率の補助を国が 全額補助
事業系	事業協同組合や商工組合等の生産 施設、加工施設など	県が行う3/4以内の補助に対し、 国が2/3を補助
教育	公立社会教育施設	2/3を補助
	私立学校	1/2を補助
住宅	公営住宅 (罹災者公営住宅建設等事業)	3/4の補助 (一般災害時2/3)
財政調整	小災害の復旧事業費	地方債に係わる元利償還金の基準 財政需要額への算入
(局地激甚災害)	中小企業信用保険法による災害関 係保証の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・保険限度額の別枠化 ・てん補率の引き上げ ・保険料率の引き下げ
	小規模企業者等設備導入資金助成 法による貸付金の償還期間等の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・償還期間を2年以内に延長

2.3. 閣議決定による災害融資に関する特例措置

分野	対象	支援内容
融資援助	政府系中小企業金融機関の災害融資 の金利軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付当初3年間の金利を引き下 げる(1.7 0.8%) ・限度額は1,000万円 (中小企業団体は3,000万円)

2.4. 防災集団移転促進事業の特例

項 目	内 容
(1) 根拠法	防災のための集団移転促進事業に係わる国の財政上の特別措置等に関する法律
(2) 集団移転促進事業計画の策定 国土交通大臣と協議	計画の記載項目 1) 移転促進区域 2) 区域内の住民の数、移転予定の住民・世帯・住居の数 3) 住宅団地・住宅の整備内容 4) 移転者の住宅の建設・購入あるいは宅地購入に関する対する補助内容 5) 公共施設の整備内容 6) 農地、宅地の買い取り・利用に関すること 7) 建築制限、土地利用規制 8) 生産基盤の整備、生活確保 9) 移転費の補助内容 10) 経費と資金計画
(3) 住民の意向の尊重	・市町村は区域内のすべての住居が移転できるように配慮
(4) 国の補助	下記について 3 / 4 を下回らない割合で補助 1) 住宅団地の用地取得と造成の経費 2) 移転者の住宅建設・購入・用地購入の補助に要する経費 3) 公共施設整備に関する経費 4) 移転区域内の農地等の買い取りに要する経費 5) 生産基盤の整備・近代化に要する経費 6) 移転の補助に要する経費
(5) 課題	移転計画の立案時に住民の合意形成を図ることに時間を要する

2.5.その他（特例措置）

項 目	内 容
(1) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与える恐れがある場合に、緊急的に実施する急傾斜地崩壊防止工事。
(2) 災害関連地域防災崖崩対策事業	激甚災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置すると人家2戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とする崖崩れ防止工事。
(3) 雇用調整助成金 (厚生労働省新潟労働局)	景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部が支給される。

3 . 中越地震の災害復旧で想定される事業等

新潟県中越地震の復旧にあたり、適用が想定される制度・事業等について、目的・内容・沿革等を取りまとめた。また、災害復旧事業および災害関連事業以外にも、復旧・復興に当たり採択の可能性がある事業についても整理した。

3.1. 公共土木施設の災害復旧事業及び災害関連事業

< 公共・その1 >

事業対象	河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路の復旧	災害復旧事業査定設計経費の補助
事業名	河川等災害復旧事業	災害復旧事業査定設計委託
事業目的	暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象によって被災した施設の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的とする	災害復旧事業に係る国庫負担申請を行うために必要な査定設計の作成に要した経費について補助することにより、速やかな災害復旧事業の実施を図り、もって公共の福祉を確保することを目的とする。
事業内容	災害にかかった公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路）を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合には、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む）。 また、原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合には、従前の施設に代わるべき必要な施設とする	査定設計書を作成するために要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費若しくは請負費において、河川局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るもの及び復旧工事費に比して多額の費用を要する地すべり対策工事、特殊工法等に係るものの費用について補助する。
事業主体	国土交通省、都道府県、市町村	都道府県、市町村
採択基準	<p>(1) 国土交通大臣又は地方公共団体若しくはその機関が維持管理する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路の災害復旧事業で、国土交通大臣又は地方公共団体等が施行するものであること。</p> <p>(2) 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害であること。</p> <p>(3) 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）ことを目的とするものであること。</p> <p>(4) 1カ所の工事費が国土交通大臣に係るものは500万円、都道府県及び指定都市に係るものは120万円、市町村に係るものは60万円以上のものであること（直轄道路について</p>	<p>1) 負担率が0.667を超える団体又は河川局長が別に定める金額（都道府県45億円、市町村3,000万円）以上となる団体における河川局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るものに対する定率を乗じて得た額と実支出額のいずれか低い額</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する箇所で、委託費等の額が当該箇所ごとに500万円以上で、かつ、決定工事費に対する割合が7%以上であるものに対する実支出額</p> <p>a 地すべり対策工法を実施する箇所</p> <p>b 橋梁、高架構造物、トンネルにかかる箇所</p> <p>c 路線測量等が必要な法線変更を伴う箇所</p> <p>d 一定災にかかる箇所</p> <p>e シールド工法等特殊な工法を実施する箇所</p> <p>f 広範囲にわたる用地調査が必要な箇所</p> <p>(3) 補助金の総額が河川局長が別に定める</p>

事業対象	河川、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路の復旧	災害復旧事業査定設計経費の補助
事業名	河川等災害復旧事業	災害復旧事業査定設計委託
	は、第8章道路行政参照。	金額（都道府県 1,500 万円、市町村 150 万円）以上であること
負担率	2/3（ただし 北海道、離島、奄美、小笠原、沖縄 4/5）以上	1/2
補助率		
沿革	明治 14 年度から計上	昭和 51 年度から計上

< 公共・その 2 >

事業対象	直轄河川の改良復旧	砂防設備の改良復旧
事業名	直轄河川災害関連緊急事業	直轄砂防災害関連緊急事業
事業目的	災害復旧事業は原形復旧を原則としているが、被災箇所単独復旧のみでは復旧の効果が十分ではなく、場合によっては再度災害が繰り返されるおそれがある。このためこれらの箇所について災害復旧の効果を有効にするため、一定区間内において緊急に河川事業を実施し、一連の効果を発揮させることを目的とする。	風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置又は災害復旧工事に関連する砂防設備の改良復旧を目的とする。
事業内容	(1) 対象 原形復旧のみでは再度災害防止を図ることが十分期待できない場合の改良復旧及び上・下流・被災上部等復旧工事と密接に関連する区間の工事 (2) 事業の実施 被災箇所とその一連区間を被災年度に計画的かつ緊急的に実施する。	従来行っていた災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧及び施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処するための砂防設備の設置又は災害復旧工事に関連する砂防設備の改良復旧を目的とする。
事業主体	国土交通省	国土交通省
採択基準	国土交通大臣が維持管理する河川について、災害復旧事業のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に、これと合併して行う改良工事では次の各項に該当するもの 原則として総工事費に占める災害関連緊急工事費の割合が 5 割以下のもの 1カ所の災害関連緊急事業費が 5,000 万円以上のもの 原則として当該年度の実施計画に計上されている施行箇所以外のもの	緊急事業 砂防法第 6 条により、国土交通大臣が砂防工事を施行する区域（当該年度において緊急的に砂防工事を施行するため、砂防法第 6 条の告示をする区域を含む。）において、当該年発生風水害・震災・火山活動等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が溪流に堆積しているもの及び当該年発生山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合、緊急的に施行を必要とするもので次の各項の 1 に該当し、1カ所の事業費が 3,000 万円以上のもの 1 緊急な災害復旧事業に先行して施行す

事業対象	直轄河川の改良復旧	砂防設備の改良復旧
事業名	直轄河川災害関連緊急事業	直轄砂防災害関連緊急事業
		<p>る必要があるもの</p> <p>2 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>(1) 鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。)並びにその他の公共施設のうち重要なもの</p> <p>2) 官公署・学校又は公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの</p> <p>(続き)</p> <p>(3) 人家20戸以上</p> <p>4 農地20ha以上(農地10ha以上20ha未満で当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地20ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)</p> <p>関連事業</p> <p>国土交通大臣が施行した砂防設備又は直轄砂防設備改良工事と密接な関連があるものとして、都道府県知事と地方整備局長(北海道においては北海道開発局長)が協定を締結した都道府県管理砂防設備、並びに砂防指定地でかつ砂防法第6条により、国土交通大臣が砂防工事を施行する区域(当該年度において、砂防法第6条の告示をする区域を含む。)における準用河川又は普通河川の天然河岸について、災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できない場合にこれと合併して行う改良工事で次の各項に該当するもの</p> <p>1 原則として総工事費に占める災害関連緊急工事費の割合が5割以下のもの</p> <p>2 1カ所の災害関連緊急事業費が3,000万円以上のもの</p> <p>3 原則として当該年度の実施計画に計上されている施行箇所以外のもの</p>
負担率	2/3 8/10(北海道)	2/3
補助率	昭和62年度より実施	昭和62年度より実施(担当課 河川局保全課) 【根拠法等】砂防法第6条、第14条
沿革		

< 公共・その3 >

事業対象	地すべり防止施設の改良復旧	河川の改良復旧
事業名	直轄地すべり対策災害関連緊急事業	河川等災害復旧助成事業
事業目的	当該年に発生し、又は活発化した地すべり等について、地すべり対策事業を緊急的に実施し、当該年度内に地すべり防止施設等の設置を行い、あるいは災害復旧のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に、これと合併して改良工事を行うことによって、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し、又は軽減し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	被害が激甚であって、被災箇所のみでの復旧では維持上、公益上必要な効果が得られない場合において、未被災箇所も含めて一定計画のもとに改良復旧を行い、再度災害の防止及び民生の安定を図る。
事業内容	地すべり防止区域において排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、改良し、その他地すべり等を防止するために国土交通大臣が実施する地すべり防止工事である。	一・二級河川及び都道府県・指定都市が管理する海岸について、上記目的のため、災害復旧事業費に改良費を加え、河積の拡大、法線の是正等、一定計画の改良復旧を行う。
事業主体	国土交通省	都道府県(河川・海岸)、指定都市(海岸)
採択基準	<p>緊急事業</p> <p>地すべり等防止法第10条により、国土交通大臣が地すべり防止工事を施行する区域(当該年度において緊急的に地すべり防止工事を施行するため、地すべり等防止法第10条の告示をする区域を含む)において、当該年発生した風水害、震災等により地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とする地すべり防止工事で、次の各項の一に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの 2 鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの 3 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの 4 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの <p>関連事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1)一級河川の指定区間又は二級河川であること(河川) (2)都道府県又は指定都市の長が維持管理する海岸に係る工事であること(海岸) (3)被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの 4)総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって、助成工事費が6億円を超えるもの (5)原則として他の改良計画がないもの (6)助成事業費によって得られる効果が大きいものであるもの (7)上下流(前後)に悪影響を与えないもの

事業対象	地すべり防止施設の改良復旧	河川の改良復旧
事業名	直轄地すべり対策災害関連緊急事業	河川等災害復旧助成事業
	<p>国土交通大臣が施行した地すべり防止施設又は直轄地すべり防止工事と密接な関連があるものとして都道府県知事と地方整備局長(北海道においては、北海道開発局長)とが協定を締結した都道府県管理の地すべり防止施設について、災害復旧工事のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合に、これと合併して行う改良工事で、次の各項に該当するもの</p> <p>1 原則として総工事費に占める災害関連緊急工事費の占める割合が 5 割以下のもの</p> <p>2 1 箇所の災害関連緊急事業費が 2,000 万円以上のもの</p> <p>3 原則として、当該年度の実施計画に計上されている施行箇所以外のもの なお、これらは(1)原則として年度内に完成の見込みのあるもの、(2)原則として 1 カ所の事業費が 3,000 万円以上に限ること。</p>	
負担率または補助率	渓流にかかる分 2/3 その他の分 1/2	1/2 ただし 河川(北海道) 5.5/10 (沖 縄) 6/10 海岸(北海道) 11/20 (沖 縄) 6/10 (離 島) 11/20 (奄 美) 2/3
沿革	昭和 62 年度より実施(担当課 河川局保全課) 【根拠法等】 地すべり等防止法第 10 条、第 28 条	昭和 9 年度より実施 【根拠法等】 海岸法第 27 条、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 3 条

< 公共・その4 >

事業対象	障害物等の除去の実施	構造物の強化・機能の向上
事業名	河川等災害関連特別対策事業	河川等災害関連事業
事業目的	河川の災害復旧助成事業及び河川又は砂防の災害関連事業に関し、改良復旧事業による再度災害防止効果を確保するため、障害物等支障となる原因の除去を行うことにより、公共の安全を保持し、もって公共の福祉を増進する。	災害復旧事業だけでは維持上及び公益上十分な効果が得られない場合、被災箇所の復旧に併せて未被災部分を含めて、構造物の強化、機能の向上等を行い、再度災害の防止、民生の安定を図る。
事業内容	河川の災害復旧助成事業又は河川、若しくは砂防の災害関連事業の候補箇所の直上下流において、狭窄部、屈曲部等の自然の障害物又は橋梁、堰等河川の区域内に設置された工作物がこれらの改良復旧効果の確保に支障となる場合において、その支障となる原因を除去する事業である。	河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、道路、橋梁、急傾斜地崩壊防止施設について河積の拡大、法線の是正等を行うほか、堤防の嵩上、拡大等施設の補強、改築、新設等を行う。
事業主体	都道府県、市町村	都道府県、市町村
採択基準	<p>(1) 地方公共団体又はその機関が維持管理する河川に係る工事であること。</p> <p>(2) 直上下流において、災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。</p> <p>(3) 災害復旧助成事業又は災害関連事業の実施に支障となる箇所で、これらの事業からの足距離は概ね200m以内であること。</p> <p>(4) 原則として他の改良計画のないものでかつ、事業によって得られる効果が大きいこと。</p> <p>(5) 工事費が原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業の災害復旧事業の工事費を超えないもので、都道府県及び指定都市に係るものにあつては概ね1,600万円以上、1億円未満、市(指定都市を除く。)町村に係るものにあつては概ね1,200万円以上1億円未満のものであること。</p> <p>(6) 災害復旧助成事業又は災害関連事業と同年度に採択されるものであること。</p>	<p>災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するため、災害復旧事業と合併して改良復旧を行う事業で、次の各号に該当するもの</p> <p>地方公共団体又はその機関が維持管理する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、道路、橋梁、急傾斜地崩壊防止施設に係る工事であること。</p> <p>総工事費のうち、災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであり、かつ、1カ所の災害関連工事費が都道府県及び指定都市に係るものにあつては2,400万円以上、市指定都市を除く。)町村に係るものにあつては1,800万円以上のものであること。</p> <p>原則として他の改良計画のないもの</p> <p>また、接近して施行される2以上の工事箇所を一体とみなして施行することによって得られる効果が大きい場合、合わせて一体的な「地域関連」として扱える制度があり、次の各号に該当するものが対象となっている。</p> <p>1)接近して施行される同一工種の工事箇所 2)異なる管理者により施行されるもの 2)接近して施行される河川、海岸、砂防、道路と橋梁工事箇所</p>

事業対象	障害物等の除去の実施	構造物の強化・機能の向上																																																																																																																				
事業名	河川等災害関連特別対策事業	河川等災害関連事業																																																																																																																				
負担率または補助率	4/10 ただし 北海道・沖縄 1/2	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助率</th> <th></th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(河川)</td> <td>1/2</td> <td>離島河川</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(海岸)</td> <td>1/2</td> <td>(海岸)</td> <td>11/20</td> </tr> <tr> <td>(砂防)</td> <td>1/2</td> <td>(砂防)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(道路・橋梁)</td> <td>1/2</td> <td>(道路・橋梁)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(急傾斜地)</td> <td>1/2</td> <td>(急傾斜地)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(地すべり)</td> <td></td> <td>(地すべり)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渓流に関するもの</td> <td>1/2</td> <td>渓流に関するもの</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5.5/10</td> <td>その他のもの</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>11/20</td> <td>の</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>河川</td> <td>1/2</td> <td>奄美河川</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>(海岸)</td> <td>1/2</td> <td>(海岸)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(砂防)</td> <td>1/2</td> <td>(砂防)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>(道路・橋梁)</td> <td></td> <td>(道路・橋梁)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>急傾斜地</td> <td>1/2</td> <td>(急傾斜地)</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>(地すべり)</td> <td>1/2</td> <td>(地すべり)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>渓流に関するもの</td> <td>6/10</td> <td>渓流に関するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>6/10</td> <td>その他のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の</td> <td>9/10</td> <td>の</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>沖縄</td> <td>2/3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(河川)</td> <td>1/2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(海岸)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(砂防)</td> <td>8/10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(道路・橋梁)</td> <td>6/10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(急傾斜地)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(地すべり)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>渓流に関するもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		補助率		補助率	(河川)	1/2	離島河川	1/2	(海岸)	1/2	(海岸)	11/20	(砂防)	1/2	(砂防)	1/2	(道路・橋梁)	1/2	(道路・橋梁)	1/2	(急傾斜地)	1/2	(急傾斜地)	1/2	(地すべり)		(地すべり)		渓流に関するもの	1/2	渓流に関するもの	1/2	その他のもの	5.5/10	その他のもの	1/2	北海道	11/20	の	2/3	河川	1/2	奄美河川	2/3	(海岸)	1/2	(海岸)	1/2	(砂防)	1/2	(砂防)	1/2	(道路・橋梁)		(道路・橋梁)		急傾斜地	1/2	(急傾斜地)	2/3	(地すべり)	1/2	(地すべり)	1/2	渓流に関するもの	6/10	渓流に関するもの		その他のもの	6/10	その他のもの		の	9/10	の	2/3	沖縄	2/3			(河川)	1/2			(海岸)				(砂防)	8/10			(道路・橋梁)	6/10			(急傾斜地)				(地すべり)				渓流に関するもの				その他のもの				の			
	補助率		補助率																																																																																																																			
(河川)	1/2	離島河川	1/2																																																																																																																			
(海岸)	1/2	(海岸)	11/20																																																																																																																			
(砂防)	1/2	(砂防)	1/2																																																																																																																			
(道路・橋梁)	1/2	(道路・橋梁)	1/2																																																																																																																			
(急傾斜地)	1/2	(急傾斜地)	1/2																																																																																																																			
(地すべり)		(地すべり)																																																																																																																				
渓流に関するもの	1/2	渓流に関するもの	1/2																																																																																																																			
その他のもの	5.5/10	その他のもの	1/2																																																																																																																			
北海道	11/20	の	2/3																																																																																																																			
河川	1/2	奄美河川	2/3																																																																																																																			
(海岸)	1/2	(海岸)	1/2																																																																																																																			
(砂防)	1/2	(砂防)	1/2																																																																																																																			
(道路・橋梁)		(道路・橋梁)																																																																																																																				
急傾斜地	1/2	(急傾斜地)	2/3																																																																																																																			
(地すべり)	1/2	(地すべり)	1/2																																																																																																																			
渓流に関するもの	6/10	渓流に関するもの																																																																																																																				
その他のもの	6/10	その他のもの																																																																																																																				
の	9/10	の	2/3																																																																																																																			
沖縄	2/3																																																																																																																					
(河川)	1/2																																																																																																																					
(海岸)																																																																																																																						
(砂防)	8/10																																																																																																																					
(道路・橋梁)	6/10																																																																																																																					
(急傾斜地)																																																																																																																						
(地すべり)																																																																																																																						
渓流に関するもの																																																																																																																						
その他のもの																																																																																																																						
の																																																																																																																						
沿革	昭和 59 年度より実施(当初は河川のみで、平成 6 年度より砂防を追加) 【根拠法等】激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 3 条	昭和 29 年度より実施(「地域関連」は平成 3 年度に創設、平成 6・15 年度) 【根拠法等】海岸法第 27 条、砂防法第 13 条、地すべり等防止法第 29 条、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 3 条																																																																																																																				

< 公共・その5 >

事業対象	災害発生の原因となった障害物の除去	小規模河川の機能保全
事業名	河川等災害特定関連事業	特定小川災害関連環境再生事業
事業目的	河川等の災害復旧事業に関し、再度災害を防止するため、災害発生の原因となった障害物の除去等を行うことにより、公共の安全を保持し、もって公共の福祉を増進する。	河川の災害復旧事業に併せて、再度災害を防止し小規模な河川の機能を保全するため、被災箇所とこれに接続する未災箇所を含めて環境に配慮した工法で復旧することにより、公共の安全を保持し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。
事業内容	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条の規定により事業費の決定のあった河川、砂防設備及び道路の災害復旧事業に関連して、当該災害の発生の原因となった障害物を除去又は是正する事業である。	河川の災害復旧事業に関連して、小規模な河川において、当該災害復旧事業箇所とこれに接続する未災箇所を含めて緩勾配護岸その他、環境に配慮した護岸等で復旧する事業である。
事業主体	都道府県、市町村	都道府県、市町村
採択基準	<p>(1) 地方公共団体又はその機関が維持管理する河川等に係る工事であること。</p> <p>(2) 災害復旧事業箇所から概ね 300m 以内の距離で施行されるものであること(ただし、堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業にあっては、概ね 450m 以内とする。)</p> <p>(3) 工事費が原則として災害復旧事業の工事費を超えないものであり、かつ1カ所当たり、概ね 900 万円以上 4,500 万円未満のものであること(ただし、堰、橋梁等の工作物の改築等に係る事業について、4,500 万円では一連の効果を発揮できないものに限り、概ね 7,000 万円未満とすることができる。)</p>	<p>(1) 災害復旧事業として採択した河川のうち、以下の地域における小規模な河川において実施されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地もしくは市街地周辺部または付近に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域 ・自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域 ・被災施設付近の河川区間において絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域 <p>(2) 原則として、他の改良計画がないものとし、関連する災害復旧事業箇所の全部又は一部を含むものとする。</p> <p>(3) 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下のものとする。</p>
負担率または補助率	1/2 ただし 北海道 5.5/10・沖縄 6/10	1/2
沿革	昭和 50 年度より実施	平成 2 年度より実施(平成 7 年度に一部改正、平成 12 年度に名称変更及び一部拡充)

< 公共・その6 >

事業対象	がけ崩れ防止工事の実施	砂防設備の設置
事業名	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	災害関連緊急砂防事業
事業目的	<p>がけ崩れは直接人家等に被害を及ぼすおそれがあるため小規模であっても人命の損失に結びつくことが多い。したがって、がけ崩れが発生、もしくは発生するおそれが顕著な地域における安全性確保に万全を期すためには、小規模であっても地域防災上重要な箇所の復旧整備を重点的に推進する必要がある。このため、がけ地の崩壊等が発生している箇所について、がけ崩れ防止工事を行い、次期降雨等による再度災害を防止し、もって民生の安定を図ることを目的とする。</p>	<p>風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置を目的とする。</p>
事業内容	<p>「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)による市町村地域防災計画に危険箇所として登載され、又は登載されることが確実であるがけ地のうち、その年の1月1日から12月31日までに発生した激甚災害に伴い崩壊等が発生し、これを放置するときは人家2戸(公共的建物を含む)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事である。</p>	<p>砂防設備を緊急に設置する。</p>
事業主体	市町村	都道府県
採択基準	<p>市町村が地域防災計画に登載又は登載されることが確実であるがけ崩れ危険箇所のうち、激甚な災害によってがけ地の崩壊等が発生している箇所で、市町村が緊急に施行するがけ崩れ防止工事のうち、次の各号に該当するもの</p> <p>傾斜度300以上のがけ地で高さが5m以上であること(原則として砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区、保安林予定森林または保安施設地区予定地を除く)</p> <p>人家2戸(公共的建物を含む)以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>1カ所の事業費が600万円以上のもの</p>	<p>当該年発生 of 風水害・震災等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が渓流に堆積しているもの及び当該年発生 of 山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流下し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれのある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ、原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1カ所の事業費が3,000万円以上のもの</p> <p>(1)緊急な災害復旧事業に先行して施行する必要があるもの</p> <p>(2)公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの</p> <p>鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施</p>

事業対象	がけ崩れ防止工事の実施	砂防設備の設置
事業名	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	災害関連緊急砂防事業
		設のうち重要なもの 官公署・学校又は公共建物若しくは 鉱工業施設のうち重要なもの 人家 10 戸以上 農地 10ha 以上（農地 5ha 以上 10ha 未満で当該地域に存する人家の被害を合せ 考慮し、農地 10ha 以上の被害に相当すると 認められるものを含む）
負担率または補助率	都道府県が市町村に事業費の 1/2 を下 らない率による補助をした場合に、そ の補助に要する経費（都道府県が 1/2 を超える率で補助した場合は、1/2 超 過分を除いた額）を補助する（間接補 助）。	2/3
沿革	平成元年度より実施（担当課 河川局 保全課）	昭和 62 年度より実施 【根拠法等】砂防法第 5 条、第 13 条

< 公共・その7 >

事業対象	地すべり対策の実施	急傾斜地崩落防止施設の緊急施工
事業名	災害関連緊急地すべり対策事業	災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業
事業目的	当該年に発生し、又は活発化した地すべり等について、地すべり対策事業を緊急的に実施し、当該年度内に地すべり防止施設等の設置等を行うことによって、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	風水害、震災等が発生した地域について、急傾斜地崩壊防止施設を緊急的に施工することにより、再度災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。
事業内容	当該年発生した風水害・震災等により、新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象等が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に実施する地すべり防止工事である。	当該年発生した風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に実施する急傾斜地崩壊防止工事である。
事業主体	都道府県	都道府県
採択基準	<p>当該年発生した風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり又はばた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ当該工事が原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、一筋所の事業費が3,000万円以上のもの。</p> <p>(1) 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの</p> <p>(2) 鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む）並びにその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの</p> <p>(3) 官公著、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの</p> <p>(4) 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの</p>	<p>当該年発生した風水害、震災等により、急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの</p> <p>(1) 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際の被害があったものについては5m）以上あること</p> <p>(2) 移転適地がないこと</p> <p>(3) 人家概ね5戸（公共的建物を含む）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(4) 事業費が1,500万円以上のもの</p>
負担率または補助率	溪流にかかる分 2/3 その他の分 1/2	1/2
沿革	昭和62年度より実施（担当課 河川局保全課） 【根拠法等】地すべり等防止法第29条、第45条	昭和62年度より実施（担当課 河川局保全課） 【根拠法等】急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第21条

< 公共・その 8 >

事業対象	雪崩対策の実施	一体的な急傾斜地崩壊対策の実施
事業名	災害関連緊急雪崩対策事業	災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業
事業目的	当該年に雪崩が発生した地域について雪崩防止施設を緊急的に施工し、当該年度内に雪崩防止施設の設置等を行うことによって、雪崩の発生を防止し、雪崩による災害から国民の生命を保護し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	災害関連緊急事業の効果を確保し再度災害の防止を図るため、がけ崩れ発生箇所の応急対策と一体的に、不安定化している隣接斜面の対策を実施する。
事業内容	当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与えるおそれのある場合に、緊急的に実施する雪崩防止工事である。	がけ崩れ災害が集中的に発生した一連の地域において、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業と一体的に隣接した弱い弱斜面の崩壊防止工事を災害関係費により実施する。
事業主体	都道府県	都道府県
採択基準	<p>当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与えるおそれがあり、原則として当該年度に緊急に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの</p> <p>(1) 人家概ね 5 戸 公共的建物を含む) 以上又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>2) 移転適地がないもの</p> <p>(3) 事業費が 1,200 万円以上のもの</p>	<p>当該年発生した風水害、震災等を原因として施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（以下「災害緊急事業」という）の事業費の合計額が概ね 5 億円以上となる一連の地域において、災害の発生した年度に災害緊急事業と一体となって施行するもので、次の各項に該当するもの。</p> <p>1 急傾斜地の高さが 10m(人家等に実際に被害があった箇所については 5m)以上であること。</p> <p>2 当該年度の急傾斜地崩壊対策の実施計画に計上されている箇所以外のもの</p> <p>3 1カ所の事業費が 5,000 万円以上であること</p> <p>4 災害緊急事業と災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（以下「がけ特事業」という）を合わせた総事業費に占めるがけ特事業の事業費の割合が原則として 5 割以下であること。</p>
負担率または補助率	1/2	1/2
沿革	昭和 62 年度より実施(担当課 河川局 保全課)	平成 12 年度より実施

3.2. 農林水産業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業

< 農林・その1 >

事業対象	農地の復旧	農業用施設の復旧
事業名	農地災害復旧事業	農業用施設災害復旧事業
事業目的	異常なる天然現象（暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、低温、その他）によって災害を被った農地、農業用施設を原形に復旧することを目的としています。	異常なる天然現象（暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、低温、その他）によって災害を被った農地、農業用施設を原形に復旧することを目的としています。
採択要件	<p>（１）事業採択の条件</p> <p>1. 事業費の最低基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1箇所の工事の費用が 40 万円以上。 <p>2 . 1 箇所工事の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常識的な意味の 1 箇所 ・ 災害にかかった箇所が 150m 以内の間隔で連続している場合。 ・ 間隔が 150m を超えても、 1 つの施設または 2 以上の施設にわたる工事で分離施行が従前効用回復上困難または不適当な場合の工事を 1 箇所と見なす。 <p>たとえば用水路において被災箇所が 150m 以上離れている場合でも大きな分水支線等のない場合は 1 箇所工事と見なす。</p> <p>3 . 異状な天然現象の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大 24 時間雨量 80mm 以上、最大時間雨量 20mm 以上、洪水は警戒水位以上、風速 15m/sec. 平均以上、低温災害は、最近 10 ヶ年の凍結指数の最大値を越えること。 <p>（２）採択する工種</p> <p>農地……田、畑（牧道は畑扱いとなります）</p>	<p>（１）事業採択の条件</p> <p>1. 事業費の最低基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 箇所の工事の費用が 40 万円以上。 <p>2 . 1 箇所工事の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常識的な意味の 1 箇所 ・ 災害にかかった箇所が 150m 以内の間隔で連続している場合。 ・ 間隔が 150m を超えても、 1 つの施設または 2 以上の施設にわたる工事で分離施行が従前効用回復上困難または不適当な場合の工事を 1 箇所と見なす。 <p>たとえば用水路において被災箇所が 150m 以上離れている場合でも大きな分水支線等のない場合は 1 箇所工事と見なす。</p> <p>3 . 異状な天然現象の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最大 24 時間雨量 80mm 以上、最大時間雨量 20mm 以上、洪水は警戒水位以上、風速 15m/sec. 平均以上、低温災害は、最近 10 ヶ年の凍結指数の最大値を越えること。 <p>（２）採択する工種</p> <p>農業用施設……水路、道路、頭首工、ため池、橋梁、揚水機、堤防、農地保全施設</p> <p>（農業用施設は関係受益戸数 2 戸以上のこと）</p>
事業主体	事業主体は、市町村、土地改良区、農協等で、県営事業に関連し又は高度の技術を必要とするものについては県が事業主体となることもあります。	事業主体は、市町村、土地改良区、農協等で、県営事業に関連し又は高度の技術を必要とするものについては県が事業主体となることもあります。
採否決定時期		
補助率	<p>1 戸当たり負担額が 1 万円を超え 2 万円まで・・・70%</p> <p>1 戸当たり負担額が 2 万円を超え 6 万円まで・・・80%</p> <p>1 戸当たり負担額が 6 万円を超えるまで・・・90%</p>	<p>1 戸当たり負担額が 1 万円を超え 2 万円まで・・・70%</p> <p>1 戸当たり負担額が 2 万円を超え 6 万円まで・・・80%</p> <p>1 戸当たり負担額が 6 万円を超えるまで・・・90%</p>
留意事項		

< 農林・その2 >

事業対象	地すべり対策の実施	ため池の復旧
事業名	災害関連緊急地すべり対策事業	ため池災害関連特別対策事業
事業目的	<p>災害関連緊急地すべり防止工事は、当該年の降雨・地震等のため農地保全に係る地すべり防止指定区域（指定予定区域を含む。）において、地すべりが活発となるか又はばた山崩壊の規模が大きくなることにより、災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に、実施するものです。</p>	<p>この事業は、激甚な災害を受け、災害復旧事業の施工のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できない場合に、被災のため池、被災ため池と一連の地域内にあるため池で緊急に対策が必要なもの又は、その上流域内に土砂崩壊等が発生し緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備を行うものです。</p>
採択要件	<p>当該年の降雨、地震等により地すべりが発生又は拡大したことによって、次期の降雨、地震等により地すべりが発生若しくは拡大して、農業・農業用施設その他公共土地施設等に被害を与えるおそれがある場合において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事であって、次の各号の一に該当するものです。ただし、1箇所の事業費が、おおむね600万円以下のもの又は地すべり等防止法上の違反行為に起因して発生若しくは拡大した地すべりに係るものは除きます。</p> <p>(1) 災害復旧工事に特に先行して施工する必要のあること。 (2) 公共の利害に密接な関連を有し、次の各号と一に該当すること。 ア．多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの イ．鉄道、都道府県道（指定都市の市道を含む。）以上の道路又は迂回路のない市町村道、受益面積100ヘクタール以上の農道その他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの ウ．官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの エ．貯水量3万立方メートル以上のため池又は関係面積100ヘクタール以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの オ．人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの カ．農地10ha以上に直接被害を及ぼすと認められるもの（農地5ha以上10ha未満であって、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）</p>	<p>(1) ため池の総貯水が1,000m³以上。 (2) 工事費が1,500万円以上で、かつ、構造改善局長が別に定める場合を除き災害復旧事業の工事費を越えないこと。 (3) 次のいずれかに該当するもの。 ア．被災ため池の被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果が出来ないもの。 イ．被災ため池と一連の地域内（被災ため池から半径500m以内の同一水系）にあるため池、又は、その上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地農業用施設等に被害が生じているため池であって、次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、次のいずれかに該当するもの。 （ア）被災ため池の被害が激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果が出来ないもの。 （イ）鉄道、国道及び県道、又はう回路のない市町村道、受益面積100ha以上の農道その他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの。 （ウ）官公署、学校又は病院等の公共建築物のうち重要なものに直接被害のあるもの。 (4) 原則として他の改良計画がないこと。 (5) 想定被害額が総事業費以上であること。</p>

事業対象	地すべり対策の実施	ため池の復旧
事業名	災害関連緊急地すべり対策事業	ため池災害関連特別対策事業
事業主体	都道府県	都道府県 市町村等
採否決定 時期		
補助率	国(農林水産省) ...50% 県 ...50%	国(農林水産省) ...原則は50%。但し激甚災害の場合、補助率が増嵩となります。 県 ...国(農林水産省)の補助残の50% 地元...国(農林水産省)の補助残の50%
留意事項	<p>・災害関連緊急地すべり防止工事の採択に当たっては、当該工事に引き続いて翌年度以降に実施することが必要と認められる地すべり防止工事を併せて採択できます。</p> <p>・都道府県知事は、地すべり防止区域として指定されていない地域において、災害関連緊急地すべり防止工事を実施しようとする場合は、地すべり対策担当部局間の調整を図った上で実施申請書を提出するとともに、速やかに地すべり防止区域の指定申請を行います。</p>	<p>(1) 再度災害の恐れのあるため池とは次のとおりです。</p> <p>1) 堤体からの漏水が次のいずれかに該当する。</p> <p>ア 堤長100m当りの漏水量 1.5L/s以上。 イ 1日の漏水量が総貯水量の0.1%以上。 ウ パイピングの予兆が認められる。</p> <p>2) 堤体が、当初の断面に比して面積率で7%以上変形。</p> <p>3) 浸潤線が堤体下流法面の比較的高い位置に浸出し、漏水量の異常が認められるもの。</p> <p>4) 余水吐が破損しているもの又は断面不足のもの。</p> <p>5) 取水施設の脆弱化が破堤につながると判断されるもの。</p> <p>6) 当該災害により危険な状態となり、総貯水量の2分の1以上を確保できなくなったもの。</p> <p>(2) 一定計画とは「老朽ため池整備指針」の整備計画です。</p> <p>(3) 一連の地域内ため池とは水系が同じでも被災ため池と連結しないものは含まれません。</p> <p>(4) 「構造改善局長が別に定める場合」とは、災害復旧事業と一体的に堤体補強工事又は、余水吐改修工事を施行することが経済的と認められる場合とします。</p> <p>(5) 事業の実施期間は原則として3ヶ年以内とします。</p>

< 農林・その3 >

事業対象	農地の区画整理	農村生活環境施設の復旧
事業名	農地災害関連区画整備事業	災害関連生活環境施設復旧事業
事業目的	被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する未被災農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を図ることにより再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全に資することを目的としています。	災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成に資することを目的としています。
採択要件	次のすべての要件を満たすこと。 ・工事費4百万円以上（災害復旧事業の被災面積、工事費を原則として超えないもの） ・受益戸数が2戸以上 ・事業効果が大きいこと（農地の整備に用する費用<復旧限度額） ・面積の5割以上が被災 ・補助残の1/2以上は地方公共団体負担	次のすべての要件を満たすこと。 ・農村生活環境施設とは「集落排水施設」「営農飲雑用水」「農村公園」で農業農村整備事業により整備された施設 ・工事費2百万円以上（12百万円以上は本省協議） ・受益戸数が2戸以上 ・「災害復旧事業」と同一地域内で実施すること（落雷については単独でも採択）
事業主体	都道府県 市町等 土地改良区等	都道府県 土地改良区等
採否決定時期	申請後60～90日程度	工事費12百万円未満、災害査定と併せ行う現地調査時に決定 工事費12百万円以上、本省協議（現地調査後60日程度で決定）
補助率	農地50%、施設65%（施設については激甚災による嵩上げあり）	50%（激甚法による嵩上げなし） 本事業の調査は災害復旧事業の査定の際併せて実施する。
留意事項	（1）整備水準は現行ほ場整備事業と同程度 （2）換地費計上可 県・市町村負担に対する起債措置があります。 起債償還費に対する財政措置があります。	集落排水施設のみについてあり（100%）、農村公園施設、営農飲雑用水施設のみについては、普通交付税を決定する場合の基準財政需要額に補助残が算入されず。

3.3.住宅・宅地等の災害復旧事業及び災害関連事業
 <住宅・その1>

事業対象	住宅の集団移転	住宅の集団的建設
事業名	防災集団移転促進事業	小規模住宅地区等改良事業
事業目的	この事業は、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」(昭和47年法律第132号)に基づき、災害復旧事業や防災工事をして依然として災害による危険を取り除くことができないか、あるいは、当該区域から住民の生活の本拠である住居そのものを防災上安全な他の地域へ移転してしまったほうが得策であると認められる地区(以下「移転促進区域」という)内にある住居の集団移転を促進する。	不良住宅が集合すること等により住環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する。
事業内容	防災集団移転促進事業を実施する地方公共団体の以下の経費に対して補助を行う。 (イ)住宅団地の用地の取得及び造成 (ロ)移転者の住宅団地における住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に対する補助 (ハ)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設その他の公共施設の整備 (ニ)移転促進区域内の農地等の買い取り (ホ)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる農林水産業に係る生産基盤の整備及びその近代化のための施設の整備 (ヘ)移転者の住居の移転に対する補助等に要する経費	(1)不良住宅の買収除却 (2)公共施設、地区施設の整備 (3)小規模改良住宅の建設等
採択要件	移転促進区域から移転する住居数が10戸以上 移転住居数が10戸～20戸の場合は10戸以上、21戸以上の場合、その半数以上で移転先に住宅団地を整備すること 移転促進区域から全ての住居が移転すること	不良住宅戸数が15戸以上かつ5割以上
事業主体	市町村又は都道府県	地方公共団体
負担率または補助率	補助率：3/4	(1)不良住宅買収除却費：1/3～1/2 (2)公共施設等整備費：1/2 (3)小規模改良住宅(賃貸)建設費：2/3 (4)小規模改良住宅(賃貸)用地取得造成費：1/2 (5)一時収用施設設置費：1/3 (6)老朽住宅除却等費：1/2 (7)小規模改良住宅(分譲)の調査設計画費：1/3 (8)小規模改良住宅(分譲)の敷地整備

		費：1/3 (9)定期借地権付き改良住宅(分譲)の敷地整備費：1/2 ・老朽住宅除却等について、その対象は産炭等地域、過疎地域に存する不良住宅又は空家住宅である。
備考	【根拠法等】制度要綱	・平成9年度創設 【根拠法等】小規模住宅地区等改良事業制度要綱

< 住宅・その2 >

事業対象	住宅の整備・賃貸	住宅の整備・賃貸
事業名	公営住宅整備事業	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
事業目的	国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚嵩上げ） 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 22 条に基づき、当該激甚災害により滅失した住宅に居住していた者に賃貸する
事業内容		国土交通大臣が告示する市町村の区域において、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合には、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用を補助する。
採択要件	(1) 住宅建設計画法に規定する都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて行われること (2) 国土交通大臣の定める整備基準に従うこと（10 戸以上等） (3) 公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするよう努めること	市町村の区域内にある住宅のうち、住宅の滅失戸数が 100 戸以上又は 1 割以上である市町村の区域
事業主体	地方公共団体	地方公共団体
負担率または補助率	(1) 建設費等補助 地方公共団体が建設又は買取りを行う場合：全体工事費に対し国 1/2 地方公共団体が借上げを行う場合：共同施設等整備費に対し国 1/3、地方 1/3 (2) 家賃対策補助：近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額に対し国 1/2、地方 1/2	3/4 (通常 1/2、一般の災害 2/3)
備考	【根拠法等】公営住宅法	【根拠法等】激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 22 条

< 住宅・その3 >

事業対象	賃貸住宅の整備	まちづくりの推進
事業名	準特定優良賃貸住宅(特公賃型)	まちづくり交付金
事業目的	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の減額に対する助成を行う制度を確立し、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図る。	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度。
事業内容		
採択要件	公営住宅整備事業に同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区要件なし ・ 都市再生整備計画を作成
事業主体	買取又は借上げ：地方公共団体	市町村
負担率又は補助率	(1)建設費等補助：建設等（買取費用相当分を含む）に要する費用に対し国1/2 (2)家賃対策補助：家賃と入居者負担基準額との差額に対し国1/2、地方1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生整備計画に位置付けられたまちづくりに必要な幅広い施設等を対象に交付 ・ 交付額は一定の算出方法により算出（事業費の概ね4割を交付）
備考	【根拠法等】準特定優良賃貸住宅制度要綱	総合的に実施する場合に適用できる

<住宅・その4>

事業対象	都市施設の復旧	住宅資金の融資
事業名	【参考】都市災害復旧事業等	【参考】住宅金融公庫災害復興住宅融資
事業目的	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、主として都市計画区域内において下水道、公園、街路及び都市排水施設等の都市施設が災害を受けた場合を受けた場合において、災害復旧速やかに行うことによって民生の安定を図り、公共の福祉を確保する。	金利等を優遇した補修資金、建設資金、購入資金の融資
事業内容		
採択要件	<p>(1) 地方公共団体が維持管理する都市施設の災害復旧事業で、当該地方公共団体等が施行するもの</p> <p>(2) 暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、生じた災害であること</p> <p>【適用除外】</p> <p>(1) 市町村に係るものにあつては一箇所の工事の費用が 60 万円以下のもの</p> <p>(2) 工事の費用に比してその効果の著しく低いもの</p> <p>(3) 維持工事とみるべきもの等</p>	<p>【申し込みができる方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅金融公庫が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から住宅に 5 割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方 ・ご自分が居住するために住宅を建設、購入または補修される方 等 <p>【融資を受けることができる住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各戸に居室、台所、トイレが備えられていること ・建設、購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること ・敷地の権利が転貸借でないこと 等
事業主体	地方公共団体	個人又は法人
負担率又は補助率	<p>公共土木施設： 下水道（流域下水道、公共下水道、都市下水道）、公園：2/3 その他の都市施設（街路、都市排水施設等）：1/2 激甚嵩上げ有</p>	<p>建設資金、新築購入資金： ・耐火、準耐火、木造（耐久性）：1,160 万円 ・木造（一般）：1,100 万円</p>
備考	<p>・都市計画区域内であることが採択要件となるので山古志村では適用除外か</p> <p>【根拠法等】公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金法</p>	<p>申込期間は平成 16 年 10 月 25 日(月)から（約 2 年間、終期末定）</p>

3.4. 鉄道の災害復旧事業及び災害関連事業

事業対象	鉄道の復旧
事業名	災害復旧事業
事業目的	大規模災害を受けた経営困難な鉄軌道事業者に対し、その復旧費用の一部を助成し、鉄軌道事業者の事業運営基盤を整備する。
事業内容	国民生活に著しい障害を生じるおそれのあるような、大規模な天然災害を受けた鉄軌道事業者に対し、その鉄軌道施設の原形復旧等に要する費用の一部を運輸施設整備事業団を通じて助成する。
事業主体	鉄軌道事業者
採択基準	<ul style="list-style-type: none"> ・当該鉄道の復旧事業の施行が民生の安定上必要なこと ・災害復旧事業費の額が当該鉄道の運輸収入の1割以上の災害であること ・当該鉄道事業者について、その損益状況が、被災前3カ年又は被災年度以降5カ年度を超えて営業損失又は経常欠損となることが確実と見込まれること 等
負担率または補助率	1/4以内（関係地方公共団体も国に準じ1/4以内）
沿革	<p>昭和33年 「鉄道軌道整備法」一部改正（災害復旧費補助の創設）</p> <p>平成3年 「鉄道軌道整備法」一部改正（補助要件、補助率の改正）</p>

資料7 . 住宅再建支援策

山古志村の帰村における住宅再建を検討するにあたって、現状の支援内容を整理し、公営住宅や応急仮設住宅の延長について調べた。

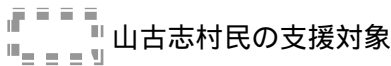
目 次

1 . 新潟県中越地震における住宅再建支援策.....	110
1.1. 被災者住宅応急修理支援	111
1.2. 被災者生活再建補助金	112
1.3. 災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給	113
1.4. 災害被災者住宅再建資金貸付	113
2 . 他事例における公営住宅家賃	114
2.1. 阪神・淡路大震災における公営住宅家賃	114
3 . 応急仮設住宅の存続期間の延長	115
3.1. 建築基準法上の存続期間および特例について	115
3.2. 阪神・淡路大震災における期間延長.....	115

1. 新潟県中越地震における住宅再建支援策

平成 16 年新潟県中越地震による被災者への住宅再建支援策の概要(平成 16 年 11 月 5 日、30 日)より

住宅費外区分			全 壊			大 規 模 半 壊			半 壊			一 部 損 壊											
住宅再建等支援の種類	根拠法	世帯属性	世帯年収 500 万円以下	・世帯主が 45 歳以上又は要擁護世帯 年収 500 万円超 700 万円以下 ・世帯主が 60 歳以上又は要擁護世帯 年収 700 万円超 800 万円以下	左記以外の世帯	世帯年収 500 万円以下	・世帯主が 45 歳以上又は要擁護世帯 年収 500 万円超 700 万円以下 ・世帯主が 60 歳以上又は要擁護世帯 年収 700 万円超 800 万円以下	左記以外の世帯	世帯年収 500 万円以下	・世帯主が 45 歳以上又は要擁護世帯 年収 500 万円超 700 万円以下 ・世帯主が 60 歳以上又は要擁護世帯 年収 700 万円超 800 万円以下	左記以外の世帯	世帯年収 500 万円以下	・世帯主が 45 歳以上又は要擁護世帯 年収 500 万円超 700 万円以下 ・世帯主が 60 歳以上又は要擁護世帯 年収 700 万円超 800 万円以下	左記以外の世帯									
															国	県	計	国	県	計	国	県	計
(応急修理)	災害救助法	国の制度	/			60	60		60	60		/											
		県の制度				100	100	100	50	50	50												
		計				160	160	100	110	110	50												
生活再建支援	被災者生活再建支援法	居住関係経費	複数世帯 (家賃等 50)	200	100	/	100	50	/	/													
			単数世帯 (家賃等 37.5)	150	75		75	37.5															
		生活関係経費	複数世帯 通常分:70 特別分:30	100	50	/	/																
			単数世帯 通常分:60 特別分:25	75	37.5								37.5										
		小計	複数世帯	300	150	/							100	50	/								
			単数世帯	225	112.5								75	37.5									
	県の単独制度	複数世帯	100	50	100	100							50	50	50	50	50	/					
		単数世帯	75	37.5	75	75							37.5	37.5	37.5	37.5	37.5						
	計	複数世帯	400	200	50	200							100	50	50	50	50						
		単数世帯	300	150	37.5	150							75	37.5	37.5	37.5	37.5						
	支援全支給額	新潟県(参考)長岡市	200			100							25			5							
			5			5							5										



1.1.被災者住宅応急修理支援

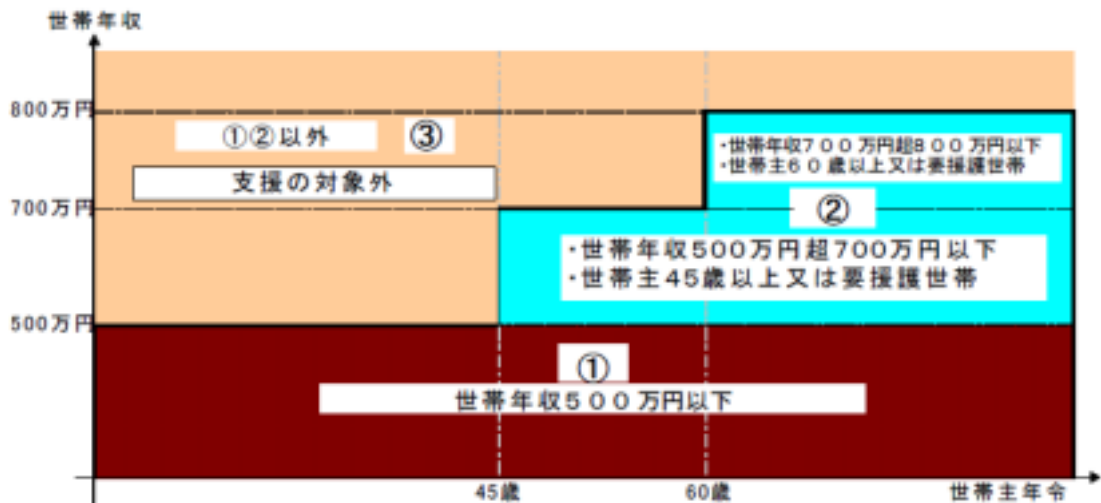
災害被災者の生活不安を払拭し、県民生活の速やかな復興を図るため、半壊の被害を受けた方々のうち、応急的な修理を行えば自宅に戻って生活を営むことが可能な方々に対し、早急な支援を行う。

〔制度概要〕

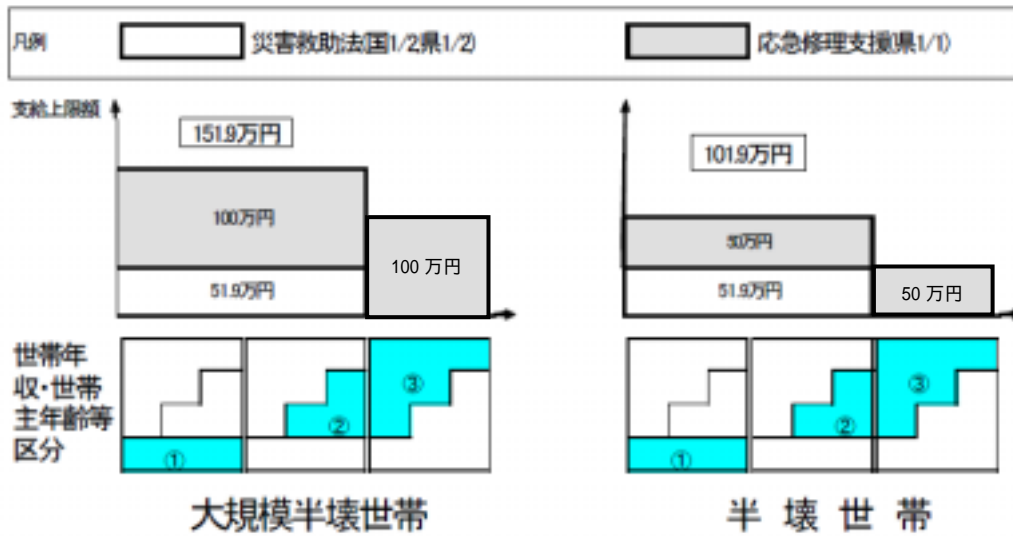
災害救助法による応急修理の弾力的取扱いを受け、冬季が近づいている現状を考慮し、支援の額を拡大

- ・ 対象者：半壊の被害を受けた者
 応急仮設住宅を利用しない者

(1) 世帯年収・世帯主年齢等の区分（被災者生活再建支援法と同じ）



(2) 支給上限額



※ 仮設住宅に入居しない場合のみ対象

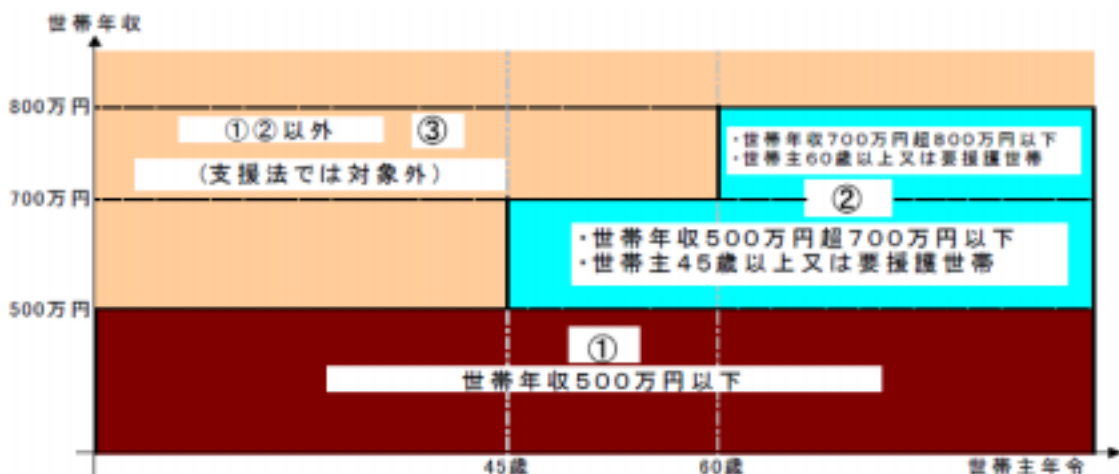
平成16年11月30日に、県制度については、制度の対象となる者(世帯)にかかる所得等の要件について適用としないこととなった。
資料：新潟県資料を基に作成

1.2.被災者生活再建補助金

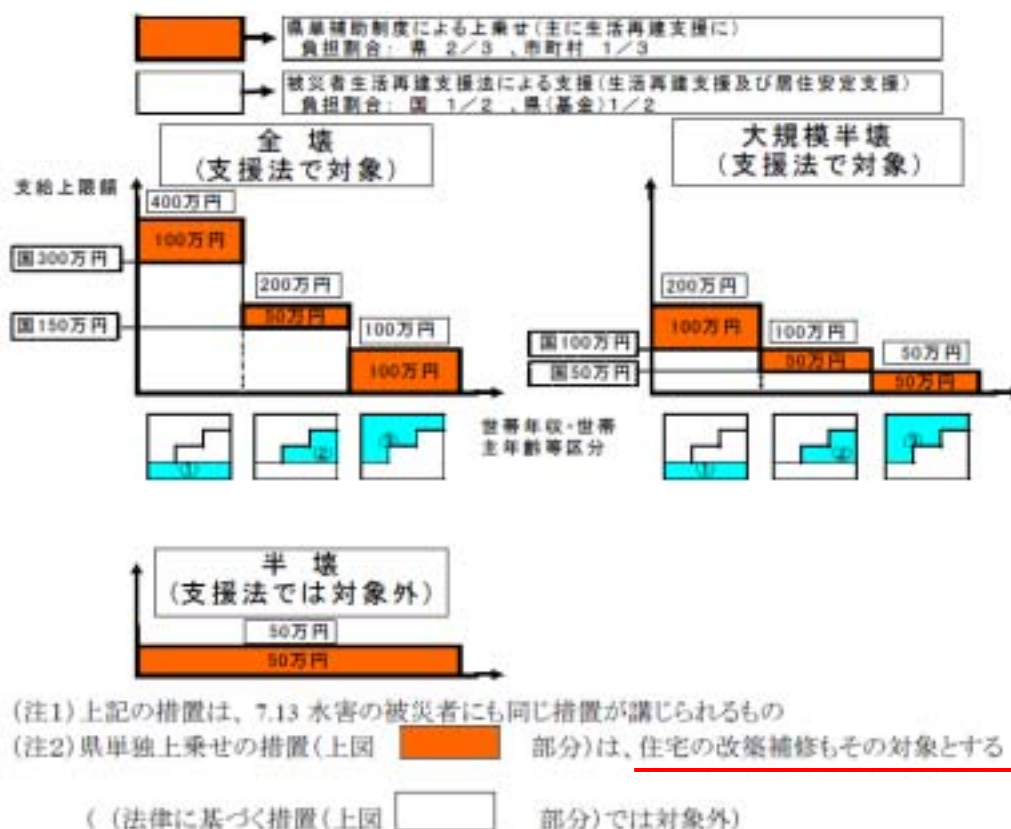
被災者の生活再建、居住安定を図るため、被災者生活再建支援法による支援を基本とし、市町村が被災者の家財道具等の購入経費、住家の解体撤去費等の経費の一部を補助する場合、県が当該市町村に対して補助を行う。

- ・ 事業主体：市町村
- ・ 負担割合：県 2/3、市町村 1/3

(1) 世帯年収・世帯主年齢等の区分 (被災者生活再建支援法と同じ)



(2) 支給上限額



1.3. 災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給

被災住宅の新築・購入、補修のための被災者の資金借入れにかかる市町村の利子補給に対して補助する。

- ・ 事業主体：市町村
- ・ 補給期間：借入れの日から5年間
- ・ 補助率：1 / 2
- ・ 補給対象とする利率
 - [年収800万円以下の方] 1.9%
 - [年収800万円超の方] 1.0%

1.4. 災害被災者住宅再建資金貸付

被災住宅の新築・購入、補修のために住宅金融公庫、民間金融機関の資金を借り受けても、なお資金が不足する被災者に低利の貸付を行う。

- ・ 貸付限度額：新築・購入800万円まで
補修400万円まで
- ・ 貸付利率：0.9% (11 / 5現在)

出典：新潟県ホームページ

2. 他事例における公営住宅家賃

2.1. 阪神・淡路大震災における公営住宅家賃

- ・ 低所得被災者に対して国の支援により公営住宅家賃を引き下げ
- ・ また、神戸市は震災前から独自に公営住宅家賃減免制度を持っていた
65歳以上の年金生活者なら、一人暮らしで年収 259 万 6 千円以下が減免対象
年金、給与、事業所得者ごとに対象やランクを設け、減免後の家賃は 25 千円
から 6 千円
40 m²の公営住宅の場合、所得 100 万円以下の夫婦世帯で家賃 6,000 円程度

ただし、平成 8 年度に公営住宅法が改正となり、公営住宅の家賃は「建設原価に基づく限度額方式」から「基本的には入居者の収入に応じた家賃」に変更された（下表参照）。よって、上記の例がそのまま適用できるわけではない。

家賃算定基礎額（施行令 2 条 2 項より）

政令月収	家賃算定基礎額
12 万 3000 円以下	3 万 7100 円
12 万 3000 円～15 万 3000 円	4 万 5000 円
15 万 3000 円～17 万 8000 円	5 万 3200 円
17 万 8000 円～20 万円	6 万 1400 円
20 万円～23 万 8000 円	7 万 090 円
23 万 8000 円～26 万 8000 円	8 万 1400 円
26 万 8000 円～32 万 2000 円	9 万 4100 円
32 万 2000 円を超える	10 万 7700 円

3. 応急仮設住宅の存続期間の延長

3.1. 建築基準法上の存続期間および特例について

応急仮設住宅は、建築基準法上、建築後最長2年存続することが認められている

建築基準法第85条第3項

特定行政庁(建築主事を置く市町村の長又は都道府県知事)の許可を受けることが必要

また、2年という期間は延長できないこととなっている

特例により、存続期間を1年以内に限って延長可能(さらに必要な場合には再延長も可)

新潟県中越地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定されている(2004年11月11日内閣府)

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づき、建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置を適用できる

ただし、特定行政庁が、

恒久住宅が不足するため応急仮設住宅を存続させる必要があり、

安全上、防火上及び衛生上支障がない

と認める場合に限る

出典：内閣府政策統括官(防災担当)公表資料(2004年11月11日)国土庁「防災白書」平成9年版・平成10年版

3.2. 阪神・淡路大震災における期間延長

阪神・淡路大震災では被災者向けに必要な恒久住宅の戸数が膨大な数に上り、その供給にはなおしばらくの期間を要するため、許可期限到来後も相当数の応急仮設住宅を存続せざるを得ない状況にあった。

そこで、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により、建築基準法の特例措置として1年以内の延長が可能となったことから(更新可)、これを踏まえ3度の延長措置を講じた。

出典：国土庁「防災白書」平成9年版・平成10年版等から作成

資料 8 . 地域産業の復興及び支援策検討の参考資料

本資料は、今後の新ビジョンのメニュー化を具体的に検討するにあたり、地域産業の復興事例に関する資料をとりまとめたものである。

目 次

1 . 山古志村の地域資源の活用実態	117
2 . 新潟県における中山間地域の振興事例	121
3 . 「山古志ブランド」の育成・発信の検討資料.....	126
3.1. 棚田の復興事業.....	126
3.2. 棚田オーナー制度	127
3.3. 長期滞在型ふるさと体験・交流事業.....	128
3.4. 復興ツーリズム.....	128
3.5. 養鯉業に関する産業・人材育成.....	132
3.6. 拠点「道の駅」整備.....	132
4 . 雪の活用・資源化の参考資料	136
4.1. 積雪科学館.....	136
5 . 安全・安心を確保するための取り組み	137
5.1. 立ち入り禁止区域	137
5.2. ヘリポートの設置基準	139
6 . 復興活動を選択・推進する住民の組織・体制づくり	142
6.1. 第二村民制度に関する事例	142
6.2. 台湾への派遣・視察プログラム	143

1. 山古志村の地域資源の活用実態

山古志村の地域資源には、どのような資源があり、その活用はどのようになっているのか、山古志村産業課にヒアリングし実態を確認した。ビジョンの復興プログラム検討の際の参考とする。

(1) 自然系

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の 利用者)	活用期間	
豪雪	古志高原スキー場	村営 (スタッフ 14,5 人)	年間 2 万人 一日券 2 千円 シーズン券 18 千円	長岡、小千谷	12 末～3 末(3 月 は土日のみ)	駐車場無料
ブナ林	(保護のみ)	村				林業者はほとんどいない
花・野草	カタクリツアー	旅行会社			4 中～5 中	
	オオバクスミレの群生地を景観資源化(金倉山)					

(2) 生産系

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の 利用者)	活用期間	
錦鯉	セリ市の開催	山古志錦鯉養殖 漁業協同組合(会 員 185 名)	12～13 業者の参 加(需要が減り以 前より減少)		9～11 末の毎火曜 日	・昨年はコイヘルプスの影 響で開催せず
	・5 地区における品評 会				10/10 前後 10/23	

	・村の品評会 (優秀品品評会)		宿泊先は長岡市 内のホテル	海外からはヨー ロッパが多い		イギリス、ベルギー、オラ ンダ
	池上げ				10 上	
	錦鯉総合センター	漁協	年間5千人 品評会の時期に 多い		通年	一般の人も鯉の飼育可 土産物なし
季節別野菜	・かぐらなんばんの生産 ・加工品の販売	農家 (有ゆきぐに企画)		百貨店伊勢丹に も出品	7~10に生産	ピーマンのような肉厚なと うがらし
	種芋原かんらの生 産の再開	農家				キャベツ。生産性が悪いた め一時期中断
	直売所(6箇所)の運 営 春:ふき、うるい、う ど他 夏:かぐらなんばん他 秋:きのこ他	有志グループ (車庫を利用)			4中~5下	虫亀1,竹沢2,池谷1, 種芋原2箇所
米	闘牛場での山古志米 おにぎりの販売					
棚田	景観資源化 (撮影ポイントの提 供、10箇所)	(撮影スペース などの整備なし)	カメラマンが多 い(問い合わせは 多いときで一日 20件)	北海道から沖縄 まで		NHK「こころ」で報道さ れて以来カメラマンが増加
	四季の山古志写真コ ンテストの開催		300点の応募	全国から、とく に愛知県が多い		17年間の開催の歴史

(3) イベント系

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の 利用者)	活用期間	
牛	牛の角突き (種芋原、虫亀、池谷)	株山古志村観光開発公社	見学料千円～2千円 牛主の出場料は、平均8千円	村出身の関東在住者が牛主になることも	年9場所	種芋原闘牛場は村の施設 闘牛数は全体で70頭
	会場での物販	侑ゆきぐに企画、山古志村特産品の会				おにぎり、地場産を使った汁物など
	萱峠牧場の公園化	村	アプローチが悪く観光客は少ない			村の種牛の畜産・肥育
さいの神	集落のまつり(もちやすめを持ち寄って祝う)	民間の実行委員会			冬のイベント	
種芋原祭り	神輿かつぎと祭礼相撲				9月の第一土、日曜日	牛の角突きと同時開催
古志の火祭り	村民総参加のイベント	民間の実行委員会(村の補助2百万円ほか寄付金)	村外客で800～2,000人		3上	地元の大工組合いよるさい神(2.5m日本一)の制作
産業祭り・村民文化展	地場産の販売(野菜、きのこ、おこわなどの格安販売)	実行委員会	村外客が多い		11中	例年、好評で開催前に注文の問い合わせあり

(4) 人工物・その他施設

地域資源	活用の方法	活用の実態				備考
		活用者 (運用者)	販売額 (利用者数)	市場先(方面別の 利用者)	活用期間	
中山隧道	観光資源化 映画づくり (PR)	中山隧道保存会	個人の訪問者が 多い			4年前が多かった
あまやち会館	宿泊施設としての活用	村	年間2千万円 (一泊7.5千円、 入浴のみ5百円)			黒鯉料理の提供
民宿	場野菜中心の料理、 早朝おにぎりの提供 など	民間		主にカメラマン		規模は1件を除き10前後の定員
展望台	村内の観光周遊化	金倉(小千谷市) 萱峠(村)				
四季の里キャンプ場			定員4名で一泊 7.5千円 夏休みは家族連れで満室	県内客		ロッジ4~5棟 キャンプサイト
民族資料館	旧小学校の校舎を資料館として活用	教育委員会	入場料150円 有料入場者年間 30名			
その他公民館	地域の交流	村 (補助金による 建設)				公民館、集落開発センター、多目的集会市施設など

2. 新潟県における中山間地域の振興事例

山古志村の復興プログラムを検討する際の参考資料とするために、新潟県内における中山間地域の振興事例を整理した。

新潟県では、平成13年度から平成22年度までの目標を定めた「新潟県長期総合計画」のなかで「緑の山里いきいき夢プラン戦略」を掲げ「いきいきとした中山間地域のむらづくり」のために3つのシステムを進め、現在、地域ビジョンの実現に向けて各地で取り組んでいる。

1) 地域未来システム

中山間地域の新たな“むらづくり”を進めていくために、地域のみなさんが主体となって地域の力を見つめ直してもらいながら、地域の将来発展に向けてのビジョンをつくる。また、「地域ビジョン」づくりや実現に向けて市町村や県も、一緒に手伝っていく。

2) 多様な交流・連携システム

地域ビジョンを実現し「いきいきとしたむらづくり」をしていくためには、地域や立場などの枠組みを越えた大きな“つながり”が必要で、「緑の山里(中山間地域)」と「都市地域」など多様な交流・連携を進め、健康でゆとりある暮らしができるように支援を行う。

3) 定住促進システム

「緑の山里(中山間地域)」の魅力や価値にひかれ「このままずっとここで暮らしたい」「新しく緑の山里に移り住みたい」という人を増やす。また、暮らしや就農の支援、産業の育成など定住促進のための体制整備を支援する。

「新潟県総合政策部地域政策課ホームページ」より抜粋し、ビジョンの実現に向けて動き出している地域の一部を参考として挙げた。

出典：新潟県総合政策部地域政策課 中山間地域振興班のホームページ
<http://www.chiiki.pref.niigata.jp/index.asp>

(1) 新井市南部地区 概要

市町村名	新井市
地区名	南部地区
人口・世帯	2314人、780世帯
集落数	24
集落名	下平、番場平、中尾平、上平、上平丸、下平丸、寸分道、上小沢、大濁、坪山、楡島、東関、猿橋、長沢原、小原新田、大原新田、大沢新田、下濁川、木成、中横山、和屋、上濁川、大身、木下、東菅沼、小局、上馬場、小濁
地区概要	南部地域は、地理的、地形的な面をはじめとする生活条件の厳しさから過疎化や高齢化が進み、地域の活力や集落機能の低下が著しい。一方、この地域は、「はさかけ米」や「新鮮な野菜」など農業生産の場でもあり、国土保全や水源涵養などの役割を担う場でもある。今でもこの地域の中には、熱心に地域を活性化させようと努めている人も少なくない。このような人たちを中心に平成10年度、地域住民の参画を広げながら、行政と一体となった振興策「南部ゆめプラン」を作成し、まずは住民の『心の過疎』からの脱却を図り、豊富な自然や温かな人柄という『宝』を活かした活動を展開することで、地域全体の活力を高めていこうとがんばっている。現在は、このゆめプランの実現を目指して活動中である。

(2) 大島村旭地区 概要

市町村名	大島村
地区名	旭地区
人口・世帯	314人、114世帯
集落数	4
集落名	旭 他3集落
地区概要	旭地区は、大島村田麦集落を中心に4集落約300人が生活する典型的な中山間地域である。H3年より「庄屋の家」を中心とした「あさひの里」をオープンさせ、ふるさと体験交流事業に取り組んでいる。しかしながら、大島村でも高齢化(42%)が一番進み、嶺や角間といった集落が消えて無くなっている。こうした状況を踏まえ、新たに地域活性化に向けた地域ビジョンづくりを進める一方、庄屋の家に隣接する「ため池」の改修が必要なことから、農地部所管する「ふるさと水と土ふれあい事業」を活用して、H14年度ビジョンづくりを進めてきた。農地部所管事業は、H15年度以降ため池改修のハード事業を継続実施するものであり、地域ビジョンの実現に向けては、「いきいき夢プラン実現事業」を推進していくこととしている。

(3) 新発田市田貝地区 概要

市町村名	新発田市
地区名	田貝地区
人口・世帯	261人、68世帯
集落数	1
集落名	田貝
地区概要	新発田市二王子山麓に位置する山村で、自然豊かな山林に囲まれており、近傍に「二王子温泉病院」がある。水田ばかりでなく、銀杏などの果樹生産や、周辺集落と協力した漬物向けの特産ナスづくりに取り組んでいる。 集落内を田貝川の清流が流れ、ホタルの鑑賞会などのむらづくりに取り組んでいる。

(4) 新発田市板山地区 概要

市町村名	新発田市
地区名	板山地区
人口・世帯	514 人、116 世帯
集落数	1
集落名	板山
地区概要	新発田市二王子山麓に位置する山村で、稲作だけでなく、酪農・養鶏等県内有数の畜産地帯であり、集落で山林も有している。ヒメサユリの群生地復元や憩いの広場造成等に取り組んでいる。あわせて、市営放牧場の有効活用により自然・農業体験、交流の場づくり、自立したむらづくりを目指している。

(5) 広神村長松地区 概要

市町村名	広神村
地区名	長松地区
人口・世帯	402 人、89 世帯
集落数	2
集落名	長松、江口
地区概要	当地区は2集落で構成され、2種兼業農家が主体の農村地帯である。当地区を含め広神村の農業は基盤整備の遅れ、後継者不足に伴う高齢化と厳しい状況にあり、村内各地区で活性化に向けた取組が検討されている。当地区は、長野県戸隠神社の流れをくむ戸隠神社や県指定文化財「十三仏塚」等の史跡を活かした、「権現堂山開き」、「カタツ子まつり」、「花いっぱい運動」等のイベントの開催や、権現堂山を訪れる人達に神社境内にあるあづま屋で郷土料理の振舞い、転作田を活用した野菜の朝市を開催するなど人とのふれあいを深め、連帯感に支えられたコミュニティづくりで地域の活性化に努めている。また、若者達による地区の伝統文化である「権現堂太鼓」の継承活動や権現堂山にまつわる「弥三郎ばさ」の民話を題材にした弥三郎ばさのお面づくり等の地区に伝わる文化を、地域内外の子供を対象とした体験交流の場を通して積極的に伝えるとともに、地域の豊かな自然や環境を将来に渡って維持していくために、地区住民が主体となって神社、公園、河川等の清掃を行うなど、ボランティア活動に取り組んでいる。

(6) 津南町竜神の里(芦ヶ崎)地区 概要

市町村名	津南町
地区名	竜神の里(芦ヶ崎)地区
人口・世帯	1356 人、397 世帯
集落数	8
集落名	赤沢、谷内、岡、相吉、城原、中子、横根、大谷内
地区概要	本地区は旧芦ヶ崎村を中心とする7集落で構成され、信濃川と志久見川、中津川に挟まれた標高400mの河岸段丘に位置しています。 全国名水百選の竜ヶ窪や広大な「ひまわり畑」を有し、交流人口も多いことから、地域の活性化とコミュニティ増進を目指し、地区全体で竜神の里推進協議会を設立して、各種の活動に取り組んでいます。 竜ヶ窪の下流にある鱒池は、かつて地域住民の交流の場となっていましたが、近年では周囲から葦が繁茂して池面がなくなり、水鳥も入れない状況から、地域住民をあげて復元整備を求めています。そのために、竜神の里推進協議会を主体としながら、鱒池整備を推進する会、芦ヶ崎小学校、保育園教職員、地域住民等により、ワークショップ等を開催、運営していくことにしています。

(7) 大島村大島地区 概要

市町村名	大島村
地区名	大島
人口・世帯	661人、211世帯
集落数	7
集落名	三竹沢、熊田、仁上、石橋、棚岡、大島、中野
地区概要	<p>・昨年1年間「大島いきいき！夢こい会議」で、大島地区のビジョンを描き、今年度はその夢の実現に向け活動していきます。</p> <p>・ほたるの光に満ちた大島地区7集落は、ちょうど北斗七星の形をしており、「光の大島・北斗七星の里」をキャッチフレーズにしました。</p> <p>・「本物の田舎」をコンセプトに、ほたるの里づくりの「100万匹の光チーム」、ブナの森・往還道の復活・鉱泉の利用の「みゆきの湯(よ)つくらんかいチーム」、大島の味で交流の「大島ほんまもんチーム」、大島をPRする「探検・発見・ほっとけんチーム」が出来上がりました。</p> <p>・毎月第2土曜日の夜には、いろんな夢を語り合える場「ほくほくお茶の間楽校」を開設し、誰もが気軽に寄り集まり、多くの地区民に関わりをもってもらえるようにしました。</p>

(8) 塩沢町上田第2地区 概要

市町村名	塩沢町
地区名	上田第2
人口・世帯	1559人、388世帯
集落数	10
集落名	原芝野、横新田、上神字、滝谷、小松沢、沢口、一之沢、姥沢、台上、蟹沢
地区概要	<p>・上田地区の総合計画につなげるものとして、地域、町ともに積極的に地域ビジョンに取り組みたい意向。</p> <p>・水稲単作地帯で、第2種兼業農家が多数を占める。六日町への就業者が多い。</p> <p>・河川公園には町外からの利用者も多い。そのためごみ問題も発生している。</p> <p>【地域づくりの理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな自然を守る 2. 若者から高齢者までいきいきと暮らす 3. 地域内外の人と交流する 4. いきがいのある収入を得る <p>【夢と実現に向けた取り組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上田ならではの自然の恵みを活かした交流の場をとおして、みんながいきいき暮らしている(交流・収入グループ) <ul style="list-style-type: none"> 休耕畑を利用し花上などを行い、交流の場を整備する 2. 上田の自然を大切に守り、次の世代につなげている(保護グループ) <ul style="list-style-type: none"> 古峰山の遊歩道整備を行い、身近で親しみのある里山をつくる 登川の現状調査を行い、環境保護活動につなげていく

(9) 板倉町寺野地区 概要

市町村名	板倉町		
地区名	寺野地区		
人口・世帯	597 人、197 世帯		
地区概要	<p>寺野地区は、板倉町の東南部に位置し、町の中心から7～9km の山間奥地で、海拔250～450mの少子・高齢化や過疎化に伴い、地域人口、世帯数が最盛期に比べ半減しており、65歳以上の割合起伏の多い傾斜地にあります。</p> <p>少子・高齢化や過疎化に伴い、地域人口、世帯数が最盛期に比べ半減しており、65歳以上の割合も約40%を占め、地域活力の低下が深刻な問題になっています。</p> <p>地域には名所、旧跡も多く、保養施設「やすらぎ荘」や日本で最初の「地すべり資料館」などの中核施設があります。</p> <p>また、地域づくりに対する意欲も強く、ログハウス作り、地域標識作り、「てらのゆきまつり」などのいろいろな取り組みを続けています。</p> <p>< 寺野の理念・方針・方策 ></p>		
	理念	方針	方策
	みんなが住みやすい明るく楽しい地域にしねかね	安心して生活できる生活基盤を確保したいねや	地域の生活を結ぶうえで必要不可欠な県道の改修
		子供も大人も健康でいきいきと生活できる地域にしたいねや	地域の茶の間 公園づくり
	自分の住む地域を誇れるものにしねかね	自然豊かな山里を大切にもっと緑と水の豊かな大地にしたいねや	クリーン作戦
			親水公園整備
			フラワーロード整備
			柵田・はさ木オーナーなどの仕組みづくり
			荒廃地などに広葉樹植樹
			ぼたるの里整備
			散策道整備
	寺野の資源を活用した寺野らしい産業づくりをしたいねや	伝統・文化を継承し発展させたいねや	いろいろばたお茶会(料理講習・試食、小物製作講習等)
			地場野菜の直売
			食・小物などの販売
			特産物開発
	自然・文化を楽しみながら勉強できる地域にしねかね	地域を支える人づくりをしたいねや	ツーリズム(体験交流)
			歴史・伝統・文化の学習、人材発掘・育成
	地域の人・訪れる人が共に学び合う地域にしたいねや	地域の人・訪れる人が共に学び合う地域にしたいねや	名人名簿作成
			戦略的情報受発信による意欲向上
			以上の方策を具体化することで学び合いの場を実現する

3. 「山古志ブランド」の育成・発信の検討資料

3.1. 棚田の復興事業

棚田に大きな被害を受けたが、復旧・復興にむけた事業等があるか確認した。

- ・ 崩壊した棚田を国や県に購入してもらい、その資金を復興事業に使えるような事業はあるのか？
 - * 現在、該当する事業はない
 - * ただ、新潟県農地部では、可能な地域については「換地」手法を用いた棚田の復興を検討している
換地は権利の移転設定なく農地を整理することができ、場合によっては、原形復旧に比べ時間・費用を節約できる可能性がある。

出典：新潟県農地管理課総合調整室ヒアリング

- ・ 「農地災害復旧事業」は、面積が小さい「棚田」も採択要件に当てはまるのか？ また、棚田を復旧できる事業はあるのか？
面積の大小に関係なく採択要件に該当する
ただし、採択されない場合（査定が通らない場合）は、通常の事業（棚田保全事業等）で対応が必要

3.2. 棚田オーナー制度

山古志の棚田を復旧・復興するために「オーナー制度」を導入できるかどうか検討するための資料として、各地で行われている棚田オーナー制度を整理した。

「ふるさと保全ネットワーク」では、全国的各地の「棚田オーナー制度」の活動をホームページで紹介している。参考として2事例を整理した。

「全国棚田オーナー制度」情報 <http://www.inakajin.or.jp/tanada/tanada.html>

丸山千枚田オーナー制度 所在：三重県 紀和町丸山地区

紀和町は、三重県の最西端に位置し、吉野熊野国立公園の景勝地「瀨峡」や「湯ノ口温泉」「入鹿温泉」などを有する、ふるさとの雰囲気や静かな町である。昭和後半から稲作転換対策や過疎化・高齢化にともない減少してきた丸山地区の千枚田（棚田）は、10数年前から荒廃田からの復田に取り組み始めた。「地域の景観や伝統を残していきたい」という地元の方々の熱意・努力と「棚田のオーナー」によって、今では約1340枚にまで復田され、丸山千枚田は日本一の文化遺産とも言われ、名実ともに日本一の千枚田になっている。

人が手を入れることで守られている、雄大な自然と調和した日本の懐かしい風景の中で、米作りと棚田の維持を行うオーナーを募集している。田植えや稲刈りの季節になると、県内外からやってくるオーナーたちで、ふだんは静かな山あいの町もにわかに活気づく。

オーナー料金等

- ・1口（面積約100㎡）30,000円、応募口数は125口
- ・一枚ごとに田んぼの条件が異なるため、応募者の中で抽選を行い割り振る

オーナー特典

- ・白米1斗（15kg）、宿泊施設の割引（千枚田荘）、季節の野菜等または紀和町特産品を年に2回提供

棚田オーナー制度 所在：奈良県 明日香村稲淵地区

古くは仏教や文化の伝来の地として栄え、今も多くの遺跡文化財を残している明日香村。棚田が広がる稲淵集落は、戸数60戸、人口230人、飛鳥川の上流に位置し、奥飛鳥神南備の郷と呼ばれ万葉集に南淵山、飛鳥川の石橋等々が詠われている所である。棚田の総面積21ha。棚田オーナーの継続率は高く、毎年人気があり抽選になっている。家族での参加が大多数で、米作りの行程を地元のインストラクターが指導してくれる。そのほか地元の交流事業として、れんげ祭り、ホテルのタベ、田植え後のさなぶり、ジャンボ案山子と案山子たて、彼岸花まつり、収穫祭、冬には炭焼を行い、都市との交流が活発に行われている。

会費・募集

- ・1区画40,000円（1区画100㎡）募集78区画

特典

- ・自分の区画で、田植え、稲刈り、脱穀などの米作り体験。収穫後には約40kgの新米がもらえる。

3.3. 長期滞在型ふるさと体験・交流事業

山古志の暮らしを体験するツアーの参考として、豪雪を活かした事業展開を行っている事例を調べた。

豪雪塾 新潟県十日町市（旧松之山町）

旧松之山町は新潟県の南西部に位置する雪深い町。冬ともなると6メートル近く雪が降り積もることもある豪雪地帯である。厄介者の雪を資源として利用できないかと考えられたのが、雪国と都会を結ぶイベントで思いきり雪と遊ぼうというのが「豪雪塾」である。民宿が全て農家で、郷土料理が提供される。

地元の仲間たちが企画するもので「歳之神つくり」「屋根雪おろし」や「雪中やぶこざき大会」「田舎重箱パーティー」など、楽しいイベントが開催される。

3.4. 復興ツーリズム

防災学習のフィールドミュージアムを検討するにあたって、他事例を調べた。

3.4.1. 国内復興PR施設事例

<雲仙普賢岳>

(1) 雲仙岳災害記念館（事務局：(財)雲仙岳災害記念財団）

- ・「平成新山フィールドミュージアム」(1)の中核施設としての雲仙岳災害記念館は、この地でおきた火山災害の脅威と災害の姿を伝えるために作られた。
- ・2002年7月1日にオープンした雲仙岳災害記念館は1990年11月に始まった雲仙普賢岳の平成噴火から1996年6月の噴火終息宣言まで、この地で何が起き、そして何が残ったのか。自然の脅威と、災害の教訓を、風化することなく正確に後世へ伝えることを目的としている。
- ・展示室では、平成噴火の疑似体験や火砕流の体験、江戸時代の噴火、火山や人の共生などを体験しつつ学ぶことができる。
- ・全国初の火山体験学習施設。
- ・入場料

	個人	団体（20名以上）
大人	1,000円	800円
中高生	700円	560円
小学生	500円	400円

- ・平成新山がんばランド「語り部」ネットワーク

雲仙・普賢岳噴火災害の被災体験継承を目指す平成新山がんばランド「語り部」ネットワークの参加者を募っている。災害時の苦労や古里復興に取り組んだ体験を被災者自身の言葉で語り継ぎ、同時に「語り」を通じた心の交流で火山観光の展開を図る。

1)「平成新山フィールドミュージアム構想」とは、「雲仙岳災害記念館」を中心に、平成新山の景色や噴火災害の遺構、火山関係の施設や各種の防災施設などを、まるごと一つの野外博物館(フィールドミュージアム)として捉えるもの。

(参考) 雲仙岳災害記念館の運営

1) 現状

- ・ 長崎県が所有し、雲仙岳災害記念財団(理事長、金子知事)が管理・運営している。
- ・ 年間 22 万人の入館者があれば経営が成り立つよう、24 億円の基金(貯金)を用意して開館した。
初年度 36 万人、03 年度 30 万人と予想以上の入館者があり基金に手をつけずに済んだが、04 年度は 20 万人と採算ラインを割る見通しになり、初めて基金を取り崩した。

2) 今後の展望

- ・ 現在、雲仙岳災害記念館の今後の運営方針などを官民の関係者で話し合う「雲仙岳災害記念館のあり方に関する懇話会」を開催中。
- ・ より一層の経営安定化に向け、新たな運営形態を模索中。
地元の受け皿について、管理、運営を財団法人、第三セクター、株式会社を含めいずれの組織に委託するかは今後詰める予定。
- ・ 委員の主な意見・提案
 - * 経営に責任を持てる委員会で実質的に運営する(理事 14 人は地元代表や学者らで経営に対する責任を持つ状況にはない)
 - * 理事長は市長など地元の人を選ぶ
 - * 館長の裁量の幅を広げる
 - * 雲仙・普賢岳噴火災害の記憶を風化させないためにも、地域が主体となって記念館を生かした方がいい
 - * 集客効果を高めるには記念館周辺の遊休地を活用し温泉施設を造るなどして相乗効果を
 - * 被災体験継承のために研修施設としてさらに多くの小、中学生が利用できるようすべき
 - * 施設の維持管理費が大きい。映像ソフトは更新を検討する時期
 - * 入場料(大人千円)が高く、個人客には負担が大きい
 - * 無料開放のスペースを有効活用し企画展を増やしてほしい
 - * 災害学習の場として地元の小、中学生や修学旅行生に働き掛けを

出典：雲仙岳災害記念館など

(2) 国土交通省 雲仙普賢岳資料館

雲仙普賢岳の災害写真パネルをはじめ、復興計画説明パネル、復興計画模型、噴出溶岩等の展示を行っており、国土交通省の事業をはじめ、関係自治体の復興事業計画をわかりやすく紹介。

1) 目的・コンセプト

- ・ 火山災害の厳しさを当時の人々の視点で分かり易く伝える
- ・ 移りゆく雲仙普賢岳を感じることができる

2) 展示内容

- ・ 写真で見る噴火の経緯と人々の生活 / 雲仙普賢岳に関する最新情報 / 噴火と復興のビデオ放映 / 実体写真で見る雲仙普賢岳の姿

(3) 土石流被災家屋保存公園

平成4年8月8日から14日の土石流で被災した家屋11棟(一棟移築)が「遺構」として、そのまま保存されており、このうち比較的状态のよい3棟を展示場内に半永久的に保存されている。

隣接する道の駅「みずなし本陣ふかえ」は、島原半島の文化・経済的復興の発信基地としての役目を果たしている。

< 阪神淡路大震災 >

(4) 神戸港震災メモリアルパーク

1) 目的・コンセプト

- ・ 神戸港震災メモリアルパークは、神戸海洋博物館の東に立地
- ・ 神戸港の被災状況や復興の過程を広く後世に伝える事を目的としてつくられた

2) 展示内容

- ・ メリケン波止場の一部(約60m)を阪神・淡路大震災で被災したままの状態に保存しており、海洋博物館内の震災関連展示とともに、地震の衝撃を伝えている。
- ・ また、休憩所と一体になった展示スペースも設けられており、神戸港の被災の状況、復旧の過程、復興計画などを、写真パネル、年表、模型や映像で展示している。

3.4.2. 文化復興ツーリズム事業（CRTP）

文化復興ツーリズム事業（Cultural Restoration Tourism Project, CRTP） 米国における活動事例		
CRTPの目的	<p>世界各地のコミュニティが行う文化的に重要な遺産の復興を支援する（主に寺院が対象）</p> <p>責任ある観光事業を企画する</p> <p>他のNPOへの基金づくりのモデルを提供する</p>	
CRTPの組織	1998年の創設されたNPO	
ボランティア ツーリズム	<p>CRTPは復興地への観光ツアーを企画し、それに参加する旅行者は、りっぱなりゾートホテルに費用を支払う代わりに、同意した費用を復興プロジェクトに提供する。</p> <p>観光者は、現地をただ見るだけでなく、現地で寝泊まりし、現地の人々と一緒に復興事業にも携わる。</p>	
事業の手順	1) コミュニティによる取り組みの開始	・まずコミュニティから、文化的に重要な構造物の復興を起こしたいとの希望を取り付ける。
	2) 評価	・復興プロジェクトの実現性やコミュニティへの長期的な影響を評価する。
	3) 促進	・コミュニティに関する環境影響、経済的な持続性、社会的サービスなどの提供を組み込んだ開発計画を創造する。
	4) 基金づくり	・復興現場を訪れ、かつ現地に参加するため、寄付を提供する観光者をリクルートする。これは基金を提供し、フォーラムを生み出す。
	5) 協働	・地域の住民、大工、役所との協働と共同により事業を調整する。
	6) コミュニティの持続性	・これらの実行により経済的、社会的、環境的な持続性に対する方法が適切であること明らかにする。
実施事例	<p>モンゴル自治領における Baldan Baraivan 寺院。1999年事業開始。</p> <p>ネパールにおける Chairro Gompa 寺院。</p>	
事務所の所在地	<p>Cultural Restoration Tourism Project</p> <p>Main Office</p> <p>410 Paloma Avenue</p> <p>Pacifica, California USA</p> <p>94044-2435</p> <p>Telephone: (+1) 415.563.7221 http://crtp.net/</p>	

3.5. 養鯉業に関する産業・人材育成

現在、どのような養鯉技術に関する事業展開が行なわれているか調べた。

養鯉業に関する業界団体は以下のものがある。全日本錦鯉振興会では、錦鯉飼育士養成講座の開催と認定証の交付を企画中である。

全日本錦鯉振興会、(社)全日本愛鱗会・全日本鱗友会・全日本鱗々会・(社)新潟県錦鯉協議会・日本観賞魚振興会など

全日本錦鯉振興会

日本錦鯉振興会は錦鯉生産者及び流通業者が組織する団体で、国内外の600社が加盟している。錦鯉の普及と啓蒙を目的に、国内はもとより世界に向けたPRを行い、各地で品評会、研修会等を開催する。会員は錦鯉のプロとして認定され飼育技術、鑑識眼を習得している。

【振興会新事業】錦鯉飼育士養成講座の開催と認定証の交付を企画中。(平成16年3月)

(<http://www.echigo.ne.jp/~koi/> より)

3.6. 拠点「道の駅」整備

山古志を発信する拠点として「道の駅」を想定した場合、設置までにどのような手順が必要か整理した。

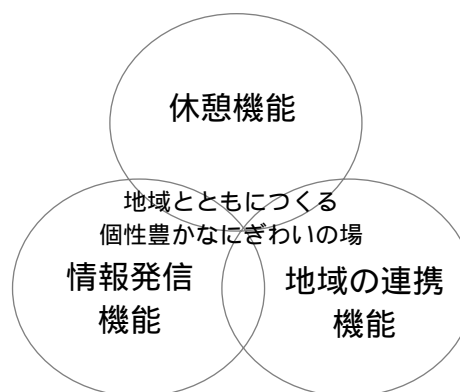
3.6.1. 道の駅とは

長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められています。

また、人々の価値観の多様化により、個性的でおもしろい空間が望まれており、これら休憩施設では、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物などの情報を活用し多様な個性豊かなサービスを提供することができます。

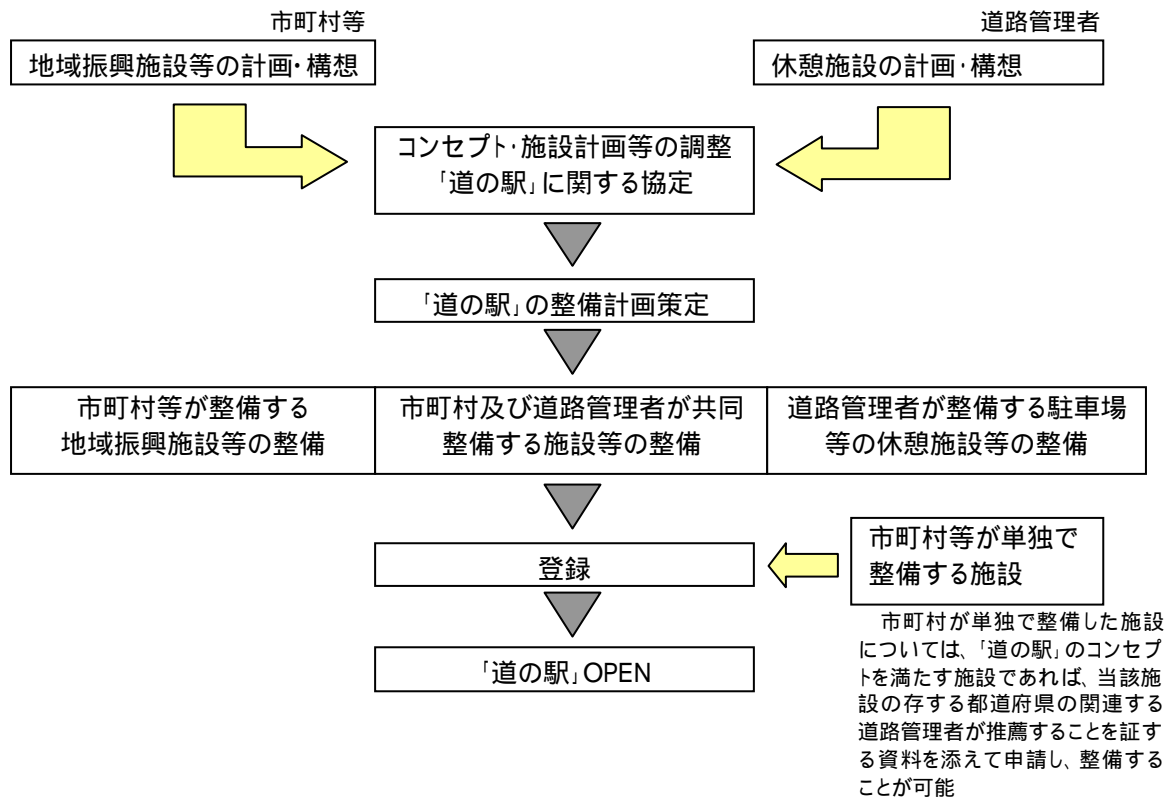
さらに、これらの休憩施設が個性豊かなにぎわいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されます。

こうしたことを背景として、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設「道の駅」が誕生しました。



出典：国土交通省ホームページ

3.6.2. 事業の手順



出典：国土交通省ホームページ

3.6.3. 道の駅の登録要件

上記のフローでみるように、道の駅は、

一体型：道路管理者が整備する駐車場と市町村等が整備する地域振興施設が一体となって整備（全国で442箇所）

単独型：市町村等が単独で駐車場、トイレ、地域振興施設を整備（343箇所）

があり、登録の要件は次のようになっている。平成16年には43箇所が登録された。

- ・無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔なトイレが備わっていること
- ・駐車場とトイレ及びそれらを結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること
- ・案内・サービス施設(道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナー)が備わっていること
- ・駐車場・トイレ・電話は24時間利用可能であること
- ・女性・年少者・高齢者・身障者など様々なひとが使いやすいこと
- ・景観には十分配慮されていること
- ・案内・サービス施設の設置者は市町村等であること。

出典：国土交通省ホームページ

3.6.4. 事業制度について

<p>道路開発資金</p>
<p>道路開発資金は道路開発資金貸付要綱(昭和60年9月24日付け建設省総発第330号建設省道路局通達)等に基づき運用されており、道路に関連し、公共の利益に資する一定の事業分野に対し、国(道路整備特別会計)の道路開発資金貸付金及び原則としてこれと同額の民間長期資金を一体的に貸し付けるものです。「道の駅」の整備は駐車場等整備事業の駐車場又は休憩所に該当します。</p> <p>なお、道路管理者が整備する「道の駅」の駐車場等については下記のとおりです</p>
<p>特定交通安全施設等整備事業</p>
<p>対象事業： 道路管理者の行う自動車駐車場(簡易パーキングエリア)の整備(直轄事業・補助事業)で、駐車場、トイレ、道路情報ターミナル等の道路施設の部分を対象としています。</p> <p>採択基準： 主要な幹線道路のうち、夜間運転、過労運転による交通事故が多発もしくは多発する恐れのある路線において、他に休憩のための駐車施設が相当区間にわたって整備されていない区間に道路管理者が簡易パーキングエリアを整備する場合を採択の基準としています。</p> <p style="text-align: right;">(出典:道の駅の本)</p>

出典：国土交通省ホームページ

4. 雪の活用・資源化の参考資料

「雪」を体験学習する施設としては、どのような施設が考えられるか検討するため、過去に建てられていた「積雪科学館」を調べた。

4.1. 積雪科学館

場 所：1949年から68年まで、長岡工業専門学校の科学工業博物館を借用して開館。閉館後、民具は長岡市科学博物館が譲り受けた。

展示内容：積雪に関する研究とともに、雪国の民具の収集も行っており、館報「まどのゆき」の第一号で初代館長の勝谷稔氏は「本館では、過去において生活を豊かにするためになされた工夫を研究し、それを現在に活用することの研究も行われている」と記している。展示品は民具を中心としており、初代館長の故勝谷稔氏が、ほとんど一人で集めた。収集した資料は、カンジキなどの履き物、ソリ、除雪用具など350点にも上る。北はサハリンのギリヤーク族の民具から、南は岐阜県にまで及ぶ。なかでもアイヌの民具は貴重と言われている。各地の博物館関係者が欲しがるものも多いという。なお勝谷氏が収集したうち246点が、1974年に国指定の文化財となった

資料の保管：勝谷氏が熱心に集めた貴重で膨大な民俗資料は、現在、長岡市科学博物館には履き物17点、市郷土資料館にはソリなど10点を展示しており、残りは科学博物館に保管されている。

出典：新潟日報「越佐の文化財」

5. 安全・安心を確保するための取り組み

「雪」を体験学習する施設としては、どのような施設が考えられるか検討するため、過去に建てられていた「積雪科学館」を調べた。

5.1. 立ち入り禁止区域

災害危険エリアへの立ち入りの制限は、現在の法律でどのような指定や区域があるのか整理した。

災害対策基本法では、63条で「警戒区域」として定義されている。

(1) 对人的指定

市町村長の避難の指示等

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長は住民等に対して避難指示・勧告を出すことができる(60条)

(2) 地域的指定

市町村長の警戒区域設定権等

- ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止することができる(63条)。
- ・ 63条には罰則規定があり、制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留に処される(116条)。

(3) 三宅島における警戒区域

- ・ 三宅島では2000年9月から2005年1月までの4年5ヶ月の間、罰則規定のない60条が適用されていた。
63条による警戒区域は設定されていない
- ・ 2005年2月1日に避難指示が解除され、島民が帰島を開始している。

出典：群馬大学教育学部 早川由紀夫教授の三宅島ページ
内閣府ホームページ

災害対策基本法

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定

により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

7 第五項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限って、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(罰則)

第百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 第五十二条第一項の規定に基づく総理府令によって定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

二 第六十三条第一項の規定による市町村長(第七十三条第一項の規定により市町村長の事務を代行する都道府県知事を含む。)の、第六十三条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の又は同条第三項において準用する同条第一項の規定による災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかつた者

出典：内閣府防災情報のページ

5.2. ヘリポートの設置基準

ヘリポートを設置する場合、どのような制限や課題があるか整理した。

5.2.1. ヘリコプターの用途

ヘリコプターの用途は、公的分野、事業分野の2区分を中心に以下のように使い分けられている。

表1 我が国におけるヘリコプターの主な用途

事業分野		主要用途	概要（機数は2000年の推定）
公的分野	公用分野 (計212機)	消防・防災	特に1995に発生した阪神・淡路大震災を契機として、震災時におけるヘリコプターの効果的活用が認識され、消防・防災ヘリコプターとしての整備が飛躍的に増大し、現在3県を除く全国の地方自治体に計68機が配備され、消防・防災、及び救急業務(救急ヘリコプター)に携わっている。
		警察	全国の都道府県警察に93機が配備され警備活動、捜索・救難等に活躍。
		海上保安庁	全国の航空基地及びヘリ搭載型巡視船に45機が配備され、海上における警備、捜索・救難、さらに1985年からは洋上救急業務にも活躍。
		その他官庁	国土交通省・各地方整備局などにて6機が運航中。
	防衛分野	防衛庁	輸送、観測、多用途、救難、試験計測、掃海、哨戒、対戦車等約670機を幅広い任務に使用。政府専用機としての要人輸送を陸上自衛隊の特別輸送飛行機がスーパービューマ3機で実施。南極観測支援用ヘリコプターも海上自衛隊により運用。
事業分野	運送事業	人員輸送	離島間のヘリ・通勤用や会社社員の移動などの限られた用途に使用されているのみ。都心と空港間等の人員輸送といった本格的な通勤運用は実施されていない。また、海上油田との間の人員及び貨物輸送もわずかであるが実施。他に遊覧飛行等。
		物資輸送	電力会社による大型鉄塔建設や山小屋への荷揚げ/荷下ろし作業等に約60~80機が運航中。大型鉄塔建設がほぼ終了し、需要は減少傾向にある。
		ドクターヘリ	2001年度から厚生労働省の補助により正式に運用開始。拠点病院の救命救急センターと民間のヘリコプター運行会社により現在5機(予備機を除く)が運航中。5年間で30ヶ所の配備を計画。
	使用事業	薬剤散布	一時期最も活躍していたが、最近では環境保護・有機野菜農業の普及及び無人ヘリコプターの出現等により急激に減少し、現在は約100~160機が運航中。一方、無人ヘリコプターは約1700機が農業分野で使用。
		報道	日本で民間ヘリコプターとして最初に登録された。新聞やTV取材に現在も約100機を使用。なお新聞社は自社運航。
		送電線巡視	高圧送電線の定期的な巡視用として約60~80機を使用
私的分野		その他	企業トップの移動や社内連絡便などのビジネス用途、新聞社の自社運航による報道取材、そして自家用レジャーなど。

出典：(社)日本航空宇宙工業会「ヘリコプター活用懇談会報告書」(H15年4月)

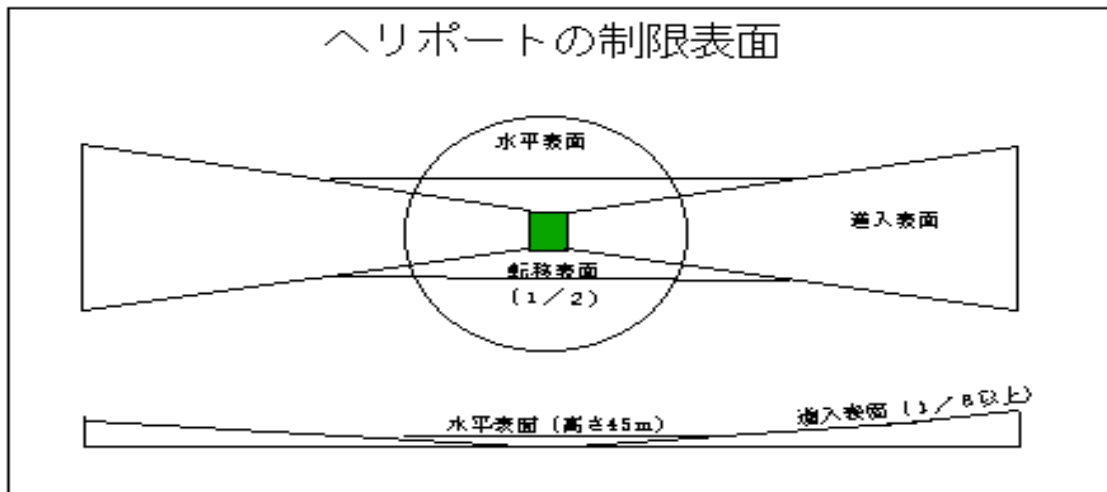
5.2.2. ヘリポートの設置基準

ヘリコプターの離着陸が認められる場所は、航空法規上、飛行場と飛行場外の運輸省（現国土交通省）大臣の許可を受けた場所に限られる。飛行場にはヘリポートが含まれ、公共用ヘリポートと非公共用ヘリポートに分かれる。公共用ヘリポートは不特定多数の誰もが使用可能であり、非公共用は警察、消防、新聞社、企業などが自ら使用するために設置したヘリポートをいう。

ヘリコプターが離着陸するヘリポートおよび場外離着陸場は、種類の如何にかかわらず、原則として下図のような基準で設置される。

基本的には、離着陸するヘリコプターの平面形の1.2倍以上の大きさの着陸帯と、その周囲に障害物のない空域が必要である。この空域を囲む面を制限表面といい、進入表面、転移表面、水平表面の3種類から成る。

出典：地域航空総合研究所「災害拠点病院のヘリポートについて」(1997.8)



ヘリポートの規格と障害物件の制限表面

着陸帯の長さや幅	進入区域の長さ	進入表面の勾配	水平表面の半径	転移表面の勾配
使用予定航空機の 投影面の1.2倍以上	1,000m	1/8以上	200m以下	1/2

5.2.3. ヘリコプター活用の上で課題と考えられているもの

(社)日本航空宇宙工業会「ヘリコプター活用懇談会報告書」(H15年4月)では、ヘリコプターの活用を図る上で課題となる事項を、

マーケットニーズに合った用途拡大のための課題
ヘリコプター製造産業界における課題

に分けて整理をしているが、マーケット拡大については以下のとおり示している。

- (1) 計器飛行方式(IFR)による運航の実現(定時運航性の確保)
- (2) 環境への配慮(低騒音進入方式の導入、機外騒音の低減)
- (3) 都心ヘリポートの新設(屋上ヘリポート(注)、港湾ヘリポート他)
今後本格的なヘリ・通勤・事業の実現のため、需要の大きい都心に事業者が自由に利用できる公共用ヘリポートが必要であり、屋上ヘリポートや河川敷あるいは橋上や港湾地区等、比較的騒音問題がクリアされやすく、しかも都心に近いところを対象として考えることが必要。
(注) 現在全国には公共用ヘリポートは22ヵ所しかなく、東京の場合は東京ヘリポート(江東区新木場)のみ。
- (4) 救急及びドクターヘリコプターのさらなる活用に向けての課題
パブリック・アクセプタンス(市民に対するアピール)
離着陸場の確保(場外離着陸場、民間ヘリコプターの高速道路への離着陸)
病院(屋上含む)ヘリポートの整備(設置基準)
夜間運航体制の確立

出典：(社)日本航空宇宙工業会「ヘリコプター活用懇談会報告書」(H15年4月)

6. 復興活動を選択・推進する住民の組織・体制づくり

6.1. 第二村民制度に関する事例

山古志を訪れる人を拡大するための参考として、第二村民制度等が他地域ではどのように行われているのか整理した。

6.1.1. 薩摩大使

- ・県政へ提言をすると同時に、鹿児島県の観光や特産品を県外に紹介し宣伝するのがその役割
- ・同県出身者や鹿児島に住んだことのある民間企業などの役職者の中から知事が委嘱している。1984年に制度がスタートして以来、1,500人が任命された。
- ・大使のもとには毎月県の広報誌や物産情報などが届く。年一回、知事を交えた「薩摩大使会議」が東京で開かれている。
- ・青森、島根、長崎など、多くの県が同様の制度を設けている。愛媛県は2001年度から「伊予観光大使」を創設。9月定例県議会で約400万円の補正予算を計上した

出典：琉球日報ホームページ

6.1.2. 伊予観光大使

- ・愛媛県の観光イメージの向上と情報発信力の強化のため、愛媛にゆかりのある方々に「伊予観光大使」(愛称：いよかん大使)への就任をお願いしている。
- ・自らの活躍の場を通じて、愛媛の観光・物産・イベントなどの情報を広く発信してもらうとともに、県外から見た本県の観光や物産に関する意見・提言をもらっている。
- ・漫画家の松本零士氏、女優の宮本真希氏、女優の林美智子氏、スポーツジャーナリストの二宮清純氏等が任命されている。

出典：愛媛県ホームページ

6.1.3. 財団法人 地域活性化センターの助成・支援事業

地域産品・観光おこし促進支援事業

事業概要

地域産品・観光おこし促進支援事業は、地方公共団体等が首都圏において地域の産品や観光資源のPRおよび消費者ニーズの把握等を目的としたイベントを実施しようとする場合に、日本橋プラザビル南側広場(東京都中央区日本橋)を無料で提供することにより、各地の特産品開発や観光おこし等の活動を支援することを目的としている。

平成17年度日本橋プラザビルイベントスペース出展募集(H17.2.1募集開始)

地域活性化センターでは、全国各地で行われている特産品開発や観光おこし等の活動が促進されるよう、地方公共団体等の皆様へ、各地域の産品や観光PR等を目的としたイベントを実施するため、日本橋プラザビル1階南広場のイベントスペース(屋外)を無料で提供している。

ふるさと情報プラザ 地域プロモーション支援事業

事業概要

都道府県・市町村等が首都圏において観光キャンペーン、地場製品の展示等を実施するためのスペースとして、ふるさと情報プラザの一部ストックルームとテーブル等の器材を無料で提供し、展示演出のアドバイス、実施支援も無料で行っている。

平成 17 年度「ふるさと情報プラザ」地域プロモーション事業出展募集

ふるさと情報プラザでは、自治体が東京でイベントを開催する際、開催場所や機材、演出アドバイス等を無料で提供する「地域プロモーション支援事業」実施している。プラザがある、丸の内仲通り周辺は新しく大型商業ビルが建ち、都内でも有数の集客スポットであり、昨年度の館内改装後は、来観者も倍増し、若年女性層の来館も増えてきた。

出典：財団法人 地域活性化センターホームページ

6.2. 台湾への派遣・視察プログラム

「台湾集集地震」被災地における災害復興の活動から、どのようなことが学べるか整理した。

6.2.1. 産業振興のポイント

台湾集集地震の被災地における産業振興の特徴は以下の通りである。

- ・ 来訪者に対するもてなしの心（ホスピタリティ）の教育活動
- ・ 今まであったものをうまく活用した産業開発
- ・ 地元にお金を落としてもらえらる仕組みづくり
- ・ NPO 的組織による活動支援

上記の産業振興のポイントを視察することは、山古志村の産業振興にも有益

6.2.2. 台湾集集地震被災地での産業振興

（１）被害状況～山間地も被災～

- ・ 1999 年の 9 月 21 日に発生した台湾の集集地震では、都市部のみならず農山村地域にも非常に大きな被害をもたらした。
- ・ 南投県や台中県の山中では、地震によって地すべりも発生し、集落そのものが壊滅的な被害をうけた場所もある。

（２）地域産業

- ・ 山間地では、山肌に畑が広がっており、「ピンロウ」という椰子の木のような葉っぱをもつ樹木を栽培しており、地域の主要な産業となっていた。
しかし、地震で多大な被害を受けた。

（３）産業の復興への取り組み

- ・ これらの集落では地震後の復興段階において、地域住民が経済的な自立を果たすための新たな産業の開発が必要となった。

- ・ そこで台湾では国が音頭を取って、それらの原住民集落の自立のためのさまざまな取り組みを支援した。
- ・ 具体的には、それぞれの民族文化を住民がきちんと来訪者に紹介できるようにするための教育活動し、それを観光産業として定着させるための民宿経営のための支援

(4) 集落復興の事例

- ・ 埔里（プーリー）町の桃米（タオミン）集落
- ・ 従来から多種多様なカエルやトンボの棲んでいたことを活かし、地震の後の産業開発ではこれらの生物の多様性を中心としたエコロジカルな視点から新しい観光を開始
 - しかし、あくまで多様な生態系を中心とするため、一日に受け入れる観光客はバス 2 台分のみと限定
- ・ また民宿などの開発もあわせて行うことで、地域の環境を維持しながらお金を落としてもらえる仕組みを作り上げている
- ・ その際にも政府からの支援を受けつつも「基金会」という NGO 的な組織によってその活動が支援されている

出典：・セーフデザイン株式会社＜賛同研究所：長岡造形大学平井研究室・澤田研究室等＞
・防災コラム VOL.027（澤田雅浩講師執筆）

資料9 . 地域資源・復興メモリアルコース検討

復旧・復興ビジョン策定にあたり、中山間地における地震の教訓を後世に伝えることを目的とした「中越地震コアエリア(防災学習エリア)」を設定し、周辺地の観光資源とともに利活用すべく復興メモリアルコースを検討している。ここで提示している資料は、山古志村及び周辺地域の防災学習現場候補地、既存観光資源・イベント等について収集・整理し、取りまとめたものである。

目 次

1 . 復興メモリアルコース.....	146
・コアコース：「中越地震を振り返る防災学習コース（仮称）」.....	146
・オプションコース：「中越・魚沼の自然を巡るコース（仮称）」.....	147
・オプションコース：「戊辰戦争・河井継之助ゆかりを巡るコース（仮称）」...	148
2 . 地域資源一覧表.....	149

1.新潟県中越大震災復興メモリアルコース

コアコース「中越地震を振り返る防災学習コース」

新潟県中越大震災復興メモリアルコースとは、中越地震の被災経験を全国・次代へと語り継ぐために、震源地周辺の被災跡を回ることができる防災学習コースです。都市型の震災とは違う「中山間地域」で起きた地震災害、被災スポットを見学し、復旧・復興の様子をご覧ください。

3 妙見の災害現場

長岡市妙見町の一般県道589号において岩盤崩落が発生。2005年2月15日時点でも全面通行止となっている。また、車ごと生き埋めになっていた母子3人のうち、男児1人が救出されたことでも注目を集めた。
■所在地:長岡市妙見町
■管理団体:新潟県



妙見の災害現場(04.10.31)

信濃川右岸の県道沿いの斜面が約200mの幅で崩壊(04.11.1)

2 川口町役場周辺被災地

越後川口ICから川口町役場の間は通行が至る所で規制され、道路の亀裂、陥没が頻繁に見られた。JR越後川口駅東側は斜面が隣接し、斜面崩壊が多数確認された。川口駅前中心部は、JR越後川口駅から信濃川に向かい繁華街となっており、その周辺は軒並み全壊あるいは半壊した家屋や商店が確認された。
■所在地:川口町川口
■管理団体:川口町



川口町中心部の家屋倒壊(04.10.28)



川口町天納地先 JR上越線脇の国道17号で道路崩壊(04.10.26)

1 本震の震源付近(川口町和南津地区)

和南津地区は「激震ゾーン」に含まれており、特に木造構造物が大破や倒壊などの大きな被害を受けた。また、和南津トンネルでは覆工コンクリート剥離等の損傷が発生し、通行止めが続いた。11/2に片側交互通行で開通、12/26に片側交互通行規制解除。2車線で通行可能となった。さらに、上越新幹線和南津橋梁付近の高架脚部も損傷を受けた。
■所在地:川口町和南津
■管理団体:国・JR・川口町等
■現在の復旧状況・予定:
トンネルと橋脚は復旧済み

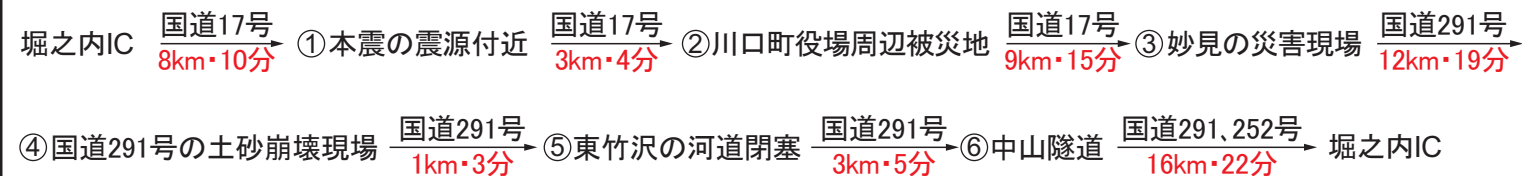


大規模な道路亀裂が発生(04.11.2)



国道17号川口町和南津トンネル損壊(04.10.26)

約50km <移動時間>約1時間20分



※時間は平成11年度道路交通センサス平日旅行速度を基に概算

	高速自動車道
	一般国道(指定区間)
	一般国道(指定区間外)
	主要地方道
	一般県道
	地域資源
	長岡東山山本山県立森林公園
	被災跡
	激震ゾーン

4 国道291号(長岡市古志)の土砂崩落

国道291号の旧山古志村竹沢地区では大規模な土砂崩落等が発生した。特に被害の大きい竹沢-梶金地区の約1kmは、新たなトンネル工事で復旧される。
■所在地:旧山古志村
■管理団体:新潟県→国



長大な亀裂と陥没(04.11.18)



土砂崩落で寸断された道路(04.11.5)

5 東竹沢地区の河道閉塞

芋川左岸の大規模な地すべり性崩壊で河道が閉塞。2004年11月2日、新潟県知事からの要請を受け、5日に寺野地区・東竹沢地区の2箇所河道閉塞対策について直轄砂防事業として実施することを決定した。
■所在地:旧山古志村寺野
■管理団体:新潟県→国



木箆集落25世帯中、14世帯が浸水した(04.12.16)

6 中山隧道

全長877mに及び、人の通行する手堀の隧道としては日本一といわれ、今でもツルハシの跡が残り、先人達の偉大な功業が伝わってくる。昭和8~16年(9年間)。開通昭和16年。今回の地震にあっても被害はなかった。
■位置:旧山古志村大字東竹沢字小松倉
■アクセス:小千谷ICから車で35分



中山隧道

お問い合わせ

(社)北陸建設弘済会
建設振興会議NPO研究委員会
TEL:025-381-1160

復興メモリアルコース

オプションコース①:「中越・魚沼の自然を巡るコース」(仮称)

コアコースの見学場所を基本とし、周辺地域の魅力ある観光施設と組み合わせたモデルコースを設定し、被災地域の復興へつなげる。例えば、「秋の味覚」「自然体験」「キッズ学習」など対象者別、季節別のテーマによってオプションコースを設定する。

錦鯉の里

錦鯉会館と錦鯉公園からなり、正面の門は武家屋敷のたたずまいを思わせる。八角形の観賞棟では、優美な錦鯉約100匹が遊泳。会館の周囲は静かな日本庭園。品評会に限らず、泳ぐ宝石・錦鯉の美しい姿をいつでも間近に鑑賞できる。大小の滝や、橋などを配置した池の中に錦鯉が泳いでいる公園と、錦鯉の歴史や品種・飼育方法など錦鯉に関する各種資料の展示ホール、そして特に逸品を集めた鑑賞池がある。鑑賞池では入場者が錦鯉にえさを与えることもできる。

- 位置: 小千谷市城内1-8-22
- アクセス: 小千谷駅からバスで10分

小千谷市総合産業会館サンプラザ

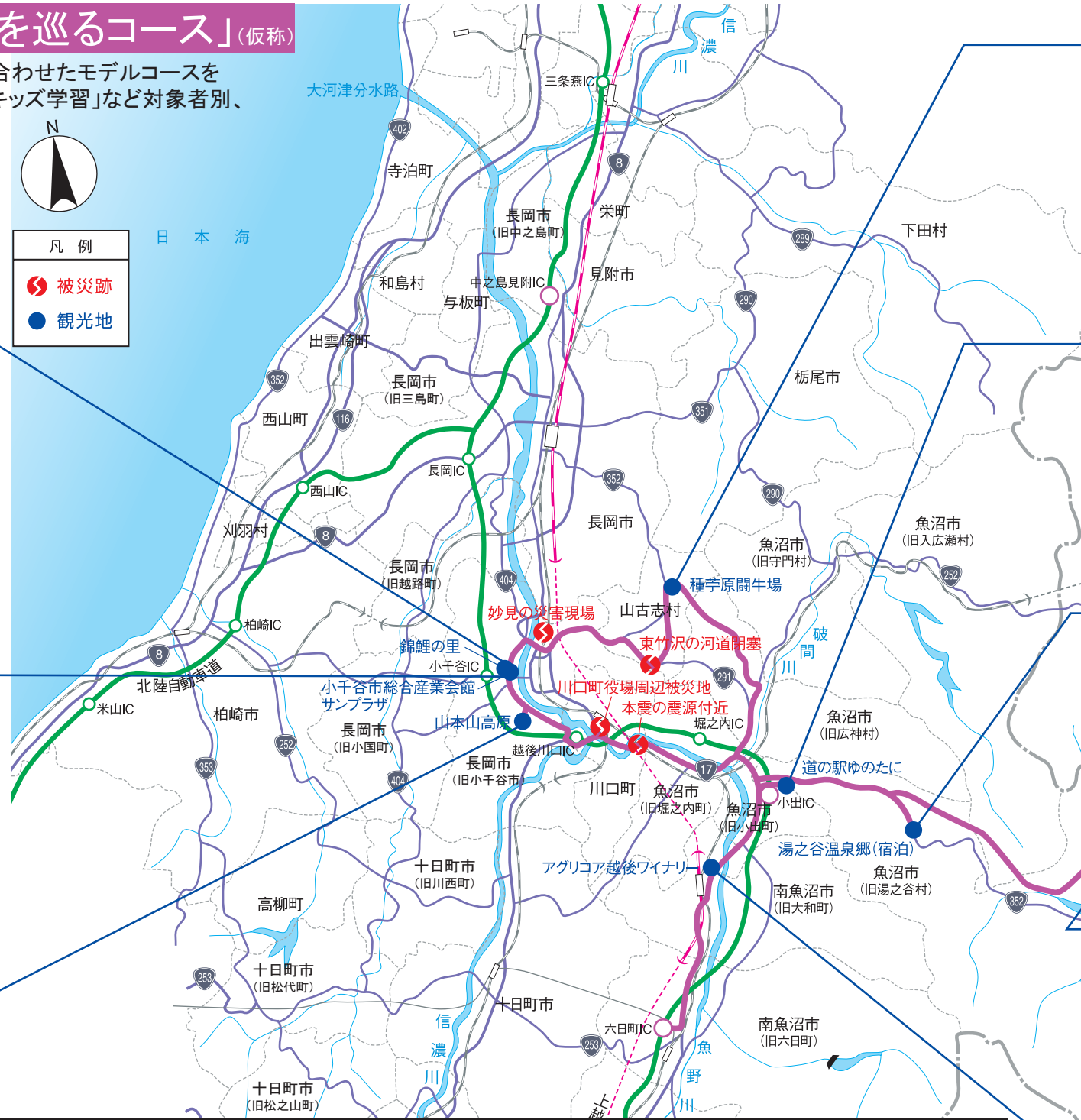
小千谷市の観光・産業・物産が一目でわかる総合産業会館「サンプラザ」。世界一の四尺玉の模型の展示や、産業の紹介、数百年の伝統を誇る小千谷縮・紬などの展示・販売、そのほかに特産品である日本酒、米菓、小千谷そばなど、お土産品の販売もされている。サンプラザ内の「小千谷織物工房」には、来館者が実際に織物を体験できる体験工房や実演コーナーがある。

- 位置: 小千谷市城内1-8-25
- アクセス: 小千谷駅からバスで5分

山本山高原

標高336メートルの山本山高原。越後の名山や、信濃川を見晴らす360°大パノラマの絶景が得られ、ドライブやハイキングに最適。山頂周辺一帯は牧場があり、展望休憩場となっている。無料。

- 位置: 小千谷市山本
- アクセス: 小千谷駅から車で30分



種芋原闘牛場

この地域の闘牛は沖縄や宇和島等の闘牛とは異なり、古式をそのまま伝承しているものである。村内に3箇所の闘牛場があり、5月以降、11月まで会場を変えて、月に1~2回ずつ開催される。種芋原闘牛場では、種芋原まつりと併せて開催される。

- 位置: 山古志村種芋原
- アクセス: 上越線長岡駅または小千谷駅下車、車で20分

道の駅ゆのたに

駅の特産品販売所「深雪の里」では、魚沼産コシヒカリ、自然薯(12~2月)、山菜加工品など村の特産品をはじめ、地域の産品を数多く揃えている。自然薯料理やそばはレストランで味わうこともできる。

- 位置: 魚沼市吉田1144
- アクセス: 関越自動車道小出ICから国道291号と小出・守門線経由車で4分

湯之谷温泉郷(大湯温泉)

四季鮮やかな湯之谷は情緒あふれる温泉の里で、開湯800年の歴史をもつ。清流佐梨川にそって個性豊かな温泉宿が点在している。

- 位置: 魚沼市大湯温泉ほか
- アクセス: 関越自動車道・小出ICより国道352号経由で 約20分。上越新幹線浦佐駅より車で約30分

奥只見湖

銀山平伝説と史実。奥只見湖は元禄の頃、銀の採掘で栄えた都と尾瀬三郎伝説が湖底に眠る、貯水量日本一の神秘的な湖。周辺には今もその影が偲ばれる数々の史跡が点在している。

- 位置: 新潟県北魚沼郡
- アクセス: 関越自動車道小出ICから国道352号を經由。奥只見方面へ車で33km

アグリコア越後ワイナリー

八海山の麓、豪雪の地魚沼で栽培したぶどうによってできる香り立つ清冽なワイン。フランスのアルザス地方を模した外観の建物で、ワインと地元の食材を使った料理を食べられる。「雪氷室」でワインを貯蔵しており、それを見学することもできる。

- 位置: 南魚沼市大和町
- アクセス: 浦佐駅からバスで5分

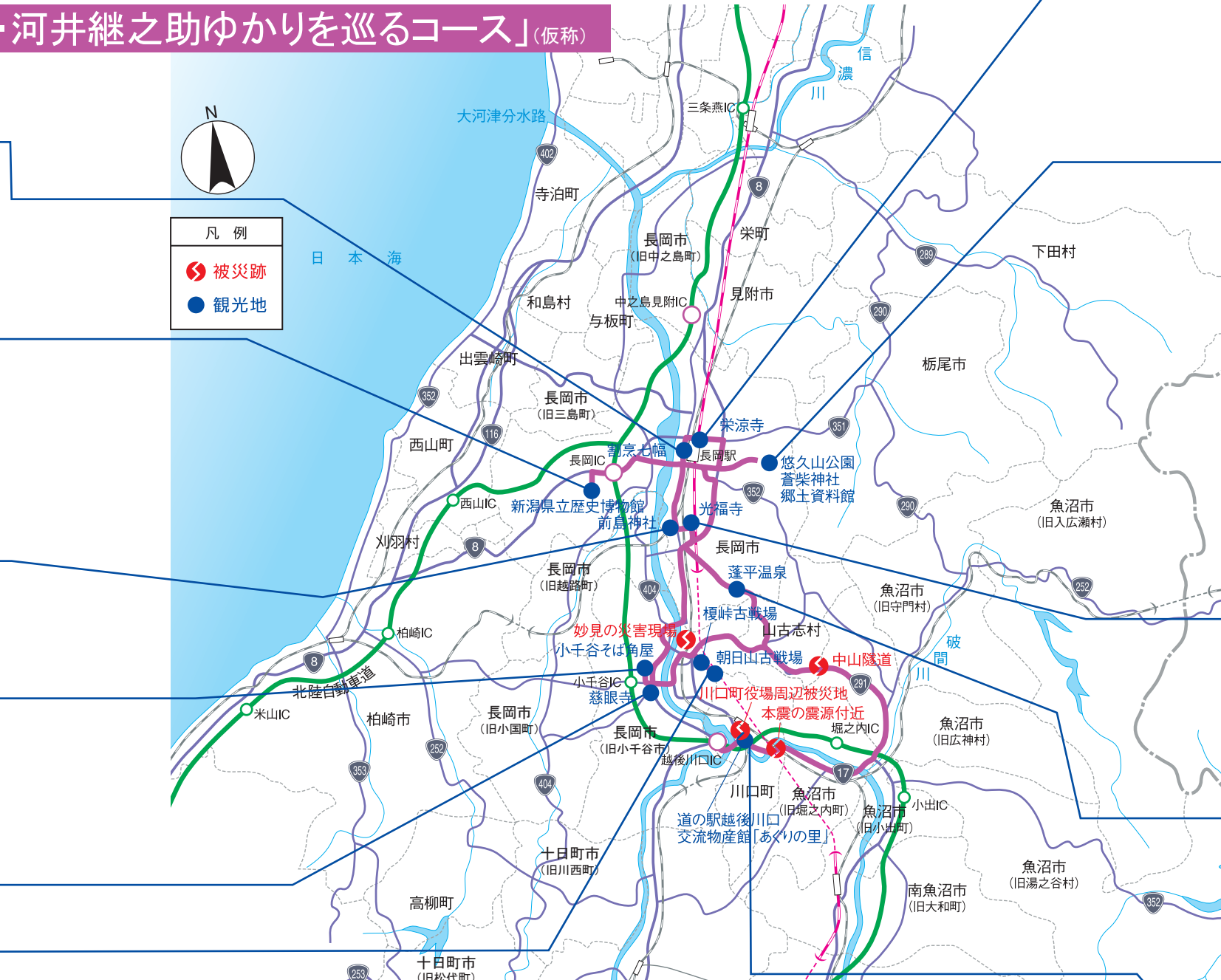
約160km <移動時間>約4時間20分	
小出IC	国道17号 → 道の駅ゆのたに (2km・4分) → 国道17号 → 本震の震源付近 (11km・17分) → 国道17号 → 川口町役場周辺の被災地 (3km・4分) → 11km・20分
山本山高原	5km・9分 → 錦鯉の里 (0km・0分) → 小千谷市総合産業会館サンプラザ(昼食) → 国道17号 → 5km・8分
妙見の災害現場	国道291号 → 12km・19分 → 東竹沢の河道閉塞 (12km・20分) → 種芋原闘牛場 → 国道352、252号 → 28km・41分
湯之谷温泉郷(宿泊)	国道352号、シルバーライン → 20km・34分 → 奥只見湖 → シルバーライン、国道352、17号 → 36km・61分 → アグリコア越後ワイナリー(昼食)
国道17号	14km・22分 → 六日町IC

復興メモリアルコース

オプションコース②:「戊辰戦争・河井継之助ゆかりを巡るコース」(仮称)

- 割烹七福**
 長岡藩家老・河井継之助の好物を集めた「河井継之助御膳」を食べることができる。継之助が好んだ混ぜご飯「桜飯」をはじめ、地場産食材をふんだんに使ったお昼限定のメニューもある。
 ■位置:長岡市城内町
 ■アクセス:長岡駅そば
- 新潟県立歴史博物館**
 新潟県の歴史・文化を紹介する県立の歴史博物館。「雪とくらし」「米づくり」「縄文人の世界」等もジオラマで展示されている。
 公開:9:30~17:00、休業:月、料金:小中学生100円、高校・大学生200円、大人400円
 ■位置:長岡市関原町1丁目字権現堂
 ■アクセス:長岡駅からバスで10分
- 前島神社**
 小千谷会談の決裂後、この地で長岡戊辰戦争開戦を決意したと言われており、開戦決意の碑がある。
 ■位置:長岡市前島町
- 小千谷そば角屋**
 角屋は代々そば作りの生業を継ぎ、“引き立て、打ち立て、ゆで立て”の味と技を今に伝えている。
 ■位置:小千谷市桜町
 ■アクセス:小千谷駅からバスで5分、小千谷ICより車で1分
- 慈眼寺**
 戊辰戦争を回避するため、官軍と地元長岡藩(家老:河井継之助)の談判した「会見の間」がある。
 ■位置:小千谷市平成
 ■アクセス:小千谷駅からバスで10分

榎峠古戦場跡・朝日山古戦場
 榎峠は、長岡戊辰戦争開戦直後に、激戦地となった。東を山脈、西を信濃川で守られている長岡にとって、南方にある榎峠は長岡藩攻防のための要所であった。開戦時、榎峠は西軍が占領していたが、東軍が朝日山や鬼倉山を奪回後、榎峠の西軍を背後から攻める形でここを奪回した。朝日山は、榎峠と同様に長岡藩攻防の要所であるため、開戦初期に激戦地となった。現在の朝日山には、石碑などがあり、戊辰戦争を今に伝えている。
 ■位置:(榎峠古戦場)長岡市妙見町、(朝日山古戦場)小千谷市浦柄
 ■アクセス:(朝日山古戦場)小千谷駅からバスで7分→徒歩で30分



栄涼寺
 長岡藩主であった牧野忠毅、忠篤、忠訓の墓、河井継之助の墓、三島億二郎の墓などがある。
 創建年代:1615、料金:無料、拝観時間:終日
 ■位置:長岡市東神田
 ■アクセス:長岡駅からバスで10分

悠久山公園・蒼柴神社・郷土博物館
 (悠久山公園・蒼柴神社)
 悠久山の山頂付近に河井継之助の頌徳碑「故長岡藩総督・河井君碑」が建てられている。蒼柴神社には、北越戊辰戦争と西南の役の旧長岡藩士犠牲者を祭祀している。北越戊辰戦争では、軍事総督河井継之助、大隊長・山本帯刀をはじめ、300余名の藩士が戦死。西南の役では、徴募に応じ、殉じた一等少警部・池田九十郎ら18名が慰霊されている。
 ■位置:長岡市悠久町、
 ■アクセス:長岡駅からバスで15分

(長岡市郷土史料館)
 長岡藩時代の遺品、河井継之助の遺品などが数多く、展示されている。
 ■位置:長岡市柳原町2-1
 ■アクセス:長岡駅から徒歩で15分

光福寺
 小千谷の慈眼寺での和平会談決裂後、前島村で開戦を決意した河井継之助は、長岡藩の諸隊長を長岡藩本陣であるこの地に集め、新政府軍に対し、開戦の決意を演説した。
 ■位置:長岡市撰田屋
 ■アクセス:長岡駅東口からバスで20分

蓬平温泉
 長岡市の南東の端、県立東山自然公園の一角にあたり、大峰山と猿倉岳に挟まれた小さな盆地にある素朴な温泉地。宿は3軒だが、湯治を兼ねた温泉宿として知られる。
 ■位置:長岡市蓬平町
 ■アクセス:長岡駅からバスで40分

道の駅「越後川口」
 信濃川と魚野川の織りなす代表的な河岸段丘に拓かれた川口町の中央に位置。交流物産館では、河岸段丘特有の川霧に育つ魚沼コシヒカリ、甘さがひと味違う農産物(スイカ・メロン)や山菜、朝もぎ(収穫)の新鮮で安心安全な農産物を販売。町内の達人が製作した手工芸品や農産加工物も販売し、その作り方や町内での体験場所を紹介してくれる。
 ■位置:川口町中山
 ■アクセス:長岡市より国道17号を東京方面に約30分



2 . 地域資源一覧表

中越地震メモリアル・エリア（防災学習エリア）の形成を検討するにあたり、旧山古志村及び周辺地域の防災学習現場、既存の観光資源、イベントを整理した。

< 被災跡（防災学習現場） >

エリア	番号	キーワード	地名・現場名	概要
長岡	1	道路遮断	妙見の災害現場	長岡市妙見町の一般県道589号において岩盤崩落が発生。2005年2月15日時点でも全面通行止となっている。 また、車ごと生き埋めになっていた母子3人のうち、男児1人が救出されたことでも注目を集めた。 所在地：長岡市妙見町 管理団体：新潟県 現在の復旧状況・予定：全面通行止となっており、復旧予定は不明 参考HP：(独)土木研究所「新潟県中越地震の被害調査について」
	2	建物火災 土砂崩れ	濁沢の建物火災	長岡市濁沢町で発生した火災は、土砂災害と重なり、今回の中越地震による火災被害では最大で、全部で6棟焼損した。大規模な土砂災害だったため、家屋が倒れ、2人が死亡した。 所在地：長岡市濁沢町 管理団体： 現在の復旧状況・予定： 参考：(独)建築研究所「平成16年新潟県中越地震建築物被害調査報告（速報）」
山古志	3	河道閉塞	寺野の河道閉塞による湛水	芋川左岸の大規模な地すべり性崩壊で河道が閉塞。 2004年11月2日、新潟県知事からの要請を受け、5日に寺野地区・東竹沢地区の2箇所の河道閉塞対策について直轄砂防事業として実施することを決定した。 所在地：山古志村寺野 管理団体：新潟県 国 現在の復旧状況・予定： 11月6日より、芋川流域の河道閉塞対策として、越流を防ぐために緊急排水路でポンプを用いた排水を24時間体制で行ってきたことから河道閉塞上流の水位は大幅に低下している。 また、寺野地区においては12月19日に、春先の融雪出水時の越流による決壊を防止するための仮排水路整備が完了した。 参考HP：国土交通省ホームページより

エリア	番号	キーワード	地名・現場名	概要
山古志	4	土砂崩れ	櫛木の土砂災害	芋川にできた土砂崩れダムにより、集落の一部が水没。 集落への道路は全面通行止となっており、陸路での一時帰宅ができなくなっている。 所在地：山古志村櫛木 管理団体： 現在の復旧状況・予定：柏崎高浜堀之内線の復旧のめどは立っていない状況にある。 参考HP：新潟県ホームページより
	5	河道閉塞	東竹沢の河道閉塞による湛水	芋川左岸の大規模な地すべり性崩壊で河道が閉塞。 2004年11月2日、新潟県知事からの要請を受け、5日に寺野地区・東竹沢地区の2箇所の河道閉塞対策について直轄砂防事業として実施することを決定した。 所在地：山古志村寺野 管理団体：新潟県 国 現在の復旧状況・予定： 11月6日より、芋川流域の河道閉塞対策として、越流を防ぐために緊急排水路でポンプを用いた排水を24時間体制で行ってきたことから河道閉塞上流の水位は大幅に低下している。 東竹沢地区においては12月28日に、春先の融雪出水時の越流による決壊を防止するための仮排水路整備が完了した。 参考HP：国土交通省ホームページ
川口	6	市街地の被害	川口町役場周辺被災地	越後川口ICから川口町役場の間は通行が至る所で規制され、道路の亀裂、陥没が頻繁に見られた。JR越後川口駅東側は斜面が隣接し、斜面崩壊が多数確認された。 川口駅前中心部は、JR越後川口駅から信濃川に向かい繁華街となっており、その周辺は軒並み全壊あるいは半壊した家屋や商店が確認された。 所在地：川口町川口 管理団体：川口町
	7	トンネル損壊	本震の震源付近（川口町和南津地区）	和南津地区は「激震ゾーン」に含まれており、とくに木造構造物が大破や倒壊などの大きな被害を受けた。 また、和南津トンネルでは覆工コンクリート剥離等の損傷が発生し、通行止めが続いた。11/2に片側交互通行で開通、12/26に片側交互通行規制解除。2車線で通行可能となった。 さらに、上越新幹線和南津橋梁付近の高架脚部も損傷を受けた。 所在地：川口町和南津 管理団体：国・JR・川口町等 現在の復旧状況・予定： トンネルと橋脚は復旧済み

< 既存観光施設 >

・観光資源の検索について

国土交通省「発見！観光宝探しデータベース」、(社)日本観光協会「全国地域観光情報センター」、市町村の観光協会のホームページなどから適宜検索した。

山古志村は、市町村合併以前の地名で表示している。

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
山古志	1	宿泊	あまやち会館	四季の里・古志の中心として宿泊、食事、入浴ができる。浴室は周りの山々を一望できる大展望風呂。一泊一名7,000円よりリーズナブルに利用できる。そのほか運動広場、釣堀、山菜採取園などがある。 市町村営の宿等 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅から車で45分
	2	センター	種芋原温泉センター	入浴大人400円で、掛け流しの湯の大浴場がある。山古志村で採れた山菜料理、鯉料理を食べることができる。収容人員：100人、1泊2食6,500円から。 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅から車で60分
	3	キャンプ場	山古志村キャンプビレッジ	自然休養地「四季の里・古志」地内にあるキャンプビレッジ。バーベキューができるログハウス5棟(1棟4~5名)、テントサイトが23区画あり、ゆとりある空間となっている。 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅から車で45分 管理者：あまやち会館
	4	スキー場	古志高原スキー場	雪質はパウダースノーで、初心者から上級者まで幅広く楽しめる。ゲレンデゲレンデは3コース。スノーボードも全面滑走できる。スキーカーニバルは、雪上花火のほか多くのアトラクションメニューがある。 位 置：山古志村竹沢 アクセス：長岡駅から車で35分
	5	湖沼	尼谷地の池	大蛇が赤牛に変じたと伝えられる。 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅からバスで75分。その後、徒歩で10分
	6	湖沼	名山池	池の周辺は水芭蕉が美しい。 位 置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅からバスで75分 徒歩で60分
	7	産業	錦鯉総合センター	錦鯉の魅力をすべて引きだそうという構想のもとで、越冬・飼育・生態・病気等の研究や人口採卵・品種改良を行っている。展示施設のほか、販売も行っており、10月の品評会は愛好者で賑わう。 位 置：山古志村大字竹沢 アクセス：長岡駅からバスで45分

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
	8	展望施設	萱峠展望台	長岡市街や信濃川を始め、米山、妙高山、魚沼三山を一望できるビュースポットである。 位置：山古志村種芋原 アクセス：長岡駅からバスで75分 徒歩で60分
	9	歴史的建造物	中山隧道	全長877mに及び、人の通行する手堀の隧道としては日本一といわれ、今でもツルハシの跡が残り、先人達の偉大な功労が伝わってくる。 昭和8～16年(9年間)。開通昭和16年。 今回の地震にあっても被害はなかった。 位置：山古志村東竹沢小松倉 アクセス：小千谷ICから車で35分
	10	闘牛場	種芋原闘牛場	この地域の闘牛は沖縄や宇和島等の闘牛とは異なり、古式をそのまま伝承しているものである。村内に3箇所の闘牛場があり、5月以降、11月まで会場を変えて、月に1～2回ずつ開催される。種芋原闘牛場では、種芋原まつりと併せて開催される。 位置：山古志村種芋原 アクセス：上越線長岡駅または小千谷駅下車、車で20分
	11 12	闘牛場	虫亀闘牛場 池谷闘牛場	この地域の闘牛は沖縄や宇和島等の闘牛とは異なり、古式をそのまま伝承しているものである。5月以降、11月まで会場を変えて、月に1～2回ずつ開催される。 虫亀闘牛場は、NHK連続小説「こころ」のロケ地として使用されたスポット。 一般席1,000円、特別さじき席2,000円 位置：山古志村虫亀、山古志村池谷
	13	博物館	山古志村民俗資料館	雪国の生活文化を知ることのできる民具が3,500点ほど収蔵展示されている。民具、古文書のほか、闘牛の資料や南総里見八犬伝の初版本なども収蔵。 料金：200円 位置：山古志村南平 アクセス：長岡駅からバスで40分
川口	1	道の駅	道の駅「越後川口」交流物産館「あぐりの里」	信濃川と魚野川の織りなす代表的な河岸段丘に拓かれた川口町の中央に位置。交流物産館では、河岸段丘特有の川霧に育つ魚沼コシヒカリ、甘さがひと味違う農産物(スイカ・メロン)や山菜、朝もぎ(収穫)の新鮮で安心安全な農産物を販売。町内の達人が製作した手工芸品や農産加工物も販売し、その作り方や町内での体験場所を紹介してくれる。 位置：川口町中山 アクセス：長岡市より国道17号を東京方面に約30分

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
	2	公園	蒼丘の杜公園	中山高原「蒼丘の杜公園」に、宿泊施設や温泉施設、スポーツレクリエーション施設（ゴルフ、テニス、アスレチック、キャンプ場）など楽しんで宿泊できる施設がそろっている。 位 置：北魚沼郡川口町大字中山 アクセス：関越道・越後川口 IC より約 10 分
	3	施設	川口やな場「男山漁場」	日本最古の歴史と日本一の規模を誇る川口やな場。春はヤマメ、ハヤ、夏はアユ、マス、コイ、秋にはサケ、ウナギなどの野趣あふれる新鮮な川魚を堪能できる。 位 置：川口町西川口 アクセス：関越道・越後川口 IC より車で約 7 分
小千谷	1	自然	船岡公園の桜	船岡山全域が公園となっており、桜の名所。 位 置：小千谷市船岡町 アクセス：小千谷駅 から バス で 10 分
	2	展望施設	金倉山展望台	小千谷市で一番高い山（標高 581m）。 位 置：小千谷市小栗山 アクセス：小千谷駅 から 車 で 30 分
	3	展望施設・自然	山本山高原	標高 336 メートルの山本山高原。越後の名山や、信濃川を見晴らす 360°大パノラマの絶景が得られ、ドライブやハイキングに最適。山頂周辺一帯は牧場があり、展望休憩場となっている。無料。 位 置：小千谷市山本 アクセス：小千谷駅から車で 30 分
	4	史跡	榎峠古戦場跡 朝日山古戦場	榎峠は、長岡戊辰戦争開戦直後に、激戦地となった。東を山脈、西を信濃川で守られている長岡にとって、南方にある榎峠は長岡藩攻防のための要所であった。開戦時、榎峠は西軍が占領していたが、東軍が朝日山や鬼倉山を奪回後、榎峠の西軍を背後から攻める形でここを奪回した。 朝日山は、榎峠と同様に長岡藩攻防の要所であるため、開戦初期に激戦地となった。現在の朝日山には、石碑などがあり、戊辰戦争を今に伝えている。 位 置：（榎峠古戦場）長岡市妙見町、（朝日山古戦場）小千谷市浦柄 アクセス：（朝日山古戦場）小千谷駅 から バス で 7 分 徒歩で 30 分
	5	展望施設	朝日山展望台	戊辰戦争の資料館もある。 位 置：小千谷市朝日 アクセス：小千谷駅から車で 15 分

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
	6	レクリエーション	小千谷市錦鯉の里	錦鯉会館と錦鯉公園からなり、正面の門は武家屋敷のたたずまいを思わせる。八角形の観賞棟では、優美な錦鯉約 100 匹が遊泳。会館の周囲は静かな日本庭園。 品評会に限らず、泳ぐ宝石・錦鯉の美しい姿をいつでも間近に鑑賞できる。大小の滝や、橋などを配置した池の中に錦鯉が泳いでいる公園と、錦鯉の歴史や品種・飼育方法など錦鯉に関する各種資料の展示ホール、そして特に逸品を集めた鑑賞池がある。鑑賞池では入場者が錦鯉にえさを与えることもできる。 位 置：小千谷市城内 1-8-22 アクセス：小千谷駅からバスで 10 分
	7	スポーツ施設	小千谷カントリークラブ	丘陵地に雄大に広がる 18 ホール、パー 72 のゴルフ場である。 位 置：小千谷市大字坪野 アクセス：関越道・小千谷 IC から車で 5 分
	8	スキー場	小千谷山本山高原スキー場	小千谷市郊外に位置し、5 つのゲレンデコースと、4 人乗り高速リフトと J バリフトを備えている。 位 置：小千谷市大字山本山高原 アクセス：関越道・小千谷 IC から 15 分
	9	食事処	小千谷そば角屋	角屋は代々そば作りの生業を継ぎ、“引き立て、打ち立て、ゆで立て”の味と技を今に伝えている。 位 置：小千谷市桜町 アクセス：関越道・小千谷 IC より車で 1 分
	10	道の駅	道の駅「ちぢみの里おぢや」	天然温泉を利用した大浴場、露天風呂、サウナ、ジャグジーなどリフレッシュできる設備が整っている。名物「小千谷そば」やお土産も各種揃えている。 位 置：小千谷市大字ひ生甲 アクセス：関越道・小千谷 IC から 15 分
	11	レクリエーション	小千谷市総合産業会館 サンプラザ	小千谷市の観光・産業・物産が一目でわかる総合産業会館「サンプラザ」。 世界一の四尺玉の模型の展示や、産業の紹介、数百年の伝統を誇る小千谷縮・紬などの展示・販売、そのほかに特産品である日本酒、米菓、小千谷そばなど、お土産品の販売もされている。サンプラザ内の「小千谷織物工房」には、来館者が実際に織物を体験できる体験工房や実演コーナーがある。 位 置：小千谷市城内 アクセス：小千谷駅からバスで 5 分
	12	文化施設	真人天然温泉「ふれあいメゾン」	地元住民が出資し、地域ぐるみで開業された温泉施設。神経痛、五十肩、慢性消化器病などに効く。弱アルカリ性低張性の単純温泉である。 料金（大人）600 円 位 置：小千谷市真人町甲 アクセス：関越道・越後川口 IC から車で 10 分

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
長岡	1	神社	前島神社	小千谷会談の決裂後、この地で長岡戊辰戦争開戦を決意したと言われており、開戦決意の碑がある。 位 置：長岡市前島町
	2	庭園	定正院の日本庭園	鎌倉扇谷関東管領上杉定正ゆかりの草庵を中心に造られた庭園で、小高い丘の上にある草庵からながめる庭園の美しさと展望の素晴しさは有名である。また周辺のブナ林は、海拔の低い地域に残るブナ林として学術上貴重なものとなっている。 位 置：県長岡市鷺巣町 アクセス：長岡駅からバスで25分
	3	公園	悠久山公園、蒼柴神社	悠久山の山頂付近に河井継之助の頌徳碑「故長岡藩総督・河井君碑」が建てられている。蒼柴神社には、北越戊辰戦争と西南の役の旧長岡藩士犠牲者を祭祀している。北越戊辰戦争では、軍事総督河井継之助、大隊長・山本帯刀をはじめ、300余名の藩士が戦死。西南の役では、徴募に応じ、殉じた一等少警部・池田九十郎ら18名が慰霊されている。 位 置：長岡市悠久町、 アクセス：長岡駅からバスで15分
	4	食事処	割烹七福	長岡藩家老・河井継之助の好物を集めた「河井継之助御膳」を食べることができる。継之助が好んだ混ぜご飯「桜飯」をはじめ、地場産食材をふんだんに使ったお昼限定のメニューもある。 位 置：長岡市城内町 アクセス：長岡駅そば
	5	寺	栄涼寺	長岡藩主であった牧野忠毅、忠篤、忠訓の墓、河井継之助の墓、三島億二郎の墓などがある。 創建年代：1615、料金：無料、拝観時間：終日 位 置：長岡市東神田 アクセス：長岡駅からバスで10分
	6	展望施設	八方台	晴れた日には長岡市全域を見渡せ、夜景も美しい展望スポット。秋には紅葉が楽しめる。 位 置：長岡市成願寺町 アクセス：長岡駅から車で30分
	7	旧街道	長岡街道	長岡街道は、三国街道と北国街道を結んだ道である。今でも喜多町に一里塚があり、一本松が残っている。上除町には番所橋といわれる橋がある。また関原町の細い旧道は宿場町としての家並みが残っている。 位 置：長岡市喜多町、上除町、関原町、宮本町 アクセス：長岡駅からバスで15～25分

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
	8	旧街道	三国街道	三国街道は高崎と出雲崎を結ぶ街道で長岡市内においては、宮内駅前の旧道にその名残がある。吉乃川酒造の酒蔵や、サフラン酒の鍔絵や松並木などはしっかりと落ち着いたたたずまいを見せている。 位 置：長岡市宮内、撰田屋 アクセス：長岡駅からバスで 15 分
	9	史跡	栖吉城跡	守護代長尾氏，上田長尾氏と同族の古志長尾氏の居城で，長岡の市街地の東郊，栖吉集落の背後にそびえる城山に築かれていた。栖吉長尾家は謙信の母虎御前の 実家と伝わり，彼女が守護代長尾為景に嫁ぎ，以来，栖吉長尾氏は守護代のよき協力者となるが，御館の乱に景虎方に味方し，乱後，没落した。慶長 3 年（1598），廃城となる。土塁，空堀が残る。 位 置：新潟県長岡市栖吉町 アクセス：長岡駅からバスで 20 分 徒歩で 30 分
	10	史跡	長岡藩本陣 光福寺	小千谷の慈眼寺での和平会談決裂後、前島村で開戦を決意した河井継之助は、長岡藩の諸隊長を長岡藩本陣であるこの地に集め、新政府軍に対し、開戦の決意を演説した。 位 置：長岡市撰田屋 アクセス：長岡駅東口からバスで 20 分、下車徒歩で 10 分
	11	博物館	長岡市郷土資料館	長岡藩時代の遺品，河井継之助の遺品などが数多く、展示されている。 位 置：長岡市柳原町 2-1 アクセス：長岡駅から徒歩で 15 分
	12	博物館	長岡市立科学博物館	自然と人文の分野に関わる総合博物館。火焰土器、雪国の民具（東北日本の積雪期用具として国の重要民俗資料）、動・植物の標本が展示されている。 位 置：新潟県長岡市柳原町 アクセス：長岡駅から徒歩で 15 分
	13	博物館	新潟県立歴史博物館	新潟県の歴史・文化を紹介する県立の歴史博物館。「雪とくらし」「米づくり」「縄文人の世界」等もジオラマで展示されている。 公開：9:30～17:00、休業：月、料金：小中学生 100 円、高校・大学生 200 円、大人 400 円 位 置：長岡市関原町 1 丁目字権現堂 アクセス：長岡駅からバスで 10 分
	14	博物館	山本五十六記念館	第二次世界大戦時の連合艦隊司令長官として、大戦の指揮をとった山本五十六の遺品が数多く展示されている。 位 置：長岡市呉服町 アクセス：長岡駅から徒歩で 10 分

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
	15	公園	山本記念公園	郷土の偉人・山本五十六元帥の生家跡にある山本記念公園には、元帥の胸像が設置され、復元された生家がある。 位 置：新潟県長岡市坂之上町 アクセス：長岡駅から徒歩で 10 分
	16	美術館	駒形十吉記念美術館	駒形十吉氏が、少しずつ収集し愛蔵してきた明治・大正・昭和の日本画、洋画、陶器など日本画壇の巨匠の作品を中心に公開している。 位 置：長岡市今朝白 アクセス：長岡駅から徒歩で 10 分
	17	名所	石彫の道	長岡市の東南約 10km、ハイキングで賑わう南蛮山の中腹に「石工の道」が復元され、その周辺に県内の彫刻家たちの釜沢石で作った作品を展示している。 位 置：長岡市釜沢町地内 アクセス：長岡駅からバスで 25 分 徒歩で 30 分
	18	名所	米百俵の碑	小林虎三郎の生んだ米百俵の精神を思い起こし、教育尊重の市民性をさらに高めて、文化の香り高いまちにしようと、国漢学校跡地に「米百俵之碑」が建てられている。 位 置：長岡市大手通 アクセス：長岡駅から徒歩で 5 分
	19	公的観光レクリエーション地域	長岡市東山ファミリランド	テニス場、キャンプ場、トリム遊具、ポニー広場、小動物園など多様な施設からなるレクリエーション施設。 位 置：長岡市栖吉町 アクセス：長岡駅からバスで 18 分
	20	ゴルフ場	グリーンヒル長岡ゴルフ倶楽部	長岡市街はもとより「弥彦山」「佐渡ヶ島」「妙高山」まで見渡せる素晴らしい景観のコース。ホール数：18、パー：72 の施設を持つ。 位 置：長岡市柿町 アクセス：長岡駅から車で約 15 分 関越道・長岡 IC から車で約 20 分
	21	スキー場	長岡市営スキー場	初級から上級者まで大満足の変化に富んだコース。夏季はサマースキーゲレンデがオープンする。市街地に近く、雄大で快適なスキー場である。 位 置：長岡市栖吉町 アクセス：長岡駅からバスで約 18 分
	22	温泉	愛鱗温泉	山菜やきのこなど、一年中、山の幸を味わうことができる。昔、鯉をたくさん養殖していたことから「愛鱗」と名づけられた。 位 置：長岡市乙吉町 アクセス：長岡駅からバスで 20 分

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
	23	温泉	長岡温泉	悠久山の南にあり豊富な湯量を誇る。効能はリュウマチ・神経痛など。6月中旬から下旬は蛍が飛び交う。 位 置：新潟県長岡市高畑町 アクセス：長岡駅からバスで 10 分
	24	温泉	蓬平温泉	長岡市の南東の端、県立東山自然公園の一角にあたり、大峰山と猿倉岳に挟まれた小さな盆地にある素朴な温泉地。宿は 3 軒だが、湯治を兼ねた温泉宿として知られる。 位 置：長岡市蓮平町 アクセス：長岡駅からバスで 40 分
	25	温泉	長岡湯沢温泉	長岡市街から南へ 5 キロの太田川沿いのある一軒宿。飾り気のない穏やかな景色が広がる安らぎのある温泉。宿の近くの市道脇に「釜沢石彫りの道」が見られる。 位 置：長岡市村松町 アクセス：北陸道・長岡 IC より約 30 分
長岡市 (旧小国町)	1	和紙	小国和紙	小国和紙は古くから農家の冬の仕事として営まれてきました。昔は深い雪に閉ざされる冬期間の貴重な収入源として生産されていた。小国和紙の製法は比較的シンプルであり、土間の片隅などで作業が行われ、雪や太陽光など自然の力を最大限に使い質の向上を求めた歴史をもっている。 位 置：長岡市小国町小栗山(小国和紙生産組合) アクセス：関越道・小千谷 IC より国道 291 号で車約 20 分
栃尾	1	公園	杜々の森の原生林	樹齢 300 年を超えるスギ、ブナ等が原生。野鳥の宝庫。昭和初期まで霊地として保護されてきた。 時期 4～11 月 位 置：栃尾市西中野俣 アクセス：長岡 IC から車で 50 分
	2	公園・キャンプ場	杜々の森名水公園	全国名水百選「杜々の森湧水」、アマチュア芸術作品を展示した森の名水会館「アトレとど」、キャンプ場などがある。 位 置：栃尾市西中野俣 アクセス：北陸道・長岡 IC から車で 50 分
	3	温泉	荷頃鉱泉	西谷川沿いの道を行くと、のどかな田園の中に湧く温泉で、静養に向いている。明治の中頃、石油を採掘する際発見された湯で、温度は低いがよく暖まる。夏は鮎、秋は鯉料理。土産に特産の油揚げがある。 位 置：栃尾市北荷頃 アクセス：北陸道・長岡 IC から車で 30 分

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
	4	自然	道院高原	守門岳のふもと、標高 600m にひろがるブナ林に囲まれたさわやかな高原。オフシーズンのスキー練習に最適なグレステンスキー場、夜に満天の星空が輝くオートキャンプ場、ログハウス調の宿泊施設ロッジ道院がある。 位 置：栃尾市大字栃掘字高波沢 アクセス：北陸道・長岡 IC から国道 351 号で約 60 分
	5	自然	刈谷田川ダム湖	周辺は景観のよい公園。イワナ、ヤマメ、コイ、マブナ、ヘラブナ、ハヤなどの釣りもできる。釣りは要入漁券が必要。 位 置：栃尾市金町 アクセス：北陸道・長岡 IC から車で 40 分
	6	自然	羽黒神社の大けやき	推定樹齢 300 年、樹高 20m、幹囲 8m。根元の洞穴には耳の神様正倉神社が祀られている。 位 置：栃尾市小貫 アクセス：北陸道・長岡 IC から車で約 30 分
	7	自然	下来伝の大杉	定樹齢 800 年、樹高 31m、幹囲 8.3m、樹下にある石仏群や道祖神のほだれ様と一体になり、御神木として信仰を集めてきた。 位 置：栃尾市下来伝 アクセス：北陸道・長岡 IC から車で約 40 分
	8	自然	半蔵金の大杉と大けやき	諏訪神社の境内にそびえ立つ、推定樹齢 800 年、樹高 50m、幹囲 10m の大杉と推定樹齢 300 年、樹高 50m、幹囲 8m の大けやき。 位 置：栃尾市半蔵金 アクセス：北陸道・長岡 IC から車で約 45 分
	9	歴史	栃尾城跡	上杉謙信時代、本庄実乃が城代をつとめた。天正 6 年(1578)の御館の乱で本庄秀綱が上杉景虎に味方したため落城した。以後、宮島将監・清水蔵之助・神子田政友が城主をつとめたが、慶長 15 年(1610)堀家の没落で廃城となった。 位 置：栃尾市 アクセス：北陸道・長岡 IC から車で約 30 分 下車後徒歩で約 30 分
西蒲原郡弥彦村		神社	越後一宮彌彦神社	新潟県で最初に朝日が輝くといわれる弥彦山の麓に鎮座する越後一宮彌彦神社。 神社外苑の弥彦公園は桜や紅葉が美しく特にもみじ谷の紅葉は 11 月に神社境内で開催される弥彦菊まつりと共に必見。周辺に神のおかげ湯、弥彦・観音寺温泉がある。 位 置：新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦 アクセス：北陸道・三条燕 IC から車で 25 分

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
西蒲原郡分水町		防災技術	大河津分水	信濃川はかつて度重なる水害によって越後平野に壊滅的な被害を与えてきた。この被害をなくすために、増水した水が越後平野に入る前に一部を日本海へ流す必要があり、作られたのが大河津分水である。大河津分水は越後平野を潤し、水害から守り続けている。 位置：新潟県西蒲原郡分水町五千石 アクセス：車で中之島見附 IC から国道 403 号で約 20 分
三島郡与板町	1	人と自然	蛭	町の河川を整備し、蛭の保護、育成を行い、すみよいふる里づくり、環境づくりにつとめようと、消えた蛭の再度育成に努力し古い河川に数匹の蛭を発生させた。6月下旬ホタル祭では、千体川、河川、関ノ入山間部で飛舞するホタルの群と幻想の光が鑑賞できる。 位置：与板町与板 問合せ先：与板町役場企画課商工観光係 電話：0258-72-3100 FAX：0258-72-3341
三島郡和島村	1	道の駅	道の駅「良寛の里わしま」	良寛直筆の書等が鑑賞できる「良寛の里美術館」やロダン・高村光太郎の作品が鑑賞できる「菊盛記念美術館」に加え、築 170 年程経った古民家を移築再生した「地域交流センター」が新しく整備され、「温故知新」「一期一会」の精神で旅人をもてなす「もてなし家」にて地場特産品と郷土食をいただける。 位置：和島村大字島崎 アクセス：北陸道・西山 IC から車で 20 分
三島郡出雲崎町	1	道の駅	道の駅「越後出雲崎天領の里」	江戸時代「天領」空間体験と世界一の夕日を一度に楽しめる場所。道の駅『天領の里』は弥彦、寺泊と柏崎の中間、日本海夕日ラインのオアシスとして「天領出雲崎時代館」「物産館」などがあり、歴史の町、出雲崎の観光拠点施設となっている。「天領の里」周辺には港や北国街道の妻入りの古い町並みがあり、所々に江戸時代に天領として賑わった面影が残っている。ここから見る佐渡にかかる夕日は世界一大きく見えると言われている。 位置：出雲崎町大字尼瀬 アクセス：北陸道・西山 IC から車で 20 分
三島郡寺泊町	J	産業	魚の市場通り（通称：魚のアメ横）	日本海の港町「寺泊」。各地から観光客で賑わう魚の市場通り（通称：魚のアメ横）ではベニズワイガニをはじめ、新鮮な海の幸が揃っている。イカの浜焼きなど、採れたての素材を味わうことができる。 位置：寺泊町大字寺泊 アクセス：北陸道・三条燕 IC より車で 30 分
南蒲原郡下田村	1	歴史	八十里越	越後蒲原と南会津を結ぶ要衝で本村の真北を横断しており、八里のみちのりが険峻なことから八十里越と呼ぶ。越後長岡藩河井継之助敗走の道として知られる。近くに田代平湿原や木の根茶屋跡が残る。 位置：下田村

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
魚沼市 (旧湯谷村)	1	湖	奥只見湖	<p>銀山平伝説と史実。奥只見湖は元禄の頃、銀の採掘で栄えた都と尾瀬三郎伝説が湖底に眠る、貯水量日本一の神秘的な湖。</p> <p>位置：新潟県北魚沼郡</p> <p>アクセス：関越自動車道小出 IC から国道 352 号を經由。奥只見方面へ車で 33km</p>
	2	道の駅	道の駅ゆのたに	<p>駅の特産品販売所「深雪の里」では、魚沼産コシヒカリ、自然薯(12~2月)、山菜加工品など村の特産品をはじめ、地域の産品を数多く揃えている。自然薯料理やそばはレストランで味わうこともできる。</p> <p>位置：魚沼市吉田 1144</p> <p>アクセス：関越自動車道小出 IC から国道 291 号と小出・守門線經由車で 4 分</p>
	3	温泉	湯之谷温泉郷(大湯温泉)	<p>四季鮮やかな湯之谷は情緒あふれる温泉の里で、開湯 800 年の歴史をもつ。清流佐梨川にそって個性豊かな温泉宿が点在している。</p> <p>位置：魚沼市大湯温泉ほか</p> <p>アクセス：関越自動車道・小出 IC より国道 352 号經由で約 20 分。上越新幹線浦佐駅より車で約 30 分</p>
魚沼市 (旧堀之内)	1	レクリエーション	堀之内やな場	<p>魚野川をせきとめたすのこの上で踊る鮎を手づかみで捕ることができ、その場で料理してもらえらる。</p> <p>営業：4月~12月</p> <p>位置：堀之内町根小屋</p> <p>アクセス：堀之内 IC から車で 1 分</p>
	2	歴史	月岡遺跡	<p>昭和 43 年、先土器時代の細石器文化の遺物 350 点、縄文中期の住居跡等発見された遺跡。月岡公園には多目的広場(野球, サッカー), テニスコート, ゴルフ練習場, 子ども広場が整備されている。</p> <p>位置：堀之内町堀之内</p> <p>アクセス：越後堀之内駅から徒歩で 20 分 堀之内 IC から車で 10 分</p>
	3	博物館	宮柊二記念館	<p>堀之内町出身の歌人「宮柊二」の遺作品, 製作資料, 生活資料などが展示されている。</p> <p>位置：堀之内町大字堀之内</p> <p>アクセス：堀之内 IC から車で 5 分</p>
魚沼市 (旧入広瀬村)	1	歴史	六十里越	<p>越後柏崎、魚沼と南会津を結ぶ軍事、商業上の要衝で、街道六里のみちのりがその険峻なことから六十里越と呼ぶ。現在は国道 252 号線として整備されたが峠付近に旧街道の一部が残っている。秋の紅葉が見所。</p> <p>位置：旧入広瀬村大白川新田</p> <p>アクセス：関越道・小出 IC より車で 45 分</p>

エリア	番号	キーワード	施設名	概要
南魚沼市 (旧大和町)	1	見学施設 食事処	アグリコア越後ワイナリー	八海山の麓、豪雪の地魚沼で栽培したぶどうによってできる香り立つ清冽なワイン。フランスのアルザス地方を模した外観の建物で、ワインと地元の食材を使った料理を食べられる。 「雪氷室」でワインを貯蔵しており、それを見学することもできる。 位置：南魚沼市大和町 アクセス：浦佐駅からバスで5分
南魚沼郡 塩沢町	1	博物館	塩沢町立今泉博物館	塩沢町立今泉博物館は、地域文化の振興と活性化を願い、当町出身の故今泉隆平氏の寄付金により建設され平成2年に開館した博物館である。館内は、南太平洋の民族資料を中心に展示され、中でもパプアニューギニアの民族資料は日本一の収蔵数を誇っている。 位置：塩沢町大字下一日市 アクセス：関越道・塩沢石打ICより車で6分
中魚沼郡 津南町	1	防災技術	津南の河岸段丘	信濃川とその支流によって階段状につくられた「河岸段丘」は津南町のシンボルとなっている。段丘崖の高さや段丘面の広がり、9段にも及ぶ段数などから日本最大の規模であるといわれている。マウンテンパーク津南から望む眺望が一番素晴らしい。この段丘面上には、全国的にも貴重な遺跡が数多く出土している。 位置：津南町 信濃川両岸 アクセス：十日町市街地から国道117号で約30分
十日町市	1	博物館	十日町市博物館	文部省推薦の「全国の特徴ある博物館」。十日町地方の特性を生かし、「雪と織物と信濃川」をテーマにした博物館。十日町地方の歴史、テーマ展示のほか、1つの国宝(火焰型土器)と2つの重要文化財を収蔵展示している。 位置：十日町市西本町 アクセス：関越道・六日町ICから車で25分
十日町市 (松之山町)	1	ブナ林	美人林	樹齢約80年のブナの原生林が一面に生い茂っている。あまりにもブナの立ち姿が美しいことから「美人林」と呼ばれるようになった。昭和初期、木炭にするためすべて伐採され裸山に…。ところがある時若芽が一斉に生え出し、ブナ林が野鳥の生息地として見直され、美人林が保護されるようになった。マイナスイオンが豊富で、気温も外気より2度低いと言われている。多くの人が訪れ、森林浴を楽しんでいる。 位置：十日町市松之山町松口 アクセス：越後川口ICより車で約60分
十日町市 (旧中里村)	1	峡谷	清津峡	黒部峡谷・大杉峡谷とともに「日本三大峡谷」のひとつに数えられ、国の名勝天然記念物にも指定されている。雄大な岩礁と美しい清流からなっている。 位置：十日町市小出

< イベント >

山古志村及び山古志村に隣接する以下の各市町村（旧山古志村／川口町／小千谷市／旧堀之内町／旧広神村／長岡市／栃尾市）のイベントの概要を次頁以降に整理した。

情報は（社）日本観光協会の以下のホームページ「全国地域観光情報センター」のデータより検索した。

平成 17 年 4 月 1 日に山古志村は、市町村合併により長岡市となったが、旧地名で表示している。

開催月	エリア	目的	イベント名	概要	主催者
5 月 ～ 11 月	山古志村	祭り	牛の角突き	この地域の闘牛は沖縄や宇和島等の闘牛とは異なり、古式をそのまま伝承しているものである。5 月以降、11 月まで会場を変えて、月に 1～2 回ずつ開催される。	山古志村観光協会，古志郡山古志村大字竹沢乙 461 TEL 0258-59-2330, FAX 0258-59-2032
9 月 第 1 土、日 曜日	山古志村	祭り	種芋原まつり	2 日目は相撲大会があり、夜は盆おどりが行われる。 場所：山古志村種芋原	
10 月 16 ～ 23 日	山古志村	イベント	錦鯉品評会	村内錦鯉生産者の祭典	山古志漁協 山古志村大字竹沢 TEL 0258-59-2044
11 月 3 日	山古志村	祭り	山古志村産業まつり	村内で生産された農林産物の品評会及び展示即売される。	山古志村産業課 山古志村大字竹沢乙 461 TEL 0258-59-2330， FAX 0258-59-2032
2 月 第 2 週 土・日 曜日	川口町	祭り	えちごかわぐち物語冬「雪洞火ぼたる祭」	雪とのふれあいをもとに勇壮タイムツ競争，食の幸めぐり，オカリナ，雪上花火，雪上ゴルフ大会，歩くスキー等のイベントが行われる。冬の蛍をイメージした雪洞（かまくら）やローソクによる雪灯り廻廊など幻想的な世界を体験できる。	雪洞火ぼたる祭実行委員会事務局（川口町企画商工課内） TEL 0258-89-3112 FAX 0258-89-2110
7 月 最 終 土・日 曜日	川口町	祭り	えちごかわぐち物語夏川口まつり	お祭り広場を中心に中学 3 年生による武者行列，伝統芸能発表，女みこし，万灯行列，大民踊流しなどの他，花火大会では三尺玉が上がる。	川口町企画商工課 TEL 0258-89-3112 FAX 0258-89-2110
10 月 中旬の 日曜日	川口町	祭り	川口町錦鯉品評会	泳ぐ宝石錦鯉は、山間部で多く生産され 10 月中旬～11 月上旬にかけて各地域で品評会が開催される。	川口町農村振興課 TEL 0258-89-3113 FAX 0258-89-2110
10 月 下旬～ 11 月 3 日	川口町	祭り	えちごかわぐち物語秋まつり	農産物品評会、農産物即売会、植木市、もちつき大会、演芸大会、コシヒカリ試食会がある。	川口町農村振興課 TEL 0258-89-3113 FAX 0258-89-2110
2 月中 旬	小千谷	祭り	ほんやら洞まつり	冬期間休眠する畑地と豪雪を活かしたイベントとして、平成 4 年から始まったほんや	小千谷市商工観光課 TEL：0258-83-3512

開催月	エリア	目的	イベント名	概要	主催者
	市			ら洞まつり。山谷・坪野地区住民総出で大量の雪の積もった雪原に、大小約 5000 個のほんやら洞(かまくら)をつくり、日暮れ時からろうそくが燈される。	
2月下旬	小千谷市	祭り	おぢや風船一揆	雪原まつり。大きな熱気球が雪野原をカラフルに染める。日本を代表する熱気球大会「日本海カップ・クロスカントリー選手権」。場所：小千谷市西中	小千谷市商工観光課 小千谷市城内 2-7-5 TEL 0258-83-3512
4月中旬～5月8日	小千谷市	祭り	船岡公園まつり	春は桜、初夏はアヤメが咲き誇る船岡公園。新潟県の「新八景」の一つ。民踊と舞踊の夕べ、カラオケ大会などが開催される。	小千谷市商工観光課 小千谷市城内 2-7-5 TEL 0258-83-3512
5月～11月	小千谷市	イベント	牛の角突き(闘牛)	この地域の闘牛は沖縄や宇和島などの闘牛とは異なり、古式をそのまま伝承しているもの。5月から11月まで年8回開催される。場所：小千谷市小栗山	小千谷市商工観光課 小千谷市城内 2-7-5 TEL 0258-83-3512
7月13～15日	小千谷市	祭り	二荒神社祭礼	山の神(天狗)を中心に伝統芸能である豊年獅子舞と、屋台人形巫子爺等。郷土芸能。場所：小千谷市本町	小千谷市商工観光課 小千谷市城内 2-7-5 TEL 0258-83-3512
8月20～22日	小千谷市	祭り	おぢやまつり	名物「からくり万灯」が練り歩き、大民踊流しや花火大会など市民総参加の祭りである。	小千谷市商工観光課 小千谷市城内 2-7-5 TEL 0258-83-3512
9月9～10日	小千谷市	祭り	片貝まつり	400年に及ぶ歴史がある片貝の花火。浅原神社秋季大祭とも言われ、神社に花火を奉納し、花火の玉送り行進、古式豊かな筒引きが行われ、三尺玉発祥の地にふさわしく世界一の四尺玉打上げが行われる。	小千谷市商工観光課 小千谷市城内 2-7-5 TEL 0258-83-3512
2月11日	堀之内町	祭り	雪中花水祝	猿田彦、天鈿女命、山伏、神官、ミコ、婿、袴を着た雑色、総勢約100人がまめ、餅、升酒などを見物人に配りながら町内をねり歩く。婿に神水をあびせ、子宝・夫婦和合を祈る行事で、江戸時代の著書「北越雪譜」に紹介されている。	魚沼市観光協会 TEL 02579-4-5834 FAX 02579-4-2353
8月14～16日	堀之内町	イベント	大の阪踊り	国の重要無形民俗文化財。大の阪は、堀之内町に伝わる踊りと歌で、元禄ごろ、京阪と往復取引した問屋衆によ	大の阪の会 堀之内町大字堀之内130 TEL 02579-4-4111

開催月	エリア	目的	イベント名	概要	主催者
				って伝えられ、今に受け継がれている。 八幡宮の境内で行われる。	
9月 14 ~ 16日	堀之内町	イベント	屋台ばやし	約180年前・京都から伝わり祇園祭り風に三味線を中心に4打物で合奏した曲で、堀之内町十五夜まつりに踊り屋台につづいて町内を廻る。	魚沼市観光協会 TEL 02579-4-5834
9月 14 ~ 16日	堀之内町	祭り	堀之内十五夜まつり	踊り屋台, 屋台囃子, みこし, 民踊流し, 花火大会, 町内一周駅伝大会等, 特に見逃せないのがみこしの魚野川下り。	魚沼市観光協会 TEL 02579-4-5834 FAX 02579-4-2353
11月 1日	堀之内町	祭り	お神送り	毎年全国の神々が出雲大社に集合し、緑組等が相談されると伝えられる。旧暦神無月の行事。11月1日に神々を送り出し12月1日に迎える。露店が立ち並び早朝から近郷の人々でにぎわう。	魚沼市観光協会 TEL 02579-4-5834 FAX 02579-4-2353
12月 1日	堀之内町	祭り	お神迎え	11月1日のお神送りに出雲大社へ送り出した神々を12月1日迎える。露店が立ち並び賑わう。	魚沼市観光協会 TEL 02579-4-5834 FAX 02579-4-2353
1月 15日	広神村	祭り	さいの神	当地方の小正月行事。栗の木やワラを組み各戸の正月の門松やしめかざりを集め高く積み火をつけて集落民全員がこれにあると健康になると言われる。無病息災の祈りの行事である。	魚沼市観光協会
2月 第3土 曜日と 日曜日	長岡市	祭り	長岡雪しか祭り	「雪の巨大ピラミッド」「100だるま大会」「雪しかステージ」など, 多彩なイベントが盛りだくさん。	長岡商工会議所 長岡市坂之上町 2-1-1 TEL 0258-32-4500
4月 上旬 ~ 4月下 旬	長岡市	祭り	悠久山桜まつり	2,500本の桜が悠久山公園を色彩り, 期間中約500個のちょうちんも取り付けられ, 夜桜も楽しめる。	長岡観光・コンベンション協会, TEL 0258(39)1187
7月 15日	長岡市	祭り	流鏝馬	馬を走らせながら的に弓を射る行事。金峯神社で行われる。	金峯神社, 長岡市西蔵王 2-6-19 TEL 0258-32-2337
8月 1日 ~ 3日	長岡市	祭り	長岡まつり	1日の前夜祭から3日までふれあい広場やわんぱくおまつり広場など様々なイベントが行われる。中でも2・3日の大花火大会は見もので, 名物正三尺玉をはじめナイアガラスターメインやベスピアススターメイン等2日間で約2万発の花火が打ち上げられる豪快な花火大会。	長岡まつり協議会 長岡市大手通 2-2-6 TEL 0258-39-2221 FAX 0258-39-3234

開催月	エリア	目的	イベント名	概要	主催者
11月 1日～ 7日	長岡市	祭り	秋まつり	菊花展，錦鯉展示即売会，美術展が行われる。	長岡市観光課 長岡市大手通 2-2-6 TEL 0258-39-2221
11月 5日	長岡市	祭り	王神祭	信濃川でとれた鮭を神宮が手をふれないで火箸と包刀で料理しお供えする全国でも珍しい行事。	金峯神社 長岡市西藏王 2-6-19 TEL 0258-32-2337
1月 2日	栃尾市	イベント	岩戸舞	元禄年間，村松の殿様が長岡への道中，葎谷で休憩するときに殿様を慰めるために披露したのが始まり。獅子舞が各家々の新年の厄払いのお清めをする。	栃尾市商工観光課 栃尾市金町 2-1-5 TEL 0258-52-2151 FAX 0258-52-3990
2月 第2土 曜日	栃尾市	祭り	巢守神社 裸押合大祭	毘沙門天を巢守神社に祭り豊作を祈願したのが始まり。下帯一本にわらじ履きの男たちが裸で大ローソクを先頭に押合堂に練り込み，社殿正面の毘沙門天像の前で押し合い，福札を奪い合う。	栃堀区事務所 栃尾市栃堀 4344 TEL 0258-52-3521
3月 第2日 曜日	栃尾市	祭り	ほだれ祭	高さ 2.2m重さ 600kg の陽根型御神体を祀り，良縁・子宝・子育て・家内安全・五穀豊穡を祈願する奇祭。	来慶商店 栃尾市来伝 1018-1 TEL 0258-58-2402
4月 29日	栃尾市	祭り	諏訪神社春 季大祭大名 行列	大名行列と神事の渡御を合わせたもので，総勢 600名，長さ 300mを越える大名行列。	栃尾大名行列保存会 (諏訪神社) 栃尾市表町 2-2 TEL 0258-52-2806
7月 24日	栃尾市	祭り	秋葉の火祭 り	火防神（ひぶせのかみ）として信者は，全国におよび，毎年 7月 24日の大祭には，秋葉山火祭り秘法が行なわれる。	栃尾市商工観光課 栃尾市谷内 2-7-7 TEL 0258-52-2318
8月下 旬	栃尾市	祭り	とちお祭	全国でも珍しい、樽みこしを使った綱引きや、時代や地域柄を反映した仮装で市内を練り歩く「仁和賀（にわか）行進」、その他「みこし渡御」や「大民踊流し」、5,000発の花火が夜空を彩る「大花火大会」など行われる祭り。	栃尾市街地 栃尾市観光協会 TEL：0258-51-1195